



289

289-Ma74ㄅ



梅園



公孫氏



始









289  
MA74



茶禪  
不昧公

高橋梅園著  
實雲舍刊



381

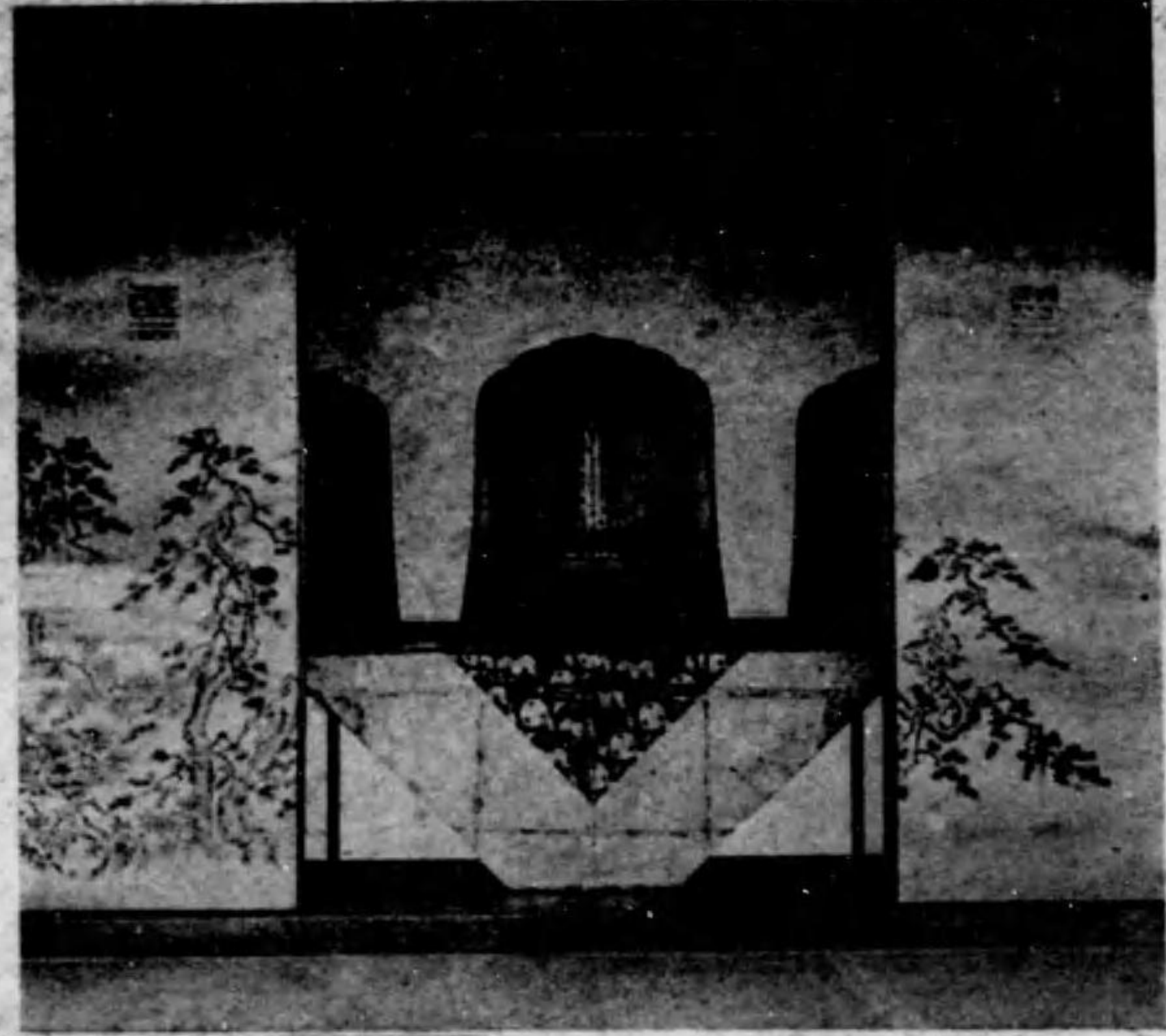




不昧公肖像（松江月照寺藏）



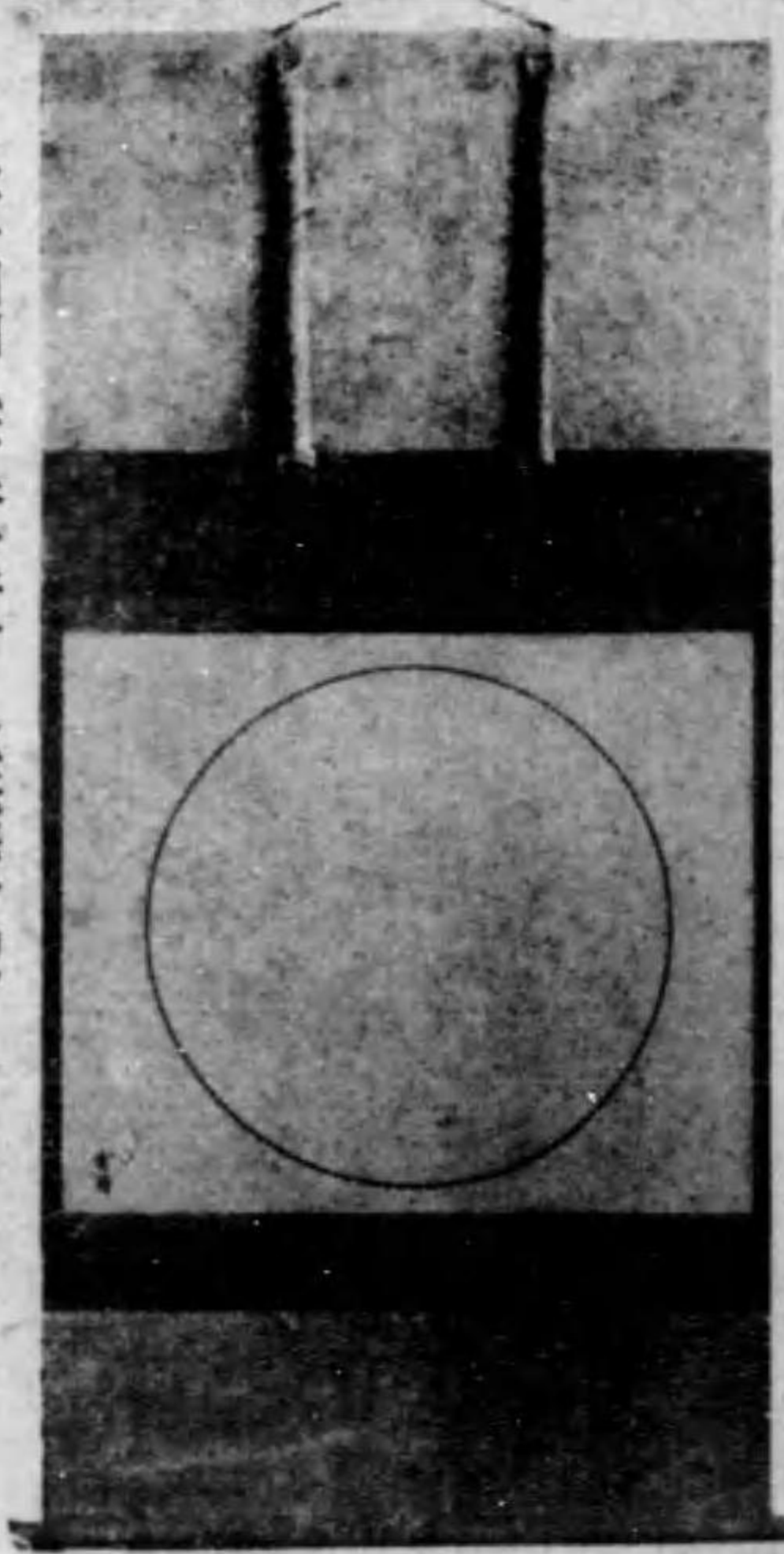
所廟公味不・庵蓬孤都京



墓公味不・寺照月江松



雪舟圓相（不味公寄附・孤蓬庵什物）



不味公遺偈（孤蓬庵什物）



墓舊公味不・寺德天保久西京東

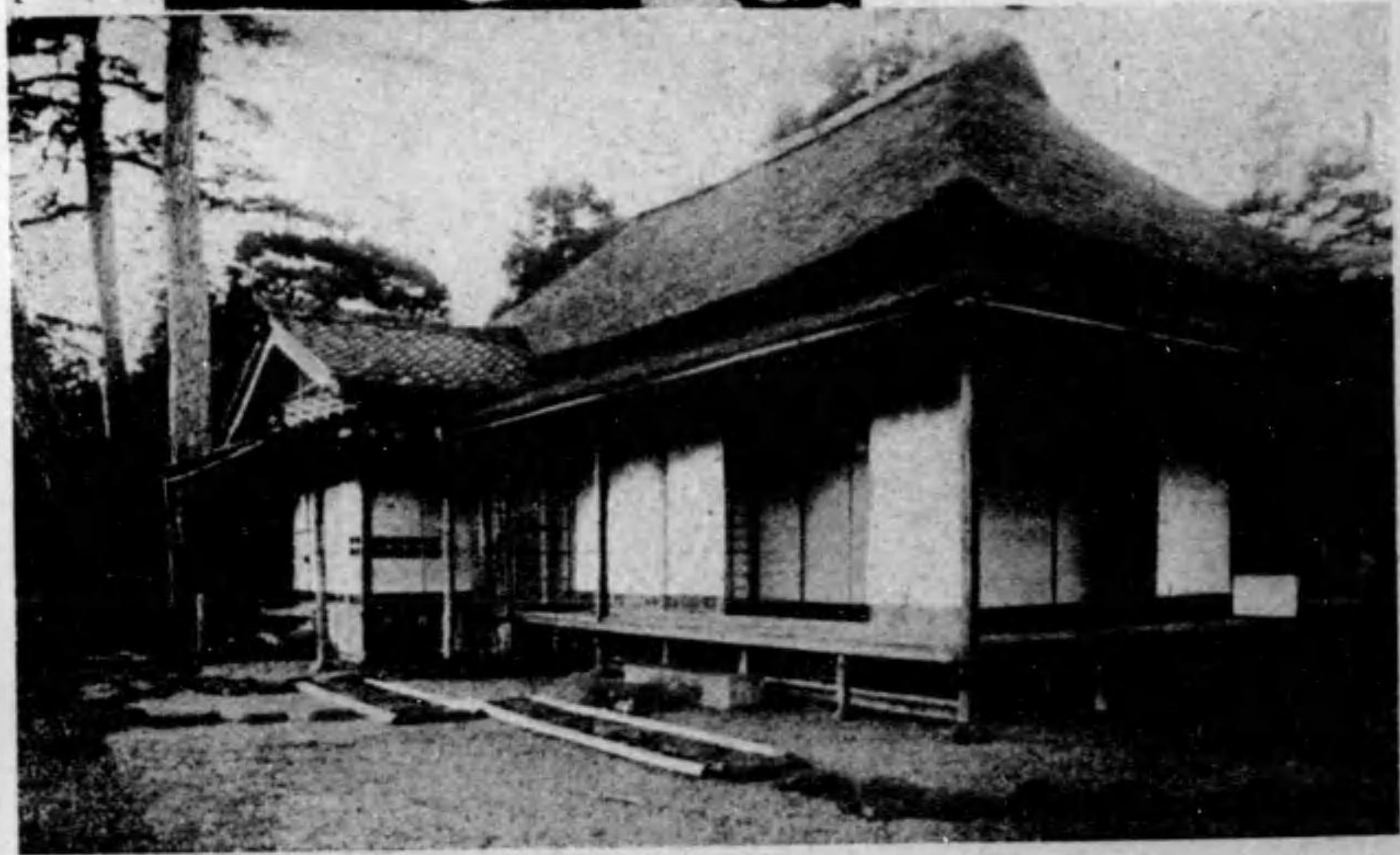






不昧公好みの「菅田庵」

同 向 月 亭



松江月照寺内  
父宗衍公壽像碑



出雲久多見村  
不昧公壽像石の本石





筆塚（塙保巳一撰文・酒井抱一書）



同・不昧公及び夫人分墓



不昧軒（額・簡堂伯）

護國寺境内  
圓成庵附屬茶室



遺愛の石燈籠



遺愛の大蹲ひ







不味公  
一行物

白石潭清皎潔

(藏家平松)

一息も入らぬ

不味公

(田雲・神門寺藏)

不味公短册(著者藏)  
箱書(右)松平簡堂伯

松平不味筆

(藏者著)紙色院樂彭

三

石のあつらんうそせも高のり

いそりそれ  
矢田村  
あつらん  
心い  
あつらん



大水小水尚書大傳大  
水小水東流賦海  
一日二日同上阜陶漢  
西阿佩文如  
賦天抗舉  
垂於西阿  
巴峽猿啼  
會經巴峽  
心肝也斷  
甲別  
得得字典  
音猶言特

武溪集卷上

參學比丘海旭編

不果專及計音至  
怨之恨之頃者同  
其造物先師編

天明二年五月

雲國反位四任下信從兼寺習  
源朝臣松平治部謹識



不昧公筆・武溪集跋

之不朽雖焚教外列傳不  
立文字呼作祖師禪早已  
落第二況於文字禪乎道  
流莫謂將錯就錯者也  
平時

真和之今文孟谷

雲國反位中同守世四任下  
源朝臣松平治部謹識



同・蒲庵稿序

不昧公筆  
息消公昧不  
三月廿一日

(藏者著・作雄泉今・箱) 息消公昧不



(來傳家西小) 面壁畫









松江城内稻荷社額



額社神布賢・江松



額寺水清・雲出



額寺畑一・雲出



松江・善光寺額

赤松城南跡陀羅場  
大崎金池善光精舎

大崎金池善光精舎  
大崎金池善光精舎

(出雲・神門寺藏)

弘治文師  
伊呂波寺

伊呂波寺

國富村の三寶 (イ)旅伏社額 (ロ)三玄寺額 (ハ)水市郎右衛門藏



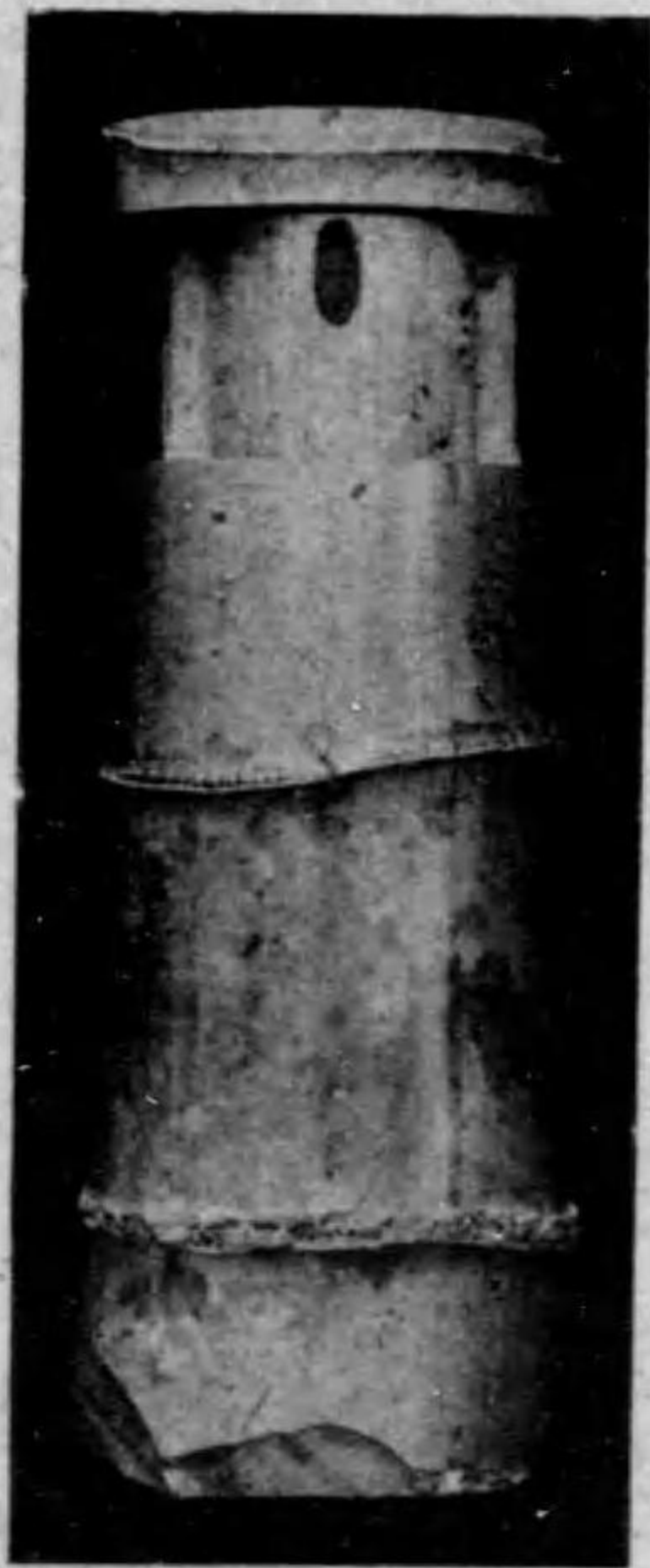




不昧公押印入 陶製花入  
 (國幣中社 美保神社藏)

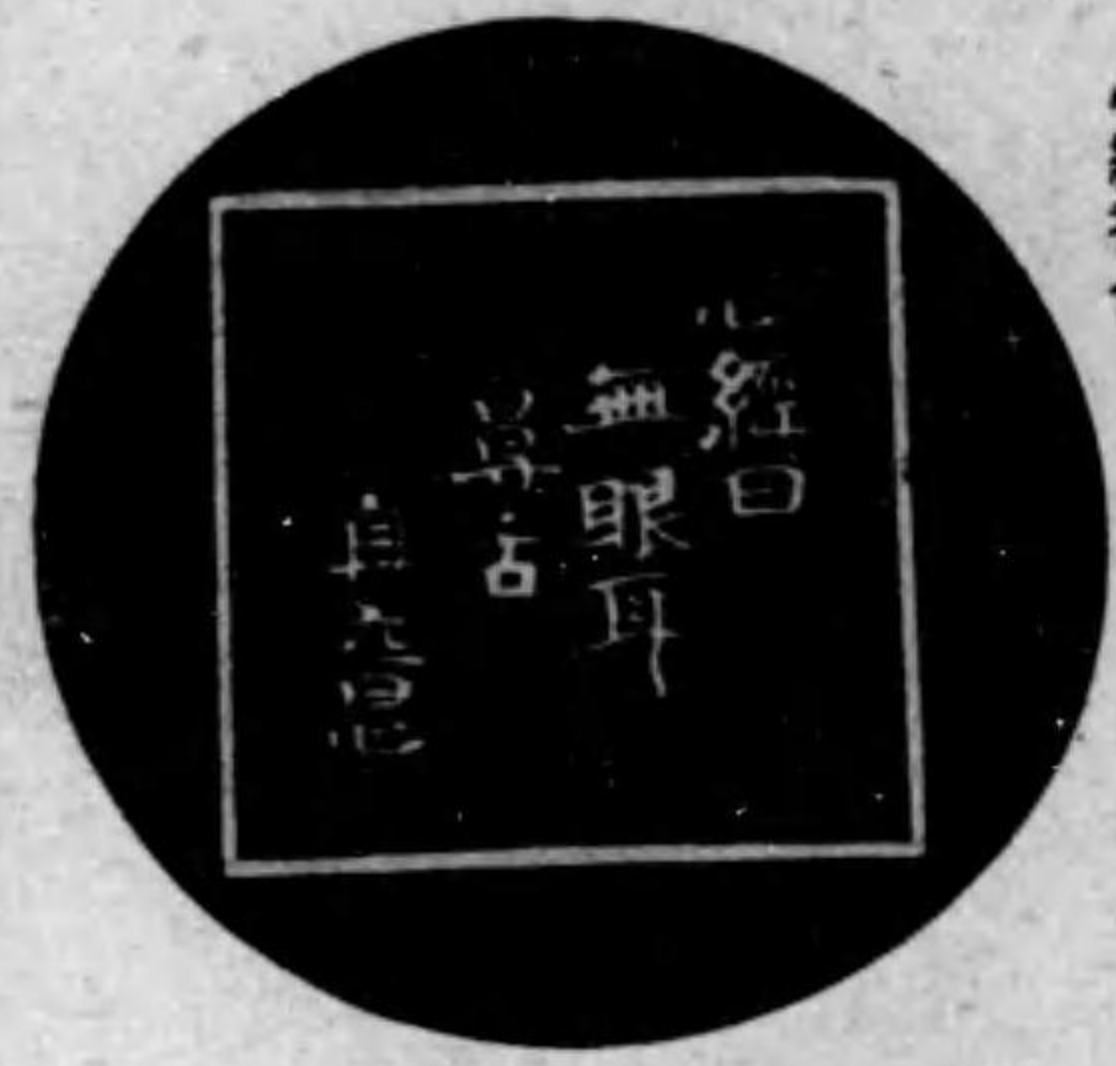
(國幣小社 佐陀神社藏)

不昧公作  
 竹花入・銘蛙聲



陰陽麻葉透彫 (如泥作) 東京帝室博物館藏





心經香合



大菊



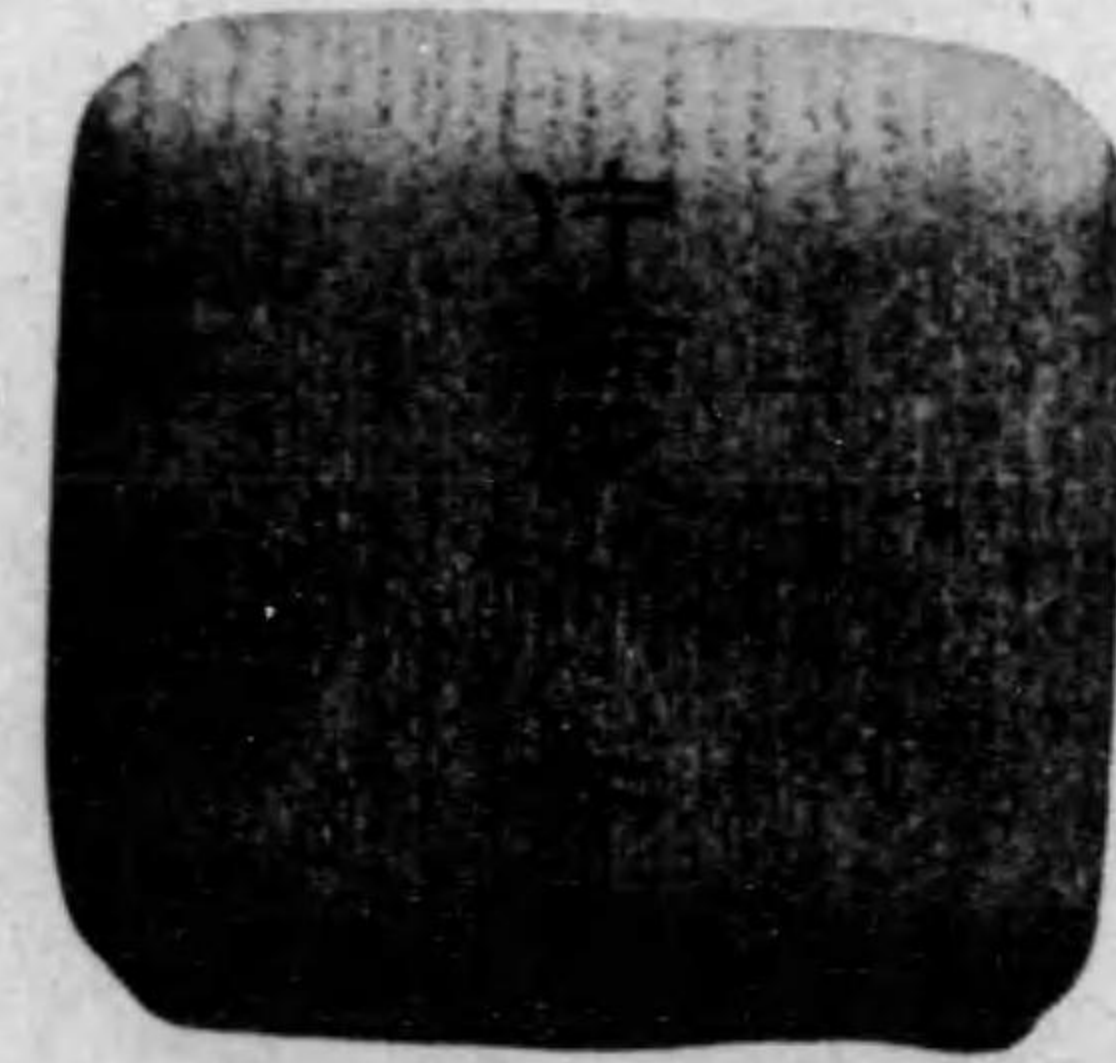
面絲目雪吹



獨樂庵常住釜

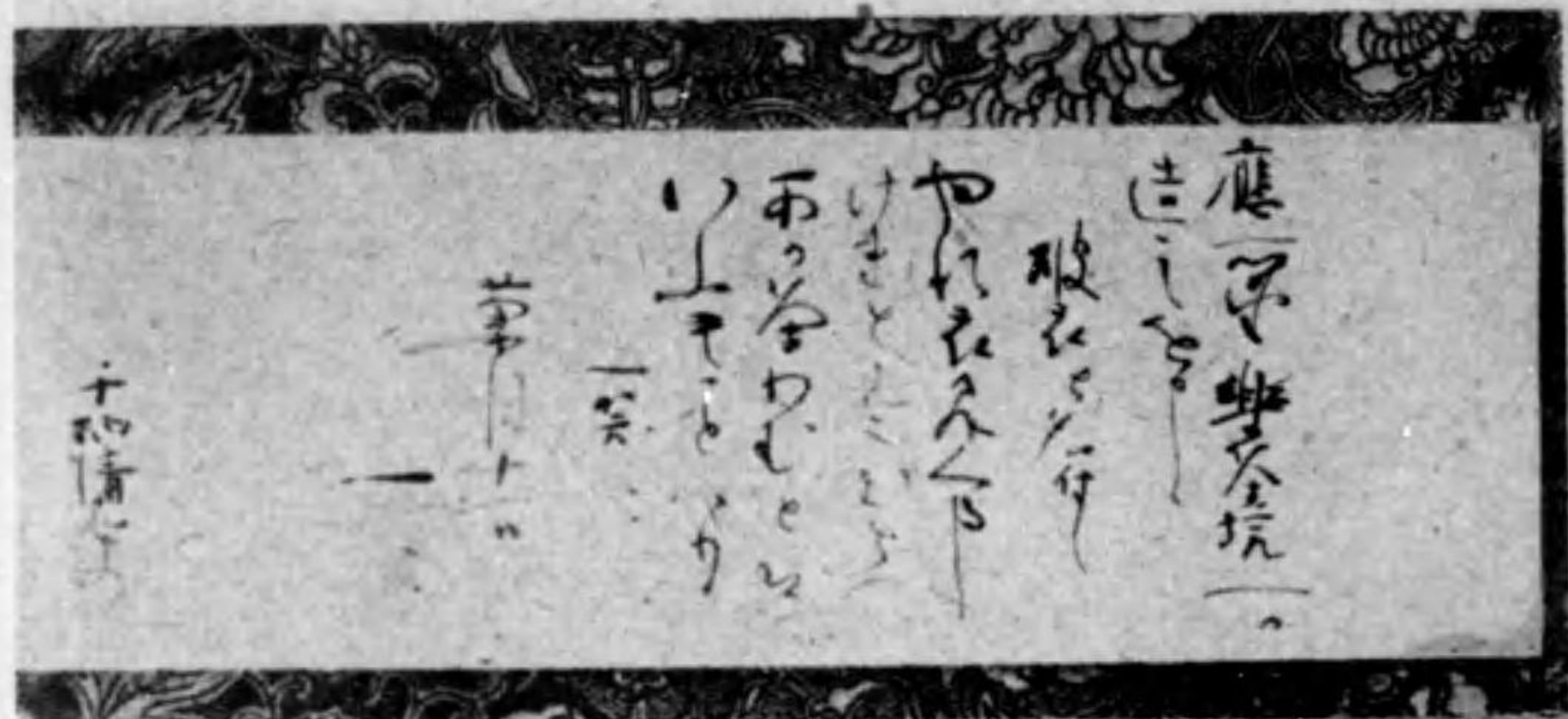


雜器



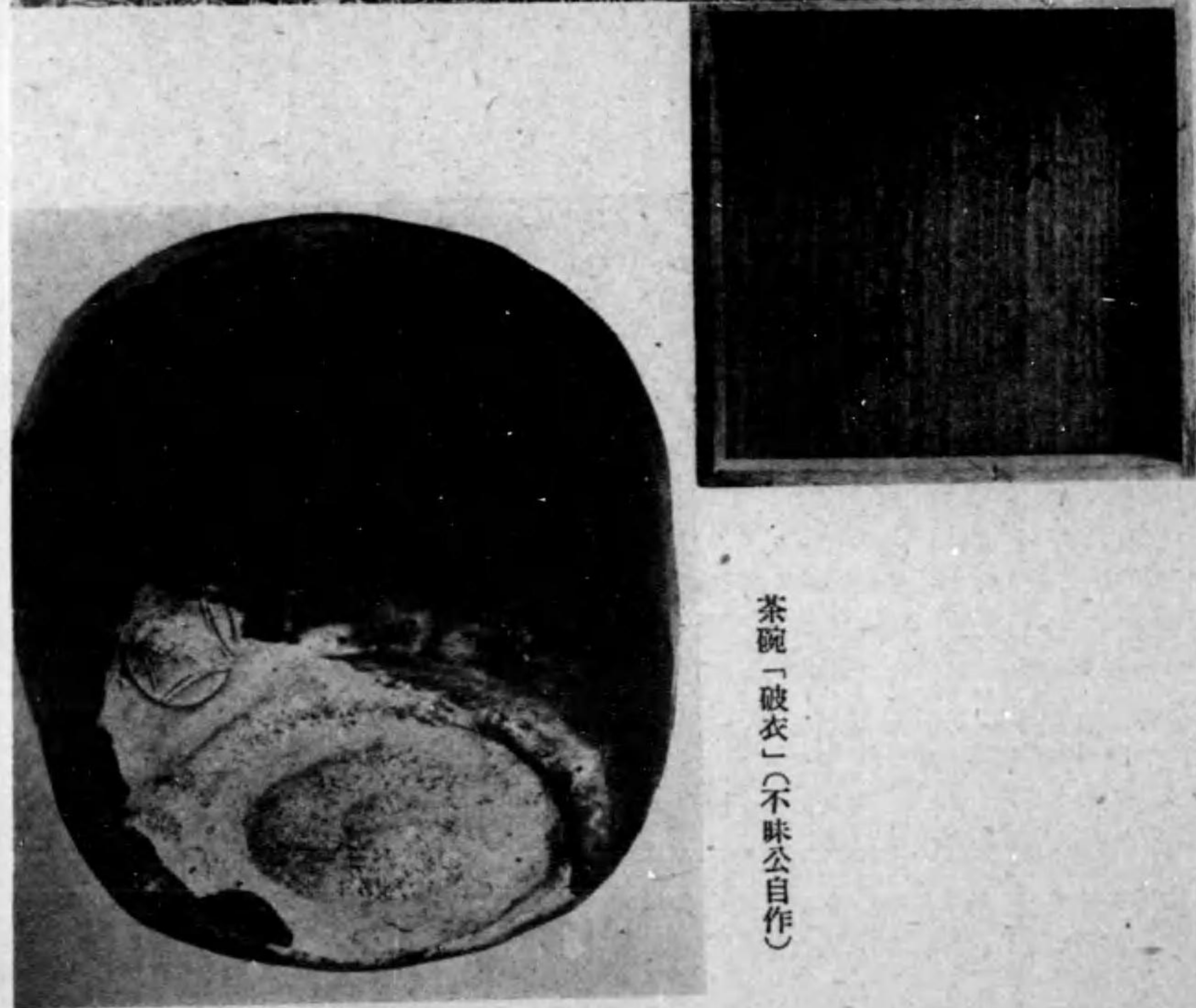
片輪車香合





破衣添手紙

(名古屋・横井半三郎氏藏)



茶碗「破衣」(不昧公自作)



不昧自作茶杓

不昧自作尺八花筒

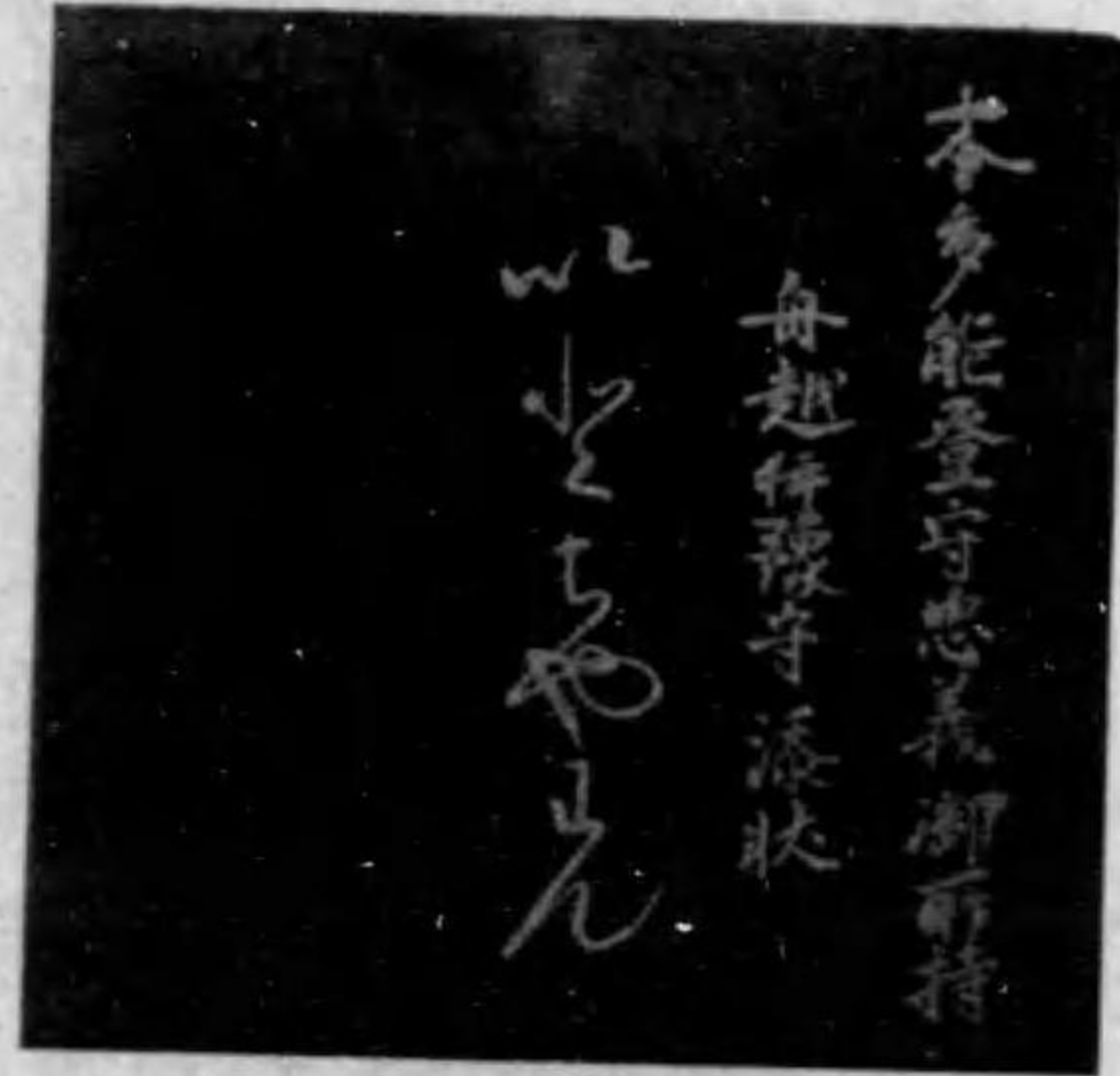








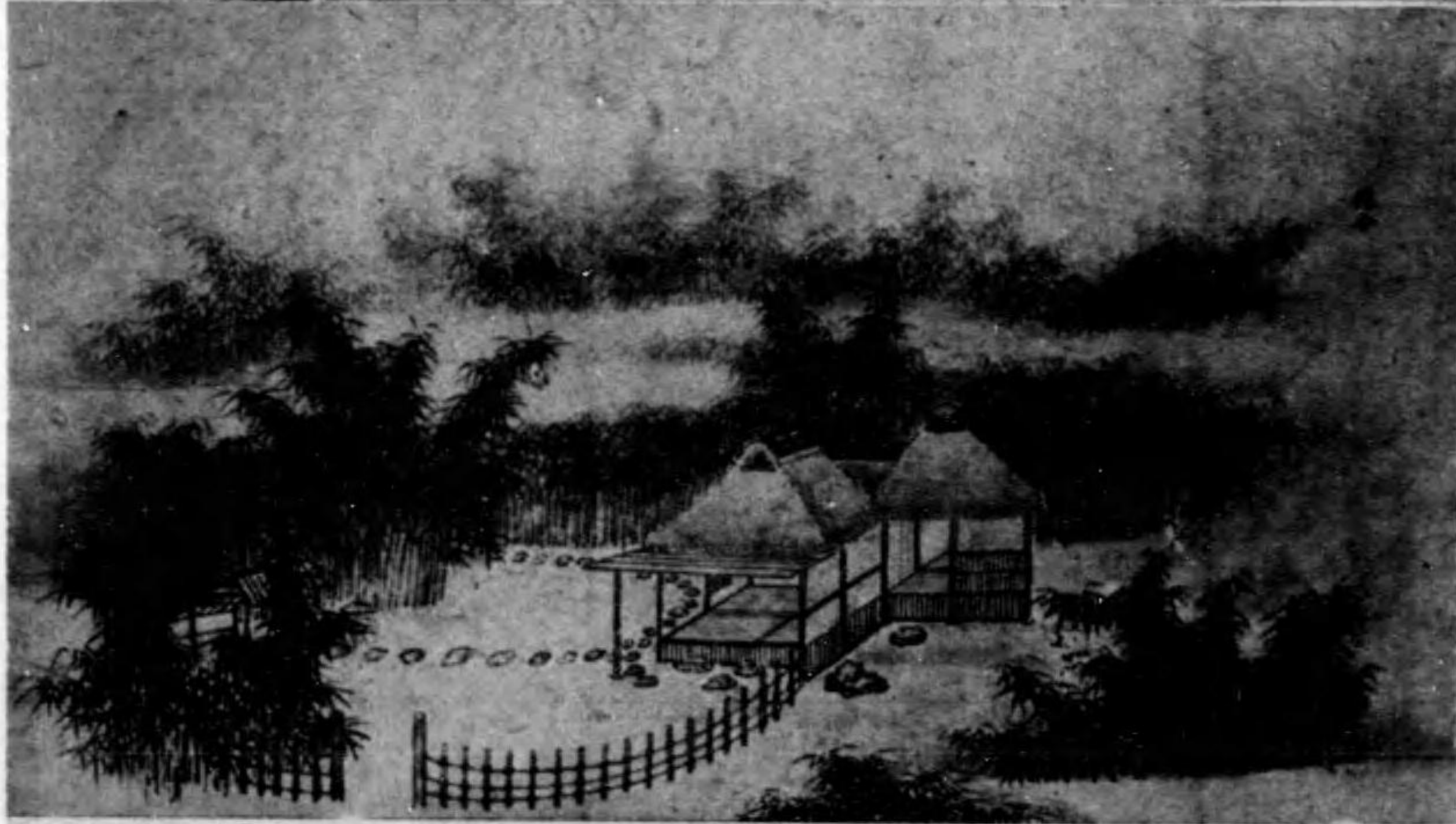
伯庵 (不昧公所持)



國寶・喜左衛門井戸 (孤篷庵藏)



(寫實晁文谷) 堂休利舍入直・莊別崎大



(寫實晁文谷) 合待水清・同



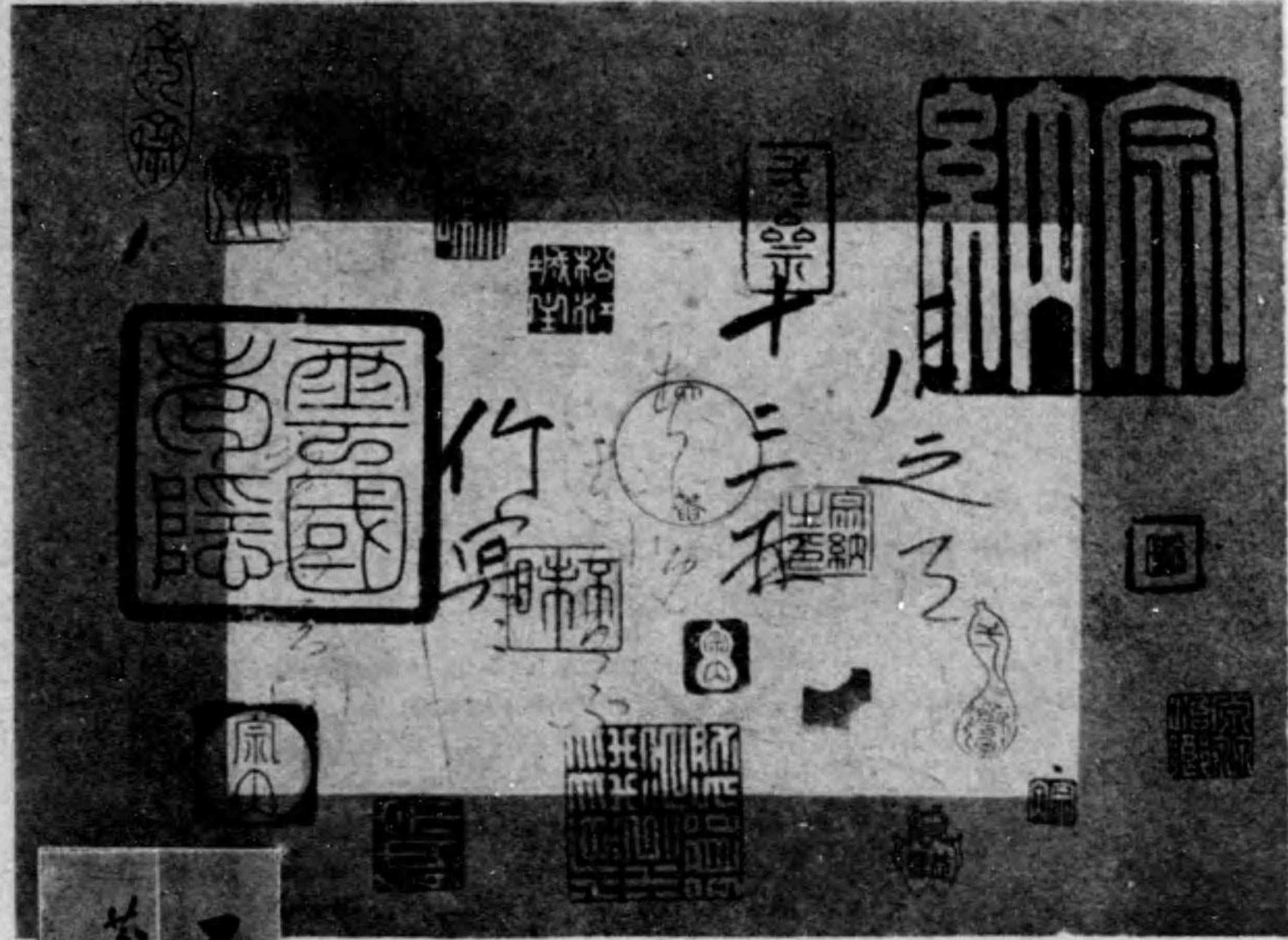
圖全・莊別崎大



(寫實晁文谷) 庭樂獨・同



不昧公印影（著者藏）



不昧公印影

此天徳寺不昧公印影、松本重信公印影也  
大正四年五月

自序

世に茶人不昧を知りて名君不昧を知らざるもの多し。公は極度の疲藩を興隆して未曾有の富藩たらしむ。即ち本書治績及び人材登用の章に詳述せり。畏くも其の功績天聴に達し、大正四年贈従三位の恩命に浴せり。また名君不昧を知るも武將不昧を知らざるものあり。乃ち本書武術奨励の條に、その概綱を説述す。公は魯寇に備へ、運河を掘り、城内の警備を堅め、御旗揃と稱して、法眼無瑕の旗の下に今日の所謂陣頭指揮を行へり。

凡そ徳川二百五十年史中、名君と稱せられしもの他藩にその例なきにあらず。秋田の上杉鷹山公、加賀の前田松雲公、岡山の池田新太郎少將、熊本細川重賢公、薩摩の島津榮翁公の如きは、即ち是れなり。されど、不昧公がこれらの名君と異り、唯一藩の名君たるに留まらず、天下の不昧公として永遠不朽のものと成りしは、眞に茶禪不昧公たりしに在り。

千利休は茶聖として何人も尊ぶ所なれど、其師古溪和尚の蒲庵稿には禪餘茶事を學ぶとあり。



誠に休居士の禪道修行の効果は、その末期自らの潔かりしに知らる。不昧公も單なる茶人にあらず、その禪道の修養は隨所に顯はれ、治國經濟の上に、武術傳授の上に、名物茶器の蒐集、御好み茶器の上に、悉く禪意の發露を見る。彼の禪書の刊行、偶頌の巧妙に至りては、珠光・利休・石州・遠州等の諸茶聖に全く看るべからざる偉大の功績を残せり。乃ち本書を題して茶禪不昧公となせる所以なり。

昭和十九年六月十八日警戒警報の下に

梅園 高橋龍雄

識す

目次

例言

- 一 大正五年、松平家の命に因り、和本松平不昧傳三冊を編す。但し非賣品施本なり。後慶文堂、その口繪を省き、本文のみを洋本一冊として刊行せしが、大正震災の爲め紙型全部を焼失せり。
- 一 十數年前、再び松平家より、不昧傳の増補修正の命を蒙りしが、簡堂伯御在世中に、隠まる所なくして畢りぬ。乃ち本書は、其の稿本を更に修訂せるものなり。
- 一 舊本は誤謬多く、遺漏の點も尠からず。知るに隨て訂正増補せり。また口繪の如きは、舊本の二三を探り、他は悉く新に撰定せり。
- 一 超非常時の大戦下、紙の配給を始め、圖版の作成等、種々の故障を排除して、本書の刊行を成し遂げしめられたるは、賣雲舎の好意、盡力に負ふ所頗る多大なりしを感謝す。

著者 梅園 識す



# 茶禪不昧公 目次

## 第一篇 傳記

- 一時代観……………三
- 二雲州松平家……………一〇
- 三公の幼時……………一四
- 四元服及襲封……………一八
- 五治世、退隱、逝去、贈位……………二三

## 第二篇 治績

- 一人才の登用……………四一
- 二國內の巡視……………五五

三 神門郡の砂防工事……………六一

四 出雲大川の治水工事……………六四

五 佐陀川の開鑿……………六九

六 殖産工藝……………七六

人蔘畑—木實方—畜産—製紙—鐵山—諸工藝—(イ)木工—(ロ)漆工  
(ハ)陶器 樂山燒 布志名燒

七 皇室との關係……………一一

八 幕府の公役……………二五

九 武術獎勵……………三〇

五流—越後流—唐船番—御旗揃—其他の武術—鷹野

## 第三篇 茶道

一 傳統……………三四

二 不昧流……………四五



三 門 人	一五七
四 贅語及茶礎	一七一
五 大崎名園	一七九
六 孤 篷 庵	一九七
七 茶 友 錄	二〇九
八 御 好 み	二三三
九 茶 會	二三六
一〇 著 述	二五六
一一 公遺愛の名器 道具帳 主要なる名物道具	二六四
第四篇 學藝・家庭・逸事	
一 禪 學 大巖 誠拙 偈頌	二九八
二 儒 學 瀧水 白鹿 天愚孔平	三三一
三 書 道	三三八

四 文 藝	三四八
五 神社佛閣の類	三六一
六 家 庭	三六五
七 逸 事	三八三

第五篇 百年忌茶會展觀

一 東京松平伯邸の百年忌大茶會	四一四
二 京都孤篷庵の百年忌茶會	四三〇
三 松江市興雲閣の百年忌展覽	四三三
四 東京三越の百年忌大展覽	四三八
松平不昧略年譜	四五五
圖 版 (口 繪)	
一、不昧公肖像 二〇八頁参照。公の武將としての肖像全く見當らず。此の僧袂茶人姿の繪の筆者も不明。	一
二、松江月照寺 不昧公墓 三九頁参照。	二



- 三、東京西大久保天徳寺 不昧公舊墓 三八頁、三九頁参照。
- 四、京都孤蓬庵 不昧公廟所 二〇〇頁、大圓庵の記事参照。
- 五、(孤蓬庵什物) 雪舟圓相 一九九頁、二〇二頁、二〇三頁参照。
- 六、(孤蓬庵什物) 不昧公遺像 三七頁、一九九頁参照。
- 七、松江月照寺 宗衍公壽像碑 一三頁、三三四頁参照。
- 八、出雲久多見村 不昧公壽像碑の本石 一三頁参照。從來來侍石と云傳へられたれど、正しく久多美石なり。壽像碑臺の龜石も同石なり。
- 九、不昧公好みの菅田庵
- 一〇、同向月亭 一六八頁、二三三頁参照。
- 一一、東京護國寺公の筆塚
- 一二、同不昧公及び夫人分墓 三八頁、三九頁、三四五頁、三四六頁参照。
- 一三、護國寺境内圓成庵附茶室 不昧軒 不昧軒の類は、故伯爵松平直亮翁の筆。
- 一四、遺愛の石燈籠 遺愛の大躰 石燈籠は不昧軒の庭に据ゑられ、大躰は同成庵本席の入口に据ゑらる。前者はもと松平家であり、後者は麻布區天徳寺墓側に在りしもの。
- 一五、圓相讚(天眞寺藏) 三〇〇頁参照。公案の興化打維那といふは、興化寺の存獎和尚が、維那の役を勤め

- をりし克資といふ僧に、一筆を興へし故事。公はこれを解くに、武將と達磨との問答中、「不識」といふ語に因て開悟し、これだに解くれば、かの碧巖録、無門關、從容錄などにある、拍樹子、麻三斤、乾屎橛、燒庵、勘破、背觸などいふ語も、忽ちに氷解せられたるを以て、この圓相讚は、公が禪學修行の最後の修了證といふべきものなり。
- 一六、一點字幅(天眞寺藏) 天眞寺藏書幅中、最上のも。圓相仕立にして、一點字の位置、署名の様、寸分の透なく、大圓庵不昧公の天來の妙筆、圓相讚と並び賞せらるるものなり。
- 一七、竹笈二三升の幅(天眞寺藏) 竹笈二三升野水云々の句は、某禪師の語らしく、細字の揮筆破柴四五束云々は、公の作なり。公署名の上に、書於三山庵燈下とあれば、公がわざわざ多摩川縁の大嶺の山庵を訪れて一泊し、燈下に認められたるものなるべし。公の書數多けれど、かくの如く整ひたる圓熟の妙筆は、殆ど他に比類なし。三〇五頁参照。
- 一八、不昧公一行書(松平家藏) 不昧公寒山の詩「我心似秋月、碧潭清皎潔、無物堪比倫、教我如何說」の第二句。
- 一九、神門寺の一行書 本書は唐様より定家流に移らんとする時の書風らしく見ゆ。神門寺は公の巡國の際、屢々立寄せられたる名刹なり。三六四頁参照。
- 二〇、不昧公短冊 筆者の第遠藤萬川、古本屋にて發見。松平家の鑑定を経て、京都春芳堂に命じ、不昧公



一〇 好の表装に仕立て、簡堂伯箱書す……………二二

一一、彭樂院色紙 松平家より、故家扶村田朝一郎氏の拜領せるを、筆者譲渡されしもの……………二二

一二、武溪集の序 三二三頁参照……………二三

一三、蒲庵稿の序 三一四頁参照……………二三

一四、不昧公消息 宛名岐水公は、永井大和守（一五八頁参照）本消息中、翠光（四二八頁参照）は公の茶友なるが、一松の傳は審ならず。本書は後人の寫しにて、最も上出来のものなりと云ふ。或云、公晩年の消息は、後に茶掛幅となるものと豫想して、殊に寸法書體に注意せられしものにて、公の眞筆なりと云ふ。今参考の爲め、敢て之を掲ぐ。もと青山泰石氏藏、氏此幅を懸け、今泉雄作翁と余とを茶事に招す。茶事後、余が面前にて今泉翁箱書せり、氏後筆者譲受く……………二三

一五、達磨畫讀（小西家傳來）近年名古屋某家入札の際、六千八百餘圓にて落札せるもの。これと同様の幅東京岸傳一氏（もと松江瀧川家藏）にもあれど、出来は此の幅に及ばず……………二三

一六、不昧流居相傳書 箱二、卷物二。一二三頁より一二六頁まで参照。不傳流の形式的武術は、一川五藏より習得せられたるが、その極秘眞傳に至りては、公の禪道修行に於て體得せられたるものにして、改めて公より五藏に傳授せられたるものなり。卷物表装、箱仕立等、すべて公の工夫に因れるもの。粉寫は漆堂齋（一〇二頁参照）の作なり……………二四

二七、出雲清水寺の額 本書は山門の上に掲げらる。三六三頁参照……………二六

二八、一畑寺の額 三六五頁参照……………二六

二九、松江城内稻荷社額 三六二頁参照……………二七

三〇、松江賣布神社額 本書遺失せるため、本額繪馬堂に掲げられたるを、往年筆者これを發見し、今は鄭重に桐官青戸家に保存せらる。金粉寫形は勿論漆堂齋作にて、公の筆致少しも違はず、單に工藝品としても、頗る珍ぶべし……………二七

三一、國富村の三寶……………二七

    (一) 遊山玩水の幅 五四頁より五六頁まで参照……………二七

    (二) 旅伏社 三六三頁参照……………二八

    (三) 禪關 三六四頁参照……………二八

三二、松江普光寺の額 三六三頁参照……………二九

三三、出雲神門寺の額 今市市（もと今市在）神門寺は古來弘法大師のいろは手本を藏せる名刹（三六四頁参照）額は金粉寫形として、本堂の正面に掲げらる。この寫眞はその本畫なり……………二九

三四、如泥作陰陽麻葉透彫 大崎茶亭に在りしもの。これと同年のもの、東京芝公園内紅葉館にあり。絲切鋸を用ひたりとて、麻葉の纖維を細かに彫り残すことは頗る困難なり。これを敢てなし得たる如泥の……………二九



妙工は、後人の追隨を許さず。……………三〇

三五、佐陀神社蔵 竹花入・銘蛙聲 六〇頁、六一頁参照。なほ佐陀神社に就ては、七二頁、七四頁参照。竹は同神社境内の竹叢に生ぜしもの、竹質堅牢、竹花入としての工作や、困難なれど、出来上りは堂々たるものなり。今現に同神社境後にこの竹林あり。……………三〇

三六、美保神社蔵、陶製花入 備前もの、如き丹褐色の細長き小花入。この特徴は公の捺印、即ち指紋が鮮明に型押しせられたるにあり。これこそ公手捏のものにて、天下一品の貴重なるものなり。……………三一

三七、獨樂庵常什釜 一八六頁、一九五頁参照。……………三一

三八、雜器臺 三八二頁参照。……………三一

三九、片輪車香合 二二六頁、二七八頁参照。漆壺齋作。……………三一

四〇、心經香合 二二六頁参照。漆壺齋作。……………三一

四一、大菊臺 二二四頁参照。……………三一

四二、面絲目雪吹臺 二二五頁参照。……………三一

四三、不昧公作尺八花筒。……………三一

四四、不昧公作竹茶杓銘花 右二品、いづれも松平家蔵。尺八花筒には「一々」の署名。茶杓には出羽守の一字「羽」。歌は「ながらへて八十年の春にあふことは花見よとての命なりけり」公の自詠、理想的の歌なり。……………三一

なり。メの所は俗に瓜印といひて、公の茶器に屢々用ひらる。茶杓は石州流遠州流の傳統を汲みて、更に公一流の雅致を添ふ。……………三二

四五、不昧公作「破衣」茶碗 四二四頁参照。絲卷型印は竹印なり。添手紙は名古屋・横井半三郎氏蔵……………三二

四六、圓悟墨蹟(東京帝室博物館蔵) 二七六頁より二七九頁まで参照。……………三二

四七、油屋肩衝 二八〇頁参照。修復、黒塗挽家袋入、内箱桐革袋入、鏡前付外箱蒲團包。……………三七

四八、園城寺花入 二八七頁、二八八頁参照。利休文は四一七頁、四一八頁参照。……………三七

四九、喜左衛門井戸(國寶) 二〇二頁、三六九頁参照。……………三六

五〇、伯庵(不昧公所持) 二七一頁参照。大正名器鑑に、松平家蔵の伯庵二箇を載す。これは多木傳來のものにて、本歌に勝り、伯庵茶杓約束全部を完全に保持す。桐内箱遠州、黒塗金粉字形外箱不昧公。袋唐織。……………三六

五一、大崎庭園略圖 矢の方向は園内の茶室を巡覽する時、(イ)待合より、(ロ)富士見臺、(ハ)眠雲以下(カ)稻荷社に到る順序を示す。一八一頁以下「大崎名園の記」参照。……………三六

五二、獨樂庵……………三六

五三、直入舍利休堂……………三六

五四、清水待合 以上一八一頁以下「大崎名園の記」参照。……………三六

五五、不昧公印譜 嘗て松平家編輯部編纂の名にて刊行せられたる松平不昧傳、中巻々頭の印譜は、大阪道……………三六



茶 禪 不 味 公

目 次

一四

具商戸田家に存せるものに據りたれば、印影やゝ違へり。これは天徳寺不味公墓を松江に移す時、地中石棺に納めたるを發見し、簡堂伯に請ひて捺印せるものなり。雪川卿の幅「後の月十三夜すゝめおしあふ竹塞し」の上に捺したり。箱書は當時の家令松村上壽夫氏なり。

五六、同不味公印影……………表紙

五七、獨樂庵略圖……………見返し

五八、恣荷、松暎、利休堂、窺原その他各茶室略圖……………一八四—五

題 字……………高橋梅園書



茶 藤 不 湖 公

第一篇傳記



元和僊武以後昇平二百五十有餘年、安全に國を鎖ちて大陸文化の干渉を免れ、絶海の孤島に、思ふが儘に固有の文華を發揚して、こゝに世界の秘密國なる仙界の國土と化しぬ。もしそれ大行列、武士の登城姿を始め、百姓、町人、藝人に至るまで、徳川時代の風俗を繪畫に見るもの、邦人なほ且つ舊劇を観るの感をなす、況して海外の人士が奇異の眼を放ち、ミカドの國民を以て秘密國民となせるも、亦故なしとせんや。

公は桃園天皇の寶曆元年に生れ、仁孝天皇の文政元年に歿し、其の六十八年間、桃園、後櫻町、後桃園、光格、仁孝の五朝に仕へ、家重、家治、家齊の三將軍に事へ、就中家齊の所謂大御所時代に活躍せ



るなり。今や公の歿後僅に百二十餘年に過ぎざれど、これを外國史蹟に對比せば、殆ど數世紀の懸隔あるを覺ゆ。論者或は云はん、豊公の外征後、なほその遠征思想を絶たず、而して三代家光の鎖國主義を採るなくんば、吾が國民の海外に於ける發展、實に著しきものありしならん。惜しいかな、事ここに出でず、蘭西葡人の東洋侵略を知らず、英米佛露の取つて之に代らんとするをも知らず、一小孤島に跼踏し、醉生夢死の日を送り、俄然浦賀灣頭の汽笛に、長夜の惰眠を醒したれど、事既に遅れて、亦術の施すべきを知らず、周章狼狽の極、幕府の倒壊、明治維新と目眩るしき變動を経、偏に歐米の文化を模倣し、辛うじて世界列國の伍班に入るを得たりといへども、大東亞の殆ど全部は白人の支配する所となれり。若し徳川時代の鎖國政策なかりせば、大東亞戰爭を俟たずして、既に日本の威力は大東亞を壓したるべしと。然れども、これ唯皮想の觀察に過ぎず。思へ、もしそれ豊公の外征に繼いで、國內の財政を顧みず、徒に遠征を事とし、海外發展を爲したらんには、國家の基礎こゝに危く、愛國の思想更に固らず、吾邦は遂にフェニキア國の覆轍を襲うて、國民四海に散亂し、國土の安全、國民思想の統一を全うすること能はざりしならむ。是に於てか知る、徳川幕府の政策、一見甚だ固陋偏狭に失したるが如きも、その能く最高威壓を保持して國家統一の實を擧げ、二百五十有餘年の泰平を持續して國民自發の文明を助成し、過去に輸入したる支那思想印度思想をば、渾て皆日本民族の性情に溶化して、純乎たる世界無比の忠良なる人種を形成するに至りしは、實にこの外觀固陋なる政策の賜なりと謂ふべし。思へ、徳川史

を除去して、織豊時代より直ちに明治に接したりとせば、我が大日本は、支那とその運命を同じうしたるやも知るべからず。

徳川史文化の華は、寛永に蕾を保ち、元祿に花と咲き、化政に至りて凋落せり。而して我が不昧公はこの凋落期の一步手前に生存せり。所謂家齊の大御所時代は、徳川史中外面的には隆盛の觀を呈したれど、他の一面より見れば、士風甚だ廢頹して軟文學盛行はれ、奢侈頗る進みて風俗頹に墮落し、金權を掌握する札差、藏元などの商人の前には、國侯も留守居役も、忽ちにしてその武威を失し、遊藝の徒動もすれば大奥を左右し、有爲の輩向上の途を失ひて自暴自棄となり、わが生涯を咀ひて滑稽諷刺に身を没し、町藝者時を得て富籤公行し、寛政の改革も、白河樂翁の鎮壓も、更にその效を奏せず、國庫缺乏して惡貨頻に行はれ、北邊露人の侵入を聞くに及んでも、なほ具に蓋し墓を塗るの彌縫に出づ。不昧公は、かくの如く糜爛せる時代に生存せるなり。

然れども、再思せよ。前述の如き風俗史家の裏面觀察は、未だ以て時代の真相を看破し得たりと謂ふべからず。元祿風俗の廢頹せりといふが中にも、工業美術は驚くべき進歩をなし、時に義士の快舉は忠良犧牲を尙ぶ國民性に共鳴して、武士道の發達を觀たるが如く、大御所時代に於ける風俗糜爛の裡にも支那の儒學は全く日本國化し、林家官學に對して民間諸儒派の氣焰を高めしが、甲論乙駁の間、兼山、金峨の折衷派あらはれ、畢竟漢魏唐宋明代の儒學も、我が國體に順應すべき氣運を促すに至れり。また



かの國學の鼻祖といはるゝ契沖も、水戸義公の提唱せる水戸學も、近世禪學の鼻祖たる白隱禪師も、俳聖芭蕉も、皆元祿の華奢淫靡の時代に逆行して國民的自覺心を惹起したるものとす。之より以後、眞淵、宣長、篤胤の如き和學者國學者の輩出せること、前古無比の盛況を呈したり。出雲和學の祖と崇めらるる千家俊信が伊勢の本居宣長の弟子となれるも、公の治世中寛政三年のこととす。彼等は盛に漢意を排斥し、儒佛を否定せんとしたれども、儒者既に支那思想を化して國體に合せしめ、佛者また能く天朝を尊信して、その皇恩に浴するを以て無上の光榮としたれば、下層の國民は軟文字に酔ひて淫靡俗を成せしと雖も、上層の士人、學者、僧侶は、まさに海外の壓迫を免れて、こゝに日本固有の思潮を確立し、自發の眞理を闡明して、社會を覺醒せんとせり。是を以て我邦の文化は、この大御所時代に至りて愈々國民性と合致し、日本民族の種々雑多なる思想感情は初めて統合せられんとする氣風を馴致したりしなり、故に徳川文化の華は化政時代に至りて凋落せりといはんよりも、寧ろ明治維新を結實せんが爲の前兆と謂ふも、敢て不可なきなり。かの明治維新の改革が容易に行はれ、將軍始め諸侯が、悦んで政權邦土を奉還するに至れるも、この徳川鎖國時代の素地ありしに基く。

抑も徳川時代に於ける各藩の割據は、即ち歐洲に於ける田園都市の姿にして、一城下を中心とし、農圃之を圍み、四民相雜り、有無相通じ、彼此相輔け、以て藩政の美を誇り、藩治の績を擧げんとしたりしなり。八代吉宗公の實業を獎勵せる以來、全國争うて藩治に盡瘁し、秋田に上杉鷹山顯はれ、熊本に

細川重賢出づるあり。其他の各藩、明主賢君の輩出せるもの頗る多し。唯野心の徒、往々向上の途塞がれたりとして幕政を非議するものありしかど、藩民の大多數は、この政治を謳歌して鼓腹擊壤の良民たるを悦べり。是を以て、外觀は武門專制なれど、民本主義、農本主義に因りて、各藩の經濟を立てたれば、藩侯の士民を見ること猶ほ子の如く、慶事あればその歡樂を俱にせしは素よりいふを俟たず、天災あればその困難をも俱に嘗めたり。凡そ當時の各藩獨立の状態は、なほ近世歐洲列國の互に相對立せしが如く、百萬石の大大名より一萬石の小大名に至るまで、その領民の獨立的生存を完うせしめんが爲には、各自競うて藩民を富有にし、兵力を充實ならしめざるべからず。この故に、殖産工藝は各地各所に興り、武術の研究武備の用意も、泰平の爲に廢れたりとは云ひながら、各藩競うて豪邁の士を聘し、武技を鍊り兵略を講じたり。乃ち勤儉と尙武とは、いかに糜爛せる化政時代と雖も、なほ國是として堅牢に維持せられたるなり。唯徳川時代各藩の對峙が、歐洲列強と異なる所は、彼には總體を統一するものなく、我には征夷大將軍あり、更に其上に朝廷ありて、統治の中心を失はざりしこととす。三百の諸侯甘んじて隔年參觀を怠らず、毎歲長途の旅程を繰返して更に不服の情なく、その江戸に集るや、互に藩治を誇りて懇談し、その任國に還るや、中央の文化を移植し、交通の不便なりし日本全國は、この參觀交代によりて血液の循環するが如く、國家をして有機體的の活動を營ましめたり。政治兵馬の權は徳川將軍の手に屬したれど、將軍は皇室より將軍宣下の恩命を拜して存立するものにして、幕末將軍慶喜が大政を奉



還し、嘗て徳川幕府に仕へたる幕臣が明治の聖代の下に忠勤を勵むに至れるも、皆徳川二百五十年治世の間に、鍊磨し研鑽せられたる比較統合的日本思想の結實せるものと認めざるを得ず。

我が松平不昧公は、將軍家の華胄として出雲十八萬六千石を食み、襲封の當初國歩頗る困難なりしに拘らず、國老朝日丹波を簡拔して國政を刷新し、國産を獎勵し、工藝を振興し、數年ならずして富藩となせり。その政策、商人を抑へ、農民を保護し、一見、昔の徳政に似たる點あれど、今日の統制經濟に最も類似せる所あり。かくの如くして藩民の生計を饒にし、これと同時に、武備を講じ、城廓を修め、鍊兵を創め、桃白鹿を聘して雲國藩學の初なる明教館を起し、自らも儒書を學び藩の士人を教育せり。即ち徳川治世中、文武兼備の理想的の大名として多大の治績を擧げたる點に於て、一の遺漏あるなし。舉世滔々奢侈に流れ淫靡に傾くと雖も、公は夙に大巖禪師に就き、後拙誠和尚に隨ひ、茶禪一味を以て修身治國の要訣とせり。かの寛政の改革は壓制的の勤儉を強ひたれど、公は衷心既に知足安分を以て主義とせるが故に、敢て盲従の必要なく、常に自ら儉素を守りしなり。公が山鹿流を越後流に改め、自ら陳頭に立ちて御旗揃の閔兵を爲し、或は幕府が露國來使の警告を傳へざりし以前に於て、既に唐船番を設けて外寇に備へんとしたる如きは、日本海に瀕したる出雲國が露國の侵略に對抗せんがためなりしなり。公はいはゆる治世の英雄として、勇躍騰起せるなり。かの佐陀川の開鑿の如きは、宍道湖の治水工事といはんよりも、寧ろ宍道湖より日本海に通ずる國防上の運河といふべし。思ふに、公の茶道に於け

る、若くは禪學及び歌道書道に於ける、皆これ修養の爲なり。かの幕府の嫌疑を避けんが爲に強ひて茶道に隠れたりと論ずるが如きは謬見の贅語に過ぎず。また公が天下の名物茶器の大半を獨占し、道具道樂に一生を費したるが如く論斷するが如きも、頗る不當の謬論なり。公は藩政改革後、殖産工鑿に勉め、運河を掘り、鐵山を援助し、人參等の海外貿易を行ひて得たる巨萬の黄金を、單に倉庫に死藏して子孫の遊惰に陥らんとするを防ぎ、日本の趣味的財産にして世界無比なる名物茶掛幅、名物茶入茶碗類を蒐集したるは、公が其著古今名物類聚に述べたるが如く、天下の爲にして一人の道樂にあらず。現に今日に於ても、公の保存宜しきを得て、公の箱書を添へ、公の修覆を加へたる茶器は、實に國寶級のものとされるに徴すべし。

その寛仁大度に至りては、素より天資に出づと雖も、多年禪道の修業、與つて力ありしもの、如し。藩民今に至りて、なほ公を敬慕して措かざる所以のものは、人格の崇高、脱俗の風趣、いよ／＼仰いで愈々高きを知るに由る。家治將軍、常に諸侯に向ひて、不昧を以て卿等の模範とせよと言へりと傳へらるゝも、また誠に味ふべきこととす。換言すれば、我が國文物の自發的統合的基礎を握るたる時代に於て、公は茶事に徹底し、遂に一派の宗となりぬ。誠に不昧流茶道は即ち公の自發にして、而して過去諸流派を統合したるものとす。また風俗の紊亂その極に達せる時代に生れて、公は能く俗世を脱出し、禪林に遊びて苦茗を吸り、身や、羸弱なりしに拘はらず、時に甲冑を裝ひて士臣を指揮し、敢て文弱の弊

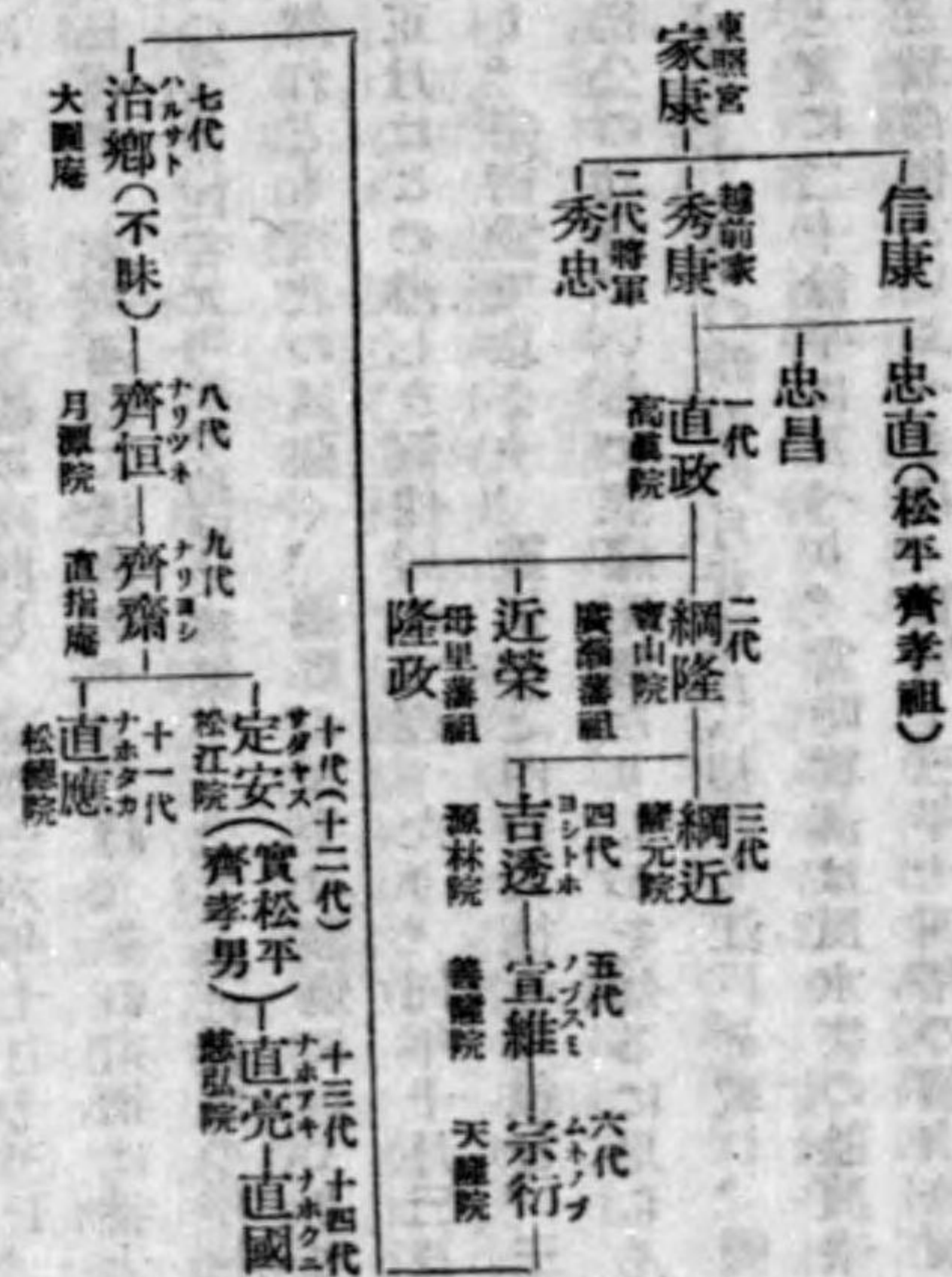


に抗したり。また茶道和歌の一致點を求めて國風を好み、時に夫人の感化を受けてます。敷島の道を  
 娛み、茶に於ける支那思想、禪に於ける印度思想をば碎き合せて茶粉となし、國民性の茶湯釜に煮沸し  
 たるに外ならず。是を以て古今の歌人を崇び、定家遠州の書法を學び、延いて朝廷を尊信し、公が禪學  
 の師たる大巖の爲に、朝に請ひて禪師號を追贈せるが如き、過去の日本に於て、矛盾し、よく融合せざ  
 りし外國思想が、渾然たる國民思想として確立したる時代に、公がその道に於ける代表の標識となれる  
 も、亦偶然ならず。この思想を以てこの時代に立ち、今日のいはゆる食糧増産、工藝の奨勵、統制經濟  
 の上に、公の傳記が現代の態勢に參考となるべき點決して尠しとせず。世上單に茶人不昧を知りて名君  
 不昧を知らざるもの少なしとせず。乃ち本書はこの點に關して頗る力を注ぎたり。

## 二 雲州松平家

出雲は大國主命の神代の史話に名高き大日本國中最古の神國なるが、戰國時代に於ては尼子氏の居城  
 は廣瀬月山に在り、松江城は堀尾氏の築造せるものなり。神代の昔は松江のあたりは海にして、簸川郡  
 も日本海に流れ、宍道湖も中海もなく、出雲風土記に見ゆる三段の國引きは即ち北日本海に列せる三島

嶼にて、遙に南山陰の陸地と相對し、今の大社の地は、馬關と門司とよりも更に廣き海峡なりしもの  
 如し。松江が漁村として出現せるは、鎌倉足利時代の頃なるべし。不昧公は、松江城主第七代の國侯な  
 り。第一代の藩祖は、徳川家康の孫たる松平直政公が、信濃松本より移封せられたるなり。次に雲州松  
 平家の略系を示さん。



不昧公の治績の大半は父君宗衍の賜なり。公を傳するには、必ずまづ父君の偉業を略敘せざるを得ず。



宗衍は號を南海といひ、謚して天隆院といふ。母は伏見宮邦永親王の女天岳夫人なり。生れて未だ三歳に満たざるに、父善隆院宣維に死別し、享保十六年十月十三日、實に三歳にして國主たり。元文二年十月二十六日夜半、赤坂藩邸に近火あり、當時九歳の宗衍は番士を叱咤し、母君天岳夫人と共に難を邸内の深造院（今東都四谷元町松平伯邸に移築す、本尊不動は家康の崇信に係る、天隆院の扁額あり）に避くることを得たり。然れども西北の風強く、藩邸の屋宇は類焼にかゝりて全焼せり。因て青山の下屋敷に移り、元文三年の正月はこの淋しき假住居にて迎へたり。同年十月三日、天岳夫人は四十歳を一期として不歸の客となれり。宗衍慟哭息まず、靈柩を芝西窪天徳寺に歛む。三歳に満たずして父に別れ十歳にして母に別る。宗衍公の幼時、いかに悲痛至極なりしかを知るに足らん。

延享二年、即ち十七歳の時の四月廿三日、初めて江戸を發し、國侯として松江城に入れり。藩民國侯を見ざりしこと實に二十餘年に及べり。當時雲藩は風水害の餘波未だ收まらず、藩の財政頗る困窮なるに加へて、殆ど致命傷といふべきは、寶曆十三年十四年の叡山修覆の工事を幕府より命ぜられたることなり。江戸の噂に、出羽様（代々出雲藩主の稱）は破滅なりとて神社佛閣の祈禱料一兩の金をも貸すものなく、宗衍公は落涙に及べしと云ふ。かゝる國歩艱難に當りては參觀交代も行ふこと能はず、常に病氣を申し立て、幕府の許可を得、江戸にのみ蟄居せり。然れども藩治に關して、出雲藩學の始たる明教館を起し、また國老朝日丹波を拔擢して大改革を行はしめ、おのれは江戸に隱居し、十五歳の不昧をして

國侯たらしむ。乃ち藩富の基礎は、江戸の南海公の指導に由り、出雲の不昧公を活躍せしめて、築きあげたるものなり。

安永七年、南海公五十の賀に達す。當時不昧治世の盛時にて、松江月照寺境内に高さ十四尺餘に及ぶ巨大なる壽像碑を建つ。撰文は天下の奇人天愚孔平、書は豊州の人藤山惟熊、月照寺境内、巍然として大空に聳ゆる偉觀は、確に松江名物の一なり。この壽像碑の巨石は、榎縫郡（今簸川郡）久多美村の久多美神社の境内に在りし巖石を截り取りたるものなり。其地今は森脇護氏の邸後に存し、久多美神社はより下りたる田圃に在り。愈、この巨石を運び出すにあたり、まづ久多美川の水を干して別の流れを作り、川底に孟宗竹數千本を敷き、其上を滑らして、鰯川に達し、兩船の間に、巨石を釣り水中に没して重量を軽減し、愈、宍道湖に向ひしが、暴風起りて出船すること能はず。乃ち神威を畏み、晝夜久多美神社に祈願を行はしめ、風止むを待ちて宍道湖に出でたり。公は爲に同神社に御紋付の幕を獻じ、その本石は今後何人も截り採るべからずとて、その截り採りし痕に地藏尊を刻し、止め石とす。これ全く不昧公の孝心に成れるものにて、いはゞ不昧公親孝行石ともいふべきか。

天隆院宗衍公は一生を通じて艱難辛苦極めて多かりしが、唯一つ華やかなりしは、寶曆五年十一月廿八日、將軍家重に代りて女御入内を祝する爲に入京し、天顏に咫尺し奉りて天盃を賜ひし事なり。蓋し公の容貌頗る秀麗にして、諸侯中此任に當るもの、公を措きて他にあらざりしを以て、殊に選ばれてこ



の大任を果せるなりといふ。而して公の晩年は、不昧公の富裕なる時代に遭ひ、餘生を安樂に送り、天明二年十月四日薨す。年五十四、法名仁譽義蘊南海大居士といふ。芝天徳寺に葬る。其の葬儀の盛大なりしことは、曲亭馬琴の俗耳鼓吹に、次の記事あるにても窺知すべし。

松江老侯(出羽の隱居なり)葬送は、天明二年十月十三日なり、芝天徳寺に葬る、高名の諸侯也。辻々見物多し、飴賣りなど出でたり。墓の石扉に十六羅漢あり、榮川典信の下畫なり、めぐりに櫻を植ゆ、又退筆塚あり。

廟門石扉十六羅漢は、狩野榮川の筆にして、金工濱野矩隨、岩本良寛の彫刻に係り、妙技の名都下に遍く、美術家好事家等の觀覽を請ふもの今も尙ほ絶えず。因て之が保存を東京帝室博物館に托す。南海公は出雲藩主中第一の能書家なり。江戸に其名を知られたるは、目黒不動堂に「隱」の一大字の額を揮毫せるに始まる。公が白隱門下の傑物葦津和尚の爲に永徳寺を創築し、こゝに坐禪の修行せん爲に禪閣其他に公の筆に成る唐様風の豪邁秀麗なる扁額頗る多し。また二大字「懷瑾」「握瑜」の雙幅は、故簡堂伯在世中に、出雲大社と三保神社とに分幅して寄進されたり。

### 三公の幼時

東都の中央、山王社頭の丘陵、森林鬱茂として辨慶橋畔の櫻花を雙眸の裡に收むる所、電車線路に沿うて赤坂見附に登れば、昔を忍ぶ樺の門柱依然として儼存し、恰も百年の往時を語るに似たり。これ即ち閑院宮の御邸にして元不昧の誕生地、舊松江藩邸の舊跡なり。當時總坪數一萬二千七百餘坪、其の内建坪二千二百餘坪なりき。本館は今の閑院宮殿下の御邸内に存し、庭園及藩臣の邸宅は舊學習院女學部の敷地に存せりと云ふ。

公は寶曆元年辛未春二月十四日卯ノ刻を以て此の藩邸に生る。實に父天隆院二十三歳の時なり。生母は側室大森歌木または歌といひ、後に本壽院といふ。同八年四月二十九日、天隆院、前橋侯松平大和守明矩の女を娶りて夫人とせしが、生子なきを以て同年六月二日、夫人天隆院に請ひて嫡子となす。初め誕生の日、上大夫小田切半三郎尙足、産舎に入りて蟻眼の鳴弦を發して邪を禳へり。この夕、傳福岡仙右衛門の妻乳を上る。六月二十日立て、世子となし、幼名を鶴太郎といふ。後治好といひ、治郷と改む。宗納、一々齋(略して一々と書するあり)一閑子、未央庵、大圓庵、不昧等の號あり。嘗て斗門といひ、蘭室とも號し、俳名を雪羽といふ。不昧の號最も著はる。これ公の禪學の師大巖の名づくる所なり。

公の幼時に於ける史料の徴すべきもの甚だ少しと雖も、資質や、虛弱なりしが如し。生後三十日即ち寶曆元年三月十五日、山王祠に賽すべき時に當り、天隆院これを止め、團仲をして代參せしむ。翌年八月五日、天隆院初めて幕府に三歳の世子あるを告ぐ。蓋し羸弱の身、その成長に顧慮すべき所あるを以



て、敢て之が誕生を告げず、漸く壯健なるに及びて公然幕府に申告したるものなりと云ふ。公時に歳二歳なりしかど、父侯思ふ所あつて然せしなり。されば襲封の際にも一歳を増して國侯に任ぜられたり。是より先き公に異母兄あり、千代松といふ。寛延二年六月十五日を以て生れ、八月二十六日夭す。故に公の生るゝや、父侯先きの辛き經驗に鑑み、掌中の玉として保育懇切にさる所なし。公の幼名を鶴太郎といふも、よく鶴壽を保たしめんと希望に出づ。神奈川縣鶴見東福寺に子育觀音あり、其の寺門に今尚ほ公の書「子生山」の扁額あり。相傳ふ、公幼時虚弱なりしが、幸に恙なく成長せるを以て此の額を奉納せりと。

寶曆五年二月二十五日、著袴禮を行ふ。母里侯松平志摩守直員、爲に紐を結ぶ、同七年二月八日、始めて書を九臯細井文に學ぶ。(後章參照)公また父侯に似て筆蹟に巧みなり。其の翌々年鹽見小兵衛、天隆院の命を奉じて國政を執らん爲に歸國せんとするや、公親ら文字若干枚を書して之を授く。筆力遒勁、宛然成人の如し、時に公年纔に九歳なり。寶曆八年二月、儒臣瀧水<sup>しんすい</sup>宇佐美惠助、初めて句讀を講ず。(後章參照)公素より俊異、一を聞いて十を知り、一隅をあげて三隅を反するの識あり。寶曆十二年、公齡十二歳に達するや、惠助輔儲篇四卷及び輔儲談を草して之を上る。天隆院その大意を聞きて嘉納し、更に保傳に命じ就て問はしむ。蓋し公天資伶俐にして、讀書習字の如きは直ちに之を解し、常人の如く敢て苦學を要せず、隨て其學習を輕するの傾向ありて、往々活潑に過ぐるの虞ありしものゝ如し。大橋茂右衛

門氏の秘書の中にも、

御幼少より勇氣盛にまし、折に觸れては過度の失策あるを免れざりければ、傳役のものは言ふに及ばず、重臣近習の者皆大に心を傷め、種々教育に及びけるも、なか／＼に其效なかりければ、其頃近習頭にてありし和多田何右衛門、赤木内藏の二人心付たるは、この上我々より如何程教育に心を盡し、直諫或は諷諫に及ぶとも力の及ぶ限りを覺えず。然る處右生得過ぎたる勇氣を治め伶俐なる本心に復し奉らんには、日頃好みたまふを幸に、彼の茶道に導きまゐらせなば、自ら精神の靜まるに至らんか。猶また佛道も専ら心氣を治むるを以て根元となすものなれば、此の二つを以て、過ぎたる勇氣を伶俐の本心に復しまゐらせんこと、此の外に良策なしと談じあひ、それより茶道に導き、佛道には京都大徳寺の山内孤篷庵(編者云京都大徳寺云々は武藏麻布天真寺の誤ならん)の僧何某に依頼して、専ら其道をも學び給ひけるに豫め見込たる事の效ありて、成長したまふ毎に過ぎたる勇氣は適度に治まり素より伶俐にみせしかば、終に文武の權衡よく成りて、國家を治め萬民を撫育したまひけりと也。とあり。凡そ明君賢主たるもの、其の幼時は概ね英氣横溢して誠に抑へ難きものあるを常とす。而して能くその明君賢主たるを得る所以のものは、之が輔佐の任に當る者の忠誠なる指導と保育とによりて、以て君徳を養成するに在るのみ。然りと雖も、元來その素地なきものは、賢明の輔佐、至誠の保傳ありとも、また奈何ともすべからず。君の明ありて臣の忠成る。されば千百の赤木、脇坂若くは宇佐美あり



と雖も、公の英邁なるに由らずんば亦何かせん。なほこゝに忘るべからざるは東西古今の歴史に於て、幼時の家政富裕にして能く大才たるもの極めて少なきに反して、困難流離の際に成長したる者より往々俊傑を見ること、これなり。公の如きも亦實に家政の不如意なりし時代に成長したるを以て、天資之がために一層その光彩を放てるの感なくんばあらず。公の幼時出雲藩の財政窮乏を告げ、加ふるに公役頻繁にして民力大に疲弊し、就中寛曆十年比叡山殿堂の助修を命ぜらるゝや、國庫の空虚、財政の窮乏、殆どその極に達し、「出羽様破滅の噂ありて、江戸中を奔走しても、一兩の金策さへも出来申さず」といふ文書の殘存するに徴しても、如何に窮境に陥りたるかを知るべし。公はかゝる逆境の中に成長せるを以て、その幼時の儉素なりしこと、素より推知するに難からず。

#### 四 元服及び襲封

明和元年十一月一日、公は父天隆院に伴はれて登城し、初めて十代將軍家治に、白書院に於て謁を賜ふ。十五日、公初めて大廣間に於て十五日禮を奉ず。二十八日公の明細狀を幕府に上る。十二月五日、元服禮を書院に豫習し、閏十二月二十一日元服禮を行はしむ。公及び父侯皆段物長袴を着す。將軍黑書

院に臨む。公南偏に於て之を拜し、下段の右方に入りて跪く、阿部伊豫守摺帖を擧げて公に授く、乃ち將軍の諱「治」の一字を賜ひ治好いんこうといふ。且つ從四位下に敘し、侍從に任じ、佐渡守と稱す。次に將軍瓦杯を擧げ、之を公に賜ふ。公下段の中央にあり進んで之を戴く。阿部老中、將軍賜ふ所の豊後堅行作の佩刀を授く。公之を戴き、次の間に退き、佩ぶる所の細劍を換へ、再び出でて南偏に稽首す。禮畢りて後、父侯進んで世子元服を賜ふの恩を謝す。この日將軍に儀刀一鞘、白銀三十枚、縮緬五卷、佩刀一鞘、仙臺産駿馬一匹を獻じ、御臺所に白銀五枚、乾鯛一匣を獻じ、儒將軍に儀刀一鞘、白銀三十枚、佩刀一鞘、仙臺産駿馬一匹を獻ず。時に公年十四。然れども嘗て幕府に届け出でたる所により、十五歳としてこの元服の禮を行へるなり。

天隆院夙に致仕の志あり、是に於て先づ幕府に對し、安藝侯・備前侯の例に倣ひ、世子の國に赴くを請ふ。老中松平左近將監問うて曰く、雲藩嘗てこの例ありや。天隆院答へて曰く、舊記その年月を載せずと雖も、我藩二代出羽守の世子、國に赴くの例ありきと。因てこれを許さる。乃ち明和三年六月十三日、黒書院に於て將軍に謁し、始めて國に往く暇を賜ふ。八月四日首途の禮を行ひ、山王社及び平川天満宮に賽し、五日を以て發足せんとす。仕置役(當職とも云ふ)團仲、仕置添役(單に添役とも云ふ)高橋九郎左衛門、近習頭脇坂十郎兵衛、扈從番頭村松波衛之に從ふ。發するに臨み、父侯懇懇に公を諭して手書を授く。即ち次に掲ぐる處の如し。



其元儀今年國元へ入部の事、未だ若年の儀に候得共、我等爲名代遺候事に候間、諸事慎み可申候。差知候事ながら、國主は國民を令撫育候主分にて、一己の善惡により、國家の安危此所に究り、至而大切之儀に候得ば、能々令考量、平日無油斷、萬事志を失ひ被申間敷候。尤も政務取行はれ候には無之候得共、入國致され候からは、心得に相成候條々、存寄の荒増、書附遺候間、無忘失可被相守候。何事も我等より宜敷被生立候事、忠孝を第一と可被心得候。

一、不限貴賤諫言申す者は、爲を大切に思ひ、忠臣より申す事に候間、委敷聞入可被用候。惣而諫言は難用候ものにて、心に叶候事、先は無之ものに候得共、諫を不用候へば邪路に陥り候。

一、下の非分を強く不咎、寛仁を本とし、家來に無依怙最負、忠臣佞臣を察し、召仕可被申候。忠臣と佞臣とは難見分者に候間、心得專要に候事。

一、酒色亂に及ばざるやう可被心懸事。

一、定例の事怠無之様、可被致事。

一、諸稽古懈怠無之様、可被心懸事。

一、諸事守役の者へ相談可被致事。

右の條々の趣、可被相守候。此外心得の儀は、後見の者並十郎兵衛より可申候間、假令心底に不相叶事たりとも、隨分用ひ可被申候。右申入候趣は、此度在國中ばかりの事に無之候。往々無失

念相守可被申候。勿論日々披見可有之候、以上。

(明和三)

八月朔日

五日江戸を發し、九日大井川に至る。時に川水漲りて涉るべからず。島田に宿し翌日之を涉る。十八日大津より京師に入り、所司代阿部飛騨守に謁し、伏見に留ること二日にして、二十日路を姫路にとり、津山に向ひ、勝山、美甘、新庄を経て、山陰山陽の脊梁山脈たる四十曲峠を越え、根雨、米子を過ぎて、二十七日に初めて安來に着く。國老柳多四郎兵衛式承奉迎す。これより行列肅々として松江城下に進む。是より先き天隆院久しく國に歸らず、人心殆ど萎微せり。今世子の行列を見るに及んで、藩民蘇生の思をなせりといふ。二十八日初めて松江に入る。心なき千鳥城の松、宍道湖の水、共に幾層の碧色を湛へて、藩民歡喜の意に副ふ所あるに似たり。

明和四年二月九日、松江を發して江戸に赴かんとす。十七日山崎より道を迂回して宇治に過り、上林三入の宅に臨み夜伏見に還り、留ること二日にして十九日京師に入り、所司代に謁し、東海道の諸驛を経て二十八日小田原に着く、弟衍親來り迎ふ。三月一日相携へて江戸に入る。十五日登城し、將軍及び備將軍に獻する所あり。この時に至り父天隆院致仕の念愈々堅く、七月二十日に至り朝日茂保及び小田切尙足を江戸に召し、まづ尙足に就て國計の窮乏を糺し、茂保を召して辭任の意を告げ、國政を擧げて



之に任ずべきを諭す。冬十一月二十三日上表して致仕を請ふ。蓋し積年痔疾に苦み、百藥其驗なく、屢々參府の禮を缺き、且つ藩に歸らざること七年の久しきに及び、深く之を憂となすを以てなり。幕府告ぐるに二十七日出羽守代理の世子佐渡守と共に登城すべきを命ず。因て當日糸魚川侯松平日向守天隆院に代り、世子佐渡守治好と共に登城し、白書院に入る。老中高崎侯松平右京大夫、命を傳へて出羽守の致仕を允し、佐渡守をして封を襲はしむる旨を告ぐ。尋いで陪臣六家老に謁見を賜ふを請はしむ。六家老とは神谷備後富仲、小田切備中尙足、大橋茂右衛門偏賢、三谷權大夫長遠、有澤能登式通、齋藤丹下豊義なり。十二月一日、天隆院の代人河越侯松平大和守と不昧、當時佐渡守治好とは、前記六家老を從へて登城し、白書院に於て儀刀一鞘、黄金五枚、眞綿三十束、駿馬一匹を獻じ、襲封の禮をなす。禮畢りて退き、更に備前清光作佩刀一鞘を獻す。將軍親ら諭して曰く、國中の政務三思して之を命ぜよと。次に河越侯天隆院に代り、儀刀一鞘、縮緬五卷、馬金十兩を獻じ、老を允されたるの恩を謝す。十二月七日、公名を治郷（ちやうけい）と稱し、出羽守と改む。是に於て公は初めて雲州松平家第七代の國主となれるなり。時に父侯年三十有九、公歳甫めて十七歳なり。

明和四年三月一日參府してより、翌々年の冬十一月歸國に至るまで、殆ど三年未滿の間、公は藩邸に在りて父侯と共に起居を同じうせり。但し公の襲封後は、父侯退いて側館に入り、公は改めて本館に入る。その後約二年在京の間は、大奥の助修及び幕府に對する諸禮の贈答の外、年譜に記する所なし。明和六

年十月二十二日公初めて國侯として雲國に行かんとす。蓋し襲封後初めての歸國なり。十一月四日伏見に着き、五日間こゝに滞在し、八日須磨明石を過ぎて高砂祠に詣で、尾上の松を見、路を姫路にとり四十曲の山嶮を越え、十二日安來に到り、十三日松江城に入る。これより公が中興の名主としての治績は、年と共に顯著なるものあり。

## 五 治世、退隱、逝去、贈位

公は襲封後、江戸に在りて大奥助修の功を收め、明和六年十一月十七日初めて國侯として歸國し、十七日西尾の東照宮、圓流寺の四清廟、及び白瀉誓願寺の五清廟を拜し、更に長袴を着けて月照寺に詣づ。翌明和七年の正月初めて國侯たるの新年を祝し、群臣の饗宴を行ふ。諸社司、諸寺主、皆贊を執りて祝賀す。十五日十六日の左儀長（三毬打のこと）頗る賑しく舉行せられ、誠に千鳥城頭、初春の瑞氣横溢して、士民の歡聲湧くが如し。十九日、奥谷町春日宇賀氷川社に賽す。（後章參照）二月に至り、月照寺以下列代の祖廟に謁し、三月武臣各種の武術を覽て各々これを賞賜し、四月朔令を下して赦を行ひ、朝日以下の諸臣を率ゐて國內に巡視す。六月砲術の實地演習を古志原に觀、また隱岐國大庄屋助藏が島前・



島後の兩島總代としての祝賀を受く。閏六月小田切尙足の致仕を允し、子半三郎をして父祿一千七百石を襲はしむ。八月朔朝日丹波致仕を請ひしかど允さず、親ら諭すに溫言を以てす。彼亦感泣し、なほ老軀を捧げて國事に勤めんことを誓ふ。是に於て公は八月十三日を以て松江を發し、九月十四日江戸に着く。その途伏見に在るや、京阪の紳商來り調する者頗る多し。

明和八年四月二十四日、朝日茂保をして後桃園天皇の御即位を祝し奉らんがため、儀刀白銀を獻ぜしめ、二十九日江戸を發して、五月十一日松江に入る。途に伊勢大廟に賽し、儀刀馬金を獻す。翌安永元年四月江戸に上る。八月四谷中町の賜邸を以て濱町酒井侯の賜邸と換ふることを允さる。十二月二日東叡山本坊火あり、公自ら之に臨む。蓋し嘗て幕命によりて東叡山の救火隊を勤めしことありしが故なり。翌二年三月十日東叡山凌雲院火あり、餘焰數院に及ぶ。公復自ら馳せて急に赴く、五月十四日國に歸る。十月十五日家老以下の群臣を召して曰く、「群臣の減祿、こゝに數年に及ぶと雖も、強く艱難に堪へ國事に勤め以て今に至る、寡人甚だ之を嘉す。冬期以後その減米を免すべし。然れどもなほ儉約を嚴守し敢て怠ること勿れ」と。この年、朝日茂保篠川の治水工事を完成し、小林新藏人慈畑の試作を創む。安永三年二月十日杵築大社及び日御崎へ社參のため松江城を發し、同二十二日歸城、三月十四日松江を發して東上せんとす。發するに先ち、朝日茂保蕎麥を獻す。蓋し公の常に嗜むところなればなり。四月四日江戸に着く。この月妹五百姫、淀侯稻葉正謀に嫁す。十二月九日仙臺伊達家第二十二世、從四位上左近

衛權中將忠山公宗村の第九女影姫を娶る。姫時に年二十三。後影樂院といふ。之より先き寶曆十三年十月十八日婚約定まり、同十一月十一日幕府之を允し、十一年を経て婚儀を擧ぐるに至れるなり。その生母林喜與(阿清または喜代と書す)は、藩士林從吾通明の女にして贈正五位林子平の姉に當る。影姫の婚儀を擧げんとするや、新殿を築造して、この大藩の新夫人を迎ふ。而も妹の婚儀といひ、新夫人の入興といひ、秋毫も費を民に徴する所なかりしを以て、國民悉く悦服せり。時に公、二十四なりき。

安永四年三月十三日光廟に賽す。四月五日資治通鑑二百九十四卷を聖堂に獻す。蓋し元祿中寶山院の獻せしもの、明和九年の祝融によりて焼失したるを以て、改めて上れるなり。四月二十八日江戸を發し五月十四日松江に歸る。翌年四月參觀の期に至り、疹疾を患ふを以て參觀の期を緩うせんことを請ふ。六月に至り浮腫を疾む。天隆院痛く之を患へ、同月二日直書を近習頭脇坂十郎兵衛及び仙石城之介に授け、懇に諭す所あり。別に山王祠の神符をはじめ、藩邸内に祠る所の深造院、即ち家康公の信仰せりといふ不動尊の御符、もしくは公の生母本壽院の殊に祈願を籠めたる大黒天の供物、吉田兵庫より差出せる本庄の摩利支天の御符、天隆院の代參として拜受したる廻町善國寺毘沙門の御札、さては本壽院の御百度を踏みて祈願を籠めたる目黒不動の御洗米等を添へて國に遣し、更に同月二十一日懇情を籠めたる手書を與へ、疾患順境に向ふと雖もなほ注意を怠らざるべきを諭す。また江戸の鍼醫小牧壽庵をして國に行かしむ。七月二日、壽庵松江に着き公の疾を診す。是より先き、國內の侍醫、町醫、日夕看護怠らず



加ふるに京都醫官畑柳安の來りて治するあり。七月五日に至りて公の疾漸く癒えたるを以て、柳安に物を賜ふ。七日柳安松江を發して京都に歸る。その弟子横山柳珉なほ留り、二十四日歸京す。九月二十三日床掃の宴あり、十月四日天隆院直書を以て全快を祝し、諸臣の勞を慰す。翌日壽庵また歸京す。十五日朝日丹波が累年の功を賞し、祿三百石を加へ、代々家老に列せしむ。出雲藩の代々家老は、大橋、乙部、神谷、三谷、柳多の五家なりしが、是に至り朝日を加へて六家とす。同月二十二日公松江を發し、十一月十三日江戸に着く。こゝに約半歳の大患より蘇生したる公を見し天隆院、新夫人及び本壽院の喜悅言を俟たず。

安永六年正月、柳多四郎兵衛式基疾に因り政職を辭するを允す。三月十三日江戸藩邸を發して日光廟に賽し、十七日歸邸す。四月十三日江戸を發し、五月十五日松江に入る。秋七月丹波の老病に由り職を辭するを允し、なほ保養して政務を助くべきを親諭す。十一月二十八日天隆院薙髮して南海と號す。翌安永七年四月天隆院の壽像碑を松江月照寺に建つ。この月公江戸に上る。十二月二日妹幾百姫、丹波福知山侯朽木隱岐守昌綱に嫁す。朽木侯は茶道に於て公の門人たり。この年高濱村の造林家井上惠助を賞す。安永八年四月二十八日江戸を發し五月十九日松江に着す。この年五月十六日日光廟修繕を命ぜられ出費多端のため群臣の祿を減せしが、十一月七日修繕成る。十二月一日後桃園天皇の崩御を悼み、使を以て泉涌寺に詣でしめ香銀を獻す。十二月二十二日大原郡加茂村農犬右衛門の孝行を旌表し米二俵を授

く。この年小林如泥を棟梁より大工並に昇ぼす。翌安永九年公痔疾に罹りたるを以て參觀の期を緩うせんことを幕府に乞ひ、十月一日を以て東上す。當時の記録に「五月二十日邦君使元凱（典藥大允姓源）診其疾、先之一夜、二侍醫來見曰、初寡君患脚氣、已二十有二年焉、嗣後雖履發動、至冬自自歇、未有發、自去秋至今連綿不瘥也」とあり。翌天明元年三月十六日光格天皇の御即位を祝して多くの金品を獻せしむ。同月二十五日江戸を發し、五月十八日松江に入る。五月十日朝日丹波の致仕を允し千千助をしてその後を襲はしむ。七月八日志立山屋敷に茂保を訪ふ。茂保爲に樂燒蓋置三箇、南蠻黍一臺を獻じ、千助また梨子及び桃を獻す。この年東叡山救火役を免ぜらる。

天明二年三月十五日公松江を發して東上せんとし、二十一日西の宮を發し、大和郡山に憩ひ、使を遣はして八幡本宮を代拜せしむ。郡山侯夙に書畫名器を珍藏し、公の閱覽を請ふこと切なり。因て參觀の途こゝに來れるなり。この時郡山侯公に茶を薦む。茶道過失あり、公敢て咎めず、後書を郡山侯に送り敢て之を叱する勿らしむ。この年九月二十九日天隆院疾あり、官醫來りて藥を薦めしが、僅に六日を出ずして逝く。十月五日に至り危篤の由を幕府に上申す。六日將軍の使者秋元但馬守來りて慰問す。時に公また七年前疾めるところの浮腫再び起り、之に應接するを得ざるを以て、廣瀬侯代つて幕府に登りて答禮す。父侯實は四日夜の上亥、既に白玉樓中の仙客となれるなり。七日に至り喪を發し、八日法號諱を定む。十日將軍館林侯、松平右近將監をして之を弔はしめ、賜ふに香銀三百兩を以てす。母里侯乃ち



代つて登城恩を謝す。十四日天隆院を芝西久保天徳寺に葬り、十五日法會を行ふ。公は年三十二歳にして風樹の嘆に會ひ、時まさに初冬、枯木蕭條として天徳寺畔霜更に寒し。

翌天明三年、公の入國は例に似ず早春二月十日を以てす。是より先き飯石郡三刀屋町及び神門郡大津町の民蜂起す。蓋し昨年の凶作に由るなり。この年更に凶作を重ね、損石頗る多く、所謂天明の飢饉を現出す。幕府因て諸侯に金を貸し、十年賦を以て上納せしむ。全國諸侯中、この恩恵に浴したるもの數十藩に及ぶ。然るに出雲藩は幸に積年備荒貯蓄の米穀あり、屢々廩倉を發きて民を賑恤し、他藩に見るが如き悲惨の境遇に陥らざりしは、公の治蹟に由る。天明四年三月十四日松江を發して、四月五日江戸に着く。六月十九日濱町の賜邸を以て松平筑後守に易へ、筑後守淺草鳥越の賜邸を以て曾根隼之助に易へ、更に隼之助品川領戸越村の賜邸を以て公に賜はらんことを請ひ、七月十三日允さる。九月二十二日青山今井谷の中屋敷火を失したるを以て、幕府に罪を待つ、幕府敢て咎めず。十二月二日頻年凶饉の爲に國用乏しきを以て、向ふ十年間儉約令を嚴守すべき旨を傳ふ。この日神田上水水道橋外修造料として二十四兩一步、銀十二匁九分四厘を納む。この年亦天下大に饑を、米價愈々暴騰し、飢民巷に滿ち、投死する者數を知らず、惡疫また猖獗を極め、陸奥最も甚しく死者數十萬人に及ぶ。然るに出雲藩は損石五萬三千七百四十餘石に止まり、幸に無事なるを得たり。この年公老中田沼意次の落魄せるを訪ひ、彼をして感泣措く所を知らざらしむ。(後章參照)

天明五年正月十九日江戸を發し、二月九日松江に入る。この年豐熟にして、民皆堵に安んず。因て治水土木の工を起し、出雲大川の川口を改め、坂田村より三步一村に通せしめ、また三月以降、佐陀川開鑿に着手せしむ。翌天明六年正月七日伏見宮の使者西村主殿松江に来る。公盛饌を薦めて之を饗す。二月二十日公松江を發し大社に饗す。二十一日風雨の爲め、日ノ御崎には代拜を遣はし、二十二日歸城す。四月二十九日、増上寺救火役を命ぜらる。この日幕府水野出羽守をして隱岐の郡司重村與一兵衛を賞せしむ。蓋し海士郡海上村大庄屋徳平太以下のもの、先年同島凶饉に際し自ら米金諸物を出して島民を救恤せしに由る。この年首宿栽培を創始せる神門郡高濱村大字里方の農、山崎夫八郎生る。天明七年三月二十四日幕府の命による伊豆諸川助藩の功を畢へ、五月一日將軍より賞を受け、九日弟衍親を率ゐて江戸を發し、二十日大津より京都に入り、伏見親王に謁し、昨年使者をたまひたるを謝し、款待を受くること數刻。その夜伏見に宿り、二十九日を以て松江に入る。十一月佐陀川の開鑿完く成る。この年の春公はその自著「古今名物類聚」の序を草す。翌天明八年五月三十日飯石郡川内村松右衛門の孝養を彰はし、米三俵を授く。六月公痔疾あり、參觀を緩うせんことを請ひ、九月二日松江を發す。十八日、東海道見附の驛にて、公の門弟酒井雅樂頭と會す。因て共に茶を點じ旅情を慰む。(後章參照)

翌寛政元年、皇居經營のため金九百五十七兩を上る。蓋し前年正月禁裏炎上せるを以てなり。四月九日幕府の巡見使安來に来る。柳多四郎兵衛出でて迎ふ。十日幕吏舟に乗じて三保關に行く。大野舎人こ



こにて吏を勞す。風波荒くして久しく留る。五月四日海始めて和きたるを以て、三保關を發し隱岐に至り島内を巡視し、二十七日纜を解きて三保關に歸る。二十八日更に船にて本庄に至り、陸路を巡見しつ松江に入る。六月八日巡見を畢へて、幕吏石見に向ふ。蓋し近年露艦の我が近海を窺ふことあるを以て幕府吏を派して隱岐及び出雲沿海を巡檢せしめたるなり。公は四月二十五日を以て江戸を發し、五月十六日松江に入る。その途次また酒井雅樂頭と會し、共に茶を喫す。(後章参照)

寛政二年三月十五日弟衍親を伴ひて松江を發し、四月五日江戸に着く。翌三年六月、痔疾復た起りたるを以て歸國を緩うせんことを請ふ。九月六日赤坂藩邸にて第一子生る。生母は京都の人側室武井愈喜後に心眼院といふ。公時に年四十一なり。彰樂院入興以來十七年、未だ子なし。同月十二日因て立て、世子とす。即ち第八代の國主月潭侯なり。公、初老の境に入りて始めて男兒あり、その悦びいふべからず。一日もその側を離るゝを欲せず。然れども歸國の期久しく緩うすべからず、愛兒と共に在ること僅に二ヶ月にして、十一月五日弟衍親と共に松江に入る。

寛政四年四月以來公痔疾癒えず、屢々參觀の期を緩うせんことを請ふ。七月二十一日江戸赤坂に火あり、餘焰藩邸に迫る。彰樂院及び世子天徳寺に避く。既にして火熄み、幸にして無事なるを得たり。九月に至り公疾癒え、十八日弟衍親と共に松江を發し、十月十日江戸に着く。その間、即ち九月二十一日國に於て第一女富姫生る。生母は世子に同じ。公世子と共にあること半歳餘にして、翌寛政五年五月ま

大國に歸る。この年極めて無事、八月五日大野舍人の退職を允したる外、別に記すべきものなし。寛政六年三月五日松江を發し、二十六日江戸に着く。途に大野多宮をして禁裏に朝せしめ、儀刀、馬銀等を奉らしむ。翌月に至り幕府再び關東筋諸川助潛の公役を命ず。十月に至りて成る。十二月二十四日公少將に任ぜらる。因て翌七年正月七月増田伴助を京師に朝せしめ、恭しく儀刀、馬銀、素光綱、鯛、昆布、清酒を獻ぜしむ。四月二十二日弟衍親と共に江戸を發し、五月十六日國に歸り、諸臣を集めて祝宴を賜ひ、秋九月衍親をして東上せしめ、藩邸の諸臣に祝宴を賜はしむ。(後章参照)この年十二月十九日、出雲大社破損の狀を幕府に告げ、その修繕のため、資金千兩を請ひ、且つ諸國に募資するを允さる。

寛政八年公また浮腫の患あり、八月以後殊に經過良からず、この歳末、京都より畑柳啓及び横山柳珉などの名醫の來りて診するあり、遂に參觀すること能はず。翌年に至りても輕快に赴かず、然るに三月十一日強ひて松江を發して東上せんとせしが、安來に至りて浮腫の患起り、翌日遂に駕を回らして松江に歸る。二十六日京都より名醫畑柳啓再び來り、五月には京醫萩野大允、弟子二人を伴ひて來る。更に八月に至り幕醫余吾良仙來りて公の疾を療す。かく殆ど一年有半、醫藥に親しみながらも親ら政を視て諸臣の浮華を戒め、勤儉を奨め、孜孜として國政の刷新に力む。當時幕府には、白河樂翁ありて寛政の治を致し、諸藩にも名侯輩出して力を國務の振興に戮す。而して公は白河侯樂翁、薩州侯島津榮翁、久留米侯有馬義源と併せて天下の四大名と稱せらる。いづれも皆寛政の治世に於て模範的國侯たりしもの



なり。寛政九年十月に至りて公の疾漸く癒ゆ。因て十八日松江を發し、十一月十五日江戸に着く。弟衍親小田原まで出迎ふ。翌十年越後流軍學を研鑽するところあり、翌十一年三月藩地に於て公の不在にも拘らず、松江三の丸北廓を修繕せしめ、なほ唐船番及び旗揃等の武備を怠るなからしむ。同時に農政畜産の點にも意を用ひ、大原郡水害により牛馬斃れて生計を營むこと能はざるものに、藩金を貸與せしむ。五月以來なほ疾ありて歸國の期を緩うせんことを請ひ、十月十四日を以て松江に歸り、十二月十六日唐船番の事に與る諸士に金を賜ひ、武器を修繕せしめ、大に武備を講ぜしむ。寛政十二年三月十二日松江を發して東上せんとし、途根雨に於て第一女富姫の計に接す。姫は薩州侯松平齊宣侯の嗣子虎壽丸と婚約ありしものなるが、三月五日水痘を疾み、九歳にして天死せるなり。公はこの悲報を得つゝも恩愛の私情を制し、速に駕を進めて四月六日江戸に入る。

享和元年三月五日手船二隻成る。公名を命じて千壽丸、永安丸と云ふ。蓋し藩船を以て直に藩米を大阪に輸送せしめんがためなり。五月一日江戸を發し、二十六日松江に入る。弟衍親また與に在り。八月十九日儒臣桃源藏逝く。同月二十四日、二十五日の兩日、公天倫寺にて茶會を行ふ。因て源藏の初七日忌を繰上げて二十三日に施行せしむ。この年公の生母本壽院の七十賀を行ひ、諸臣に木杯一箇を賜ふ。公自ら其杯に金泥にて、自作の歌を書す。(後章参照)

享和二年正月十八日旗揃の豫習を行はしめ、二月一日之が盛大なる演習を舉行す。二月十四日松江を

發し、東上せんとして途に疾に罹り、伏見にて疾を養ふ。二十二日大阪にて茶會あり、蓋し京阪紳商の茶道を嗜む者、多く集りて公の枉駕を請へるなり。二十三日天王寺屋の別荘に行き、二十四日伏見に歸り、三月五日に至るまで此處に留りて宿痾を療し、四月十八日漸く江戸に入る。享和三年春三月水戸公に聘せられて饗應を受く。四月二十七日江戸を發し、五月二十七日國に歸る。六月二十四日弟衍親、五十一歳を一期として逝去す。公哀悼措かず厚く之を葬る。後年遺著雪川句集を刊行せしむ。八月十六日第三女國姫亦卒す。僅に八歳なり。公將に退隱の志あり。品川戸越の別墅を以て松平山城守の所領品川大崎の別墅に易へんことを請ひ、十二月二十八日允さる。これ公が庭園を造り、茶事を嗜み、晩年を樂める菟裘の地とす。

文化元年二月二十四日松江を發し、三月二日大阪の藩邸に入る。出雲藩の藏屋敷は白子町即ち今の土佐堀一丁目に在りき。三月六日石清水八幡宮に詣で、二十一日江戸に着す。十一月二十三日世子元服を加へ、公と共に登城し、將軍家齊の諱一字を賜ひ齊恒といひ、從四位下侍從出雲守に敘せらる。翌二年世子公と共に登城し、將軍に調し歳首を賀す。三日使者、口宣位記宣旨等を護して京師より歸る。蓋し世子當に國侯となりて、公の後を襲はんとするが爲なり。四月二十一日江戸を發し、五月十三日國に入る。八月玉造に赴きて病を養ひ、十月一日松江を發し、二十六日江戸に着く。これ公が國侯としての最後の入國及び參觀交代なり。



文化三年三月十一日公の致仕允さる。因て同月十三日品川大崎の下屋敷に退老し、十九日剃髪して不味の號を公稱とす。時に年五十六なり。公が世子月潭及び有司の者に與へたる書翰に曰く、

人生七十古來稀、五十六歳より一年過候へば十四年、二年たてば十三年、丸々明年より十五年、苦四十年、樂十五年、先如此。不涉道理、是非隱居仕候心底に御座候、決して存じ不止候。

之より公はその平素最も嗜むところの禪學と茶道とに遊び、悠々自適思を風雲に寄せ、樹蔭に花鳥を友とし、園裡に清泉を掬し、偏に俗世に超越して形骸を仙化せんとす。先に國侯として武術を勵み、殖産を興し、國家を富裕にし、茲に功成り名遂げて身退くの感あり。文化四年五月一日月潭襲封後初めて江戸を發して國に就く、同年九月六日公、玉造の温泉に赴かんことを幕府に請ひて充され、翌文化五年正月二十一日江戸を發し、二月二十七日松江に入る。退隱後初めての歸國なり。この月十一日茶町火を失し、風強くして延焼御船屋に及ぶ。公直に罹災者を勞し、善後策を講ぜしむ。三月十二日朝日恒重の宅に臨み、十五日黒川正清の宅に赴きて茶を喫し、また神谷式興の宅に臨む。二十日巡村のため松江城を發し、二十八日歸城す。四月一日鹽見小兵衛の宅に臨みて茶を喫し、松本理左衛門の演武場に入り、二日神谷式興の宅に赴きて林泉を觀、笠原五郎大夫の演武場に入り、三日有澤織部式善の宅に臨み、横田新兵衛の大亭館に入る。四日再び大亭館に入り、その軍學を覽る。五日岡本宗修の宅に臨み、大石源内の演武場に入る。六日樂山に遊び、附近の風光を賞玩し、嗜む所の窠業を視察す。十日松江を發して



玉造に浴す。留ること十有三日。その間温泉に浴して靜に病軀を養ふ。今世に傳ふる所の手燒の茶碗及び自作の茶杓と稱するものは、即ちこの時及び其後再度玉造行の時に成れるものとす。四月二十四日玉造より松江に歸り、二十六日高木佐五左衛門の宅に臨みて茶を喫し、二十八日乙部九郎兵衛可備の宅に臨みて茶を喫す。五月一日大橋茂右衛門貞興及び朝日丹波恒重の宅に臨み、三日柳多式眞の宅に臨みて茶を喫し、四日月照寺を拜し佐々佐々<sup>サササ</sup>の宅に臨み、五日家老一同に調を賜ひ、六日三たび神谷式興の宅に臨み、臨坂源五左衛門の宅に赴く。八日荒木圓左衛門及び石原左傳次の演武場に入りてその武技を覽る。かくの如く公は退隱して既に國政に與らずと雖も、親しく臣下の邸に臨みて彼等を慰撫し、或は武臣の諸技を獎勵して、愈々國事に盡す所あらしむ。諸臣皆公の徳に服し、感激するところ少からず。公は五月十五日を以て松江を發し、六月十二日大崎の別邸に歸る。この年十一月十九日、京都孤蓬庵に茶會を行ふ。(後章參照)

文化六年七月二十一日妹幾百姫卒す。年五十四。翌七年三月二十七日八ツ時、公の生母本壽院逝く、年七十九。昨年妹を失ふの悲未だ已まざるに今また生母に別る。嘆更に深きものあり。公爲に喪に服す。文化八年、公、年六十一に達し、二月二十四日遷曆の祝を行ふ。新侯黄金、鯛及び嘉酒を獻じて之を賀す。翌日新侯細川越中守齊茲の女を迎へて婚儀の典を擧ぐ。翌文化九年十月京都大圓庵及び茶室の工成る。公の積年の宿志始めて伸ぶ。十月十六日立信大夫人の二十五回忌に際し、公は新公と共に天徳寺に



詣で、香金五百疋を奠す。

文化十二年正月二十一日新侯日光助役の事畢り、公を藩邸に招じて饗應す。同年二月四日朝日千助歿す。公使を出雲に遣し香銀一枚を賜ふ。三月十八日孫齊齋藩邸に生る。六十五歳にして初めて愛孫を得たるなり。公名を賜ひて鶴太郎とす。實に第九代の國主たり。四月十一日公の養子善功を以て改めて岡田將監の義嗣とし、十二月二十五日善功岡田邸に徙る。文化十三年閏八月二十一日入湯の爲め大崎を發し、九月十七日を以て國に赴き、十月十日再び玉造に遊び、十一月二十九日松江に歸り、十二月八日更に玉造に行き、十九日歸城す。當時新侯參觀のため江戸に在り、故に公傍ら國政を聽き、老嫗を養ひ、親しく舊臣と膝を交へて舊事を談じ、溫顔を以て諸臣に接し、諄々として諭す所ありき。翌十四年正月の左儀長は、老侯在國の故を以て、藩臣は殊に兩日間盛大に舉行せんことを請へり。慣例に由れば、國侯在國の時は四十五日の兩日左儀長を行ひ、不在の時は十四の一日之を行ふものとす。然るに公は敢てこれを肯んぜざりき。蓋し臣下の好意は諒とすべきも、國侯國にあらず、退隱せる身に對してこの盛事あるを欲せざるなり。然るに藩臣なほ之を請ふ、公俄に十三日を以て松江を發し、東上の途に就く。これ實に公の永訣とならんとは神ならぬ身の知るものなかりしも、藩臣公を思慕して措かず、百方公を慰め訣別を惜しみたるは、隱約の裡、君臣永訣の暗示に由れるものか。公は歸東の途、即ち正月二十五日京都孤蓬庵に遊び、始めて大圓庵茶室に於て席開きの茶會を行ふ。座に袁海和尚、大鼎和尚及び宗了あり。

同二十七日また行はる。この日座に根土宗靜、本屋了我あり。これ實に公が孤蓬庵に於ける最初の席開にしてかつ最後のものたり。二月十二日を以て大崎に歸る。

文化十五年（五月四日文政と改元す）正月公疾あり、官醫某々來り診す。皆曰ふ、これ容易ならず。飲食進まず、疲勞日に甚し、宜しく新侯の東上を請ふべしと。二月十一日月潭蒼皇として松江を發し、二十九日大崎に着く。この日招くところの京醫竹中文輔至る。四月二十四日疾革る。是より先き公自ら辭世の偈を作り、喫茶喫飯、六十〇年、末後一句、有傳無傳の文字を書す。また別に六より九に至るまでの文字を書し、我もし死せば六十と年との間に、歿年に相當する數字を入るべきを命ず。されば公は既に六十六歳の時に於て、自ら古稀の賀を爲すに至らずして、この世を去るべき事を豫知したるなり。臨終に當りて病床に侍せる一少年田口龍八郎（後宗廣といふ）を召し、公の臥床に跨りて紙を展べしむ。少年恐懼しつゝ命に隨ひ白紙を捧げ、本田權八、千酌壽仙、紙の兩端を持す。公は乃ち横臥しつゝ筆を執り、墨痕淋漓、

喫茶喫飯 六十八年

末後一句 有傳無傳

の遺偈を認む。乃ち嘗て六より九に至る數字を別に書けるもの不用に屬しぬ。遺偈の今なほ孤蓬庵に藏せらるゝもの（口繪参照）を見るに、筆力殊に遒勁にして生氣活動し、殆ど病羸瀕死の人に似ず。この日



申の下刻、公の英靈は靜に永く形骸を離る。未だ喪を發せず、二十六日公疾篤きを幕府に告げ、二十七日再び疾革るを告ぐ。將軍の使者本多豊前守來りて慰問す。官醫山本啓春院、松本忠温、桂川甫周、堀本一甫、京醫竹中文輔、皆出でて臺使を見、その病狀を述ぶ。この夜上刻公逝去の旨を告げ、二十九日法名を定む。即ち在世の時既に定むる所の「大圓庵前出雲國主羽林次將不昧宗納居士」の十八字とす。二十九日入棺式を行ひ、五月十一日芝區西ヶ久保天徳寺に葬る。

五月六日大夫人伊達氏髪を斷ちて彰樂院と稱す。六月三日月潭使を京師に遣り、父侯の遺命に依りて一圓相の畫像、遺傷及び茶器數品を孤篷庵に納めしむ。因にいふ、喜左衛門井戸（本多井戸とも云ふ）と唱ふる茶碗は天下の名器なるが、これを所持するもの祟りありて腫物を疾むといひ傳ふ。公も嗣子月潭も腫物を疾みしかば以て不祥となし、彰樂院乃ち命じてこの茶碗を孤篷庵に納めたるなり（後章參照）公の墓は天徳寺境内、即ち芝愛宕山の西側に在り。石垣を疊みて丘腹に築き、西向して椽の門を建つ。扉に鎌倉圓覺寺の名僧誠拙の筆に成れる「彈指圓成」の四字を刻す。四字胡粉入なり。この門を入れれば天然石の手水鉢あり櫻樹をその側に植う。更に石階を設けて石門を建つ。その側に、塙保己一撰文、酒井抱一書の筆塚の碑（後章參照）あり。石門の中に五輪塔の壯大なる墳墓ありて、その正面に前記法名の十八字を刻し、右側に「文化十五戊寅四月二十四日」の文字を刻し、左側に「塔面題署十有八字授筆謹書、文政元戊寅八月二十五日、出雲當主源齊恒識」の文字を刻す。大正十二年東都大震火災のため塋域を改

むるの必要に迫られ、大正十四年、天徳寺の墓地を擧げて松江月照寺に移すに當り、帯庵高橋義雄氏等之を惜しみ、直亮伯に請ひて音羽護國寺に公の分墓を設く。墓石一基に夫人彰樂院の戒名をも刻し、公夫婦の分墓とす。その墓前に筆塚（後章參照）をも移す。別に公の墓前にありし廟門と、大手水鉢と、遺愛の卓燈籠とを移し來り、圓成庵、不昧軒の茶室を建つ。圓成庵の名は廟門の扉に、誠拙和尚筆「指彈圓成」とあるを採れるなり。毎歲四月廿四日、東都大圓會及び不昧流研究會員こゝに相集りて不昧忌を行ふ。

松江月照寺なる公の墳墓は、遺命によりて最も眺望佳絶の地を選びて建てられたり。東に千鳥城の翠綠を望み、南に碧雲湖の風光を眺むべし。廟門の巧妙なる、廟地の幽邃たる、山陰道中隨一と稱せらる。東都の市人來り觀る者、その風光地勢、芝増上寺を凌ぐと激賞す。

大正四年十一月十日 大正天皇御即位の大典を擧げさせたまふに當り、公從三位に追陞せらる。十二月二十四日掌典佐伯有義氏策命使として星野掌典補、福原宮内屬を隨へ、東京市芝區西久保町天徳寺の墓前に參向し、位記を賜ひ且つ策命文を捧讀せらる。

故從四位下松平治郷

特旨ヲ以テ位階追陞セララル

大正四年十一月十日

第一篇傳記



宮内省

故從四位下松平治郷

贈從三位

大正四年十一月十日

宮内大臣正三位勳一等男爵 波多野敬直奉

天皇乃大命爾坐世從四位下松平治郷乃墓前爾宣給波久宣留汝命波出雲國松江爾封左領内乃人民乃疲弊

禮多恤美財政乃窮乏乎救波中為且年間爾久種種爾心乎碎伎產業乃道乎彌獎爾獎米許許太久乃田昌乎造利

或波木乎殖惠草乎生志或波陶器漆器乎造留工業乎勉勵萬志又新爾教官乎聘氏學館乎盛奈良物部乃道爾力

乎竭志事乎宇牟賀志久思保食志其功績乎褒給布為氏今回特爾從三位乎贈良給比位記乎授賜布是乎以氏掌

典正六位勳六等佐伯有義乎差遣志如斯乃狀乎宣給波久宣留

大正四年十二月二十四日

同年同月同日東京麻布區天徳寺境内不昧公墓前に輓舎を設け、伯爵松平直亮氏、家令安井泉、家従山出恒太郎、同村田朔一郎以下を從へて參列し、余もまたこれに陪席を許され、勅使佐伯有義氏を迎へて、恭しくその宣命を拜聴せり。

## 第二篇 治 績

### 一人材の登用

抑も國の治るや、丞史の悦んで自ら責任を負ひ、忠實に國政を執るに由らずんば治績の實は擧ぐる可と能はず。たとひ丞史其人たらずと雖も、既に君の信任を得て、百事を自裁するに當り、その職責を盡すに渾身の精力を注がざるものあらざるべし。況んや曠世の良吏に於てをや。朝日茂保が公の治世の初に於て、再び國相に擧げられ、國事すべて其の意に任すとの懇命に接し、感泣して其の責に任じたるはいふまでもなし。朝日丹波茂保は朝日重政五代の孫にして、寶永二年二月十七日松江に生る。重政は夙に東照宮に仕へて軍功あり、藩祖高眞院の越前大野に封ぜらるゝに當りて之に仕へ、尋でその出雲に封ぜらるゝや、また隨つて來り、子孫世々仕へて茂保に及ぶ。父は但見、實は脇坂丹下の次男なり。正徳



元年茂保甫めて七歳にして父の跡を襲ひ、千石を領す。享保二十年中老に班せられ、元文四年仕置添役に任じ、軍用受口を命ぜられ、隠岐御用受口を命ぜらる。延享元年に至り、格式家老仕置役即ち執政に任ぜられしが、在職四年に及び、延享四年天隆院親政のために退職を命ぜらる。時に年四十三なり。是より先き、國計窮乏を告げたりと雖も、天隆院入國の初、臣下のもの之を言ふを憚り、ひたすら恐悦々々を口にし、以て一時を彌縫したり。然れども事實は遂に隠蔽すべからず。たま／＼綿服の制令出づと雖も、勵行これに伴はず、親政に至りて、泉府方、常平方等の諸役所設置せられ、小田切半三郎一人、御手傳の名を以て當職の任に膺りしかど、事局は益紛糾せるのみ。

半三郎御役勤め難く、脚疾申立て御免相願ひ、退役被仰付、其後齋藤丹下暫く相勤め候間に御上洛など有之、かなり御手を合せ相濟み候。其後段々政事崩れ、一向あやもなき御難澁御時節と申すにて御座候。此頃大野舍人儀添役に、御勝手向取扱ひ、段々六ヶ敷御座候て、米子の後藤をかり組候て、御支配向致候處、後藤約束を違變致し、一向手繰不<sub>三</sub>相成、手ちがひと申儀に相成、御國必至に差支、江戸御運送も一向不<sub>三</sub>相成と申儀、江戸へ申上候。

これ朝日丹波の子千助が、當時の状況を記したる祕書の一節なり。當時丹波は「此儘に御捨置かれ候ては、御大事に及ばるべし」と極言せしことありしが、其の位に在らざるを以て、その言施すに所なく切齒扼腕して空しく國政の萎靡を嘆きしのみ。親政は數年にして止み、政治また舊に復したれども、財

政の挽回は遂に望むべくもあらず。丹波がいゆる御大事に及ばるべしとの言は、遂に讒をなすに至れり。言ふまでもなく寶曆九年末に於ける叡山の助役は、出雲藩政史中の最も悲惨なる事實とす。その當時の悲境の詳細は、次に示す朝日千助が鹽見小兵衛に送れる祕書の一節に明らかなり。

折柄江戸表にては、江州山門御普請御手傳被蒙命候。此時一向東西火の消え候と申すに御座候。天隆院様、毎日御落涙被遊、金子一兩御望に付、御側小姓素足にて、才覺に江戸中かけ廻り候へども出羽様御滅亡と及承候哉、一兩も一歩も貸し候もの無御座候。此一兩の御金御入用は、神佛御立願の御初穂御入用に御座候。

延享四卯年、亡父可被及御大事と申上候は、則ち爰にて御座候。亡父常々申居候は、御國の百姓にて御座候。此の御大事も、御金、外よりは出不<sub>三</sub>申、皆御國の百姓をしほり候外無御座候(中略)。三箇の津、其外他領より借用、色々手をすり候て借用仕候に、其上皆利を付け、返済不<sub>三</sub>仕候ては、貸し候もの無御座候。御國の百姓の金銀は御取切にて、銘々共より挨拶も不<sub>三</sub>仕、酒にても賜はり度と存候ても、一人一滴の割にも當り不<sub>三</sub>申候。爰を以て大切に可致は百姓、憐むべきは百姓と、常々繰言に申居候。此儀百姓に聞せ候ては、ほこり候儀も可有御座候間、聞かせ候事には無御座候。右山門御手傳の砌、大野舍人、青沼東兵衛、畑六右衛門など、御叱り閉門被仰付、山門御手傳も、どちやらからやら、被爲濟、上下始めて生きたる心地、是より又暫くの内も、やはり御難澁くにて、



政事不<sub>レ</sub>相立、埒もなき事ばかりにて、言語道斷の次第に御座候云々。  
盤根錯節に遇はずんば以て利器を別つなし。朝日丹波はこの難局に處して、叡山修理工事の總奉行となり、僅々二百五十餘日を以て完了するに至りしは、彼が非凡なる手腕に職由する所なくんばあらず。是に於て彼は天隆院の信任を厚うし増俸五百石を給せられ、遂に公が新に國主となりて入國するに及び國政は擧げて彼が双肩に擔はさるゝに至れり、時に年六十二なりき。彼が老軀を捧げて國事に狂奔するに至れるは、唯一片の丹心、君國を思ふの切にして、實に君侯の知遇に感激したるの結果に外ならず。明和四年七月二十日丹波召されて江戸に赴き、親しく天隆院に謁し、この大任を受けてより深く心に決する處あり。九月二十日、江戸を發して大阪に赴き、まづ諸債主を集めて曰く、それ拙直にして信を守ると、巧智にして詐を行ふと、何れか勝れる。諸子は商賈なり、請ふ利の歸する事を悟れ、我藩積年の負債、敢て息を加へず、我甚だ之を恥づ。諸子もし限るに時日を以てせば、我必ず誓て其責を果さん。諸子もし月毎に若干金を輸せば、我また年に米若干俵を送らん。諸子乃ち之を賣りて元利の金を得ば、即ち可ならんと。諸債主曰く、「苟も信を以て若干俵の漕米を得ば、何ぞ加息の金を要せんや」と。丹波曰く「それ國に不慮の變なきを保せず、故に我れまづ息を與へて、その心を繋ぎ、以て不慮に備へんとするなり」と。諸債主益々其の信頼すべきを確認し、皆大に悦んで命を奉ぜりといふ。これ丹波の商賈を扱ふに老熟にして、まづ之を誘ふに利を以てしたるものなれども、抑も亦彼の人格の信頼すべきもの

ありて、この好果を見るに至れるなり。彼の著せる治國譜の總論に於ていへるあり。

予退職後二十年を経て、年々の有様を見るに、執政の職掌も年數を重ねず、諸役人の轉役も一年の滿つるを待たず、其の勤むる處も、金銀の才覺のみに打はまり、上下交々利を征することを要務とし、政道の事は心を留むるに違あらず、漸々に亡國の機を發せんとするに似たり。予干城たるべき家に生れて、空しく年月を送り、目のあたり危難の來らんとするを見るに忍び難けれども、進みて出づる時は事を遂げず、上に獲られざれば、思も述ぶる術もなく、道同じからざれば、相與に謀るべき人もなし、徒に齒牙をくひしばかりて年を過ぎぬ。

かくの如く切齒して二十年間熟ら國政を傍觀せし彼が、今また新に執政となりて歸國するや、上下皆必ず一大改革あるべきを豫期せり。然るに彼は悠々迫らず、敢て急激なる改革を斷行せんとせず。偏に舊跡に循ひて更張する處なきを以て、狡農奸商相見て以爲らく、亦與し易きのみと。丹波乃ち陽に彼等と結び、陰に其の巧偽を知り、竊に時機の到るを俟てり。既にして丹波心に決する所あり。積年の弊害を一掃せんが爲に首として銀札を廢し、公費を省き、才能ある者を拔擢して數職を兼ねしめ、徒士以下の冗吏にして用を爲すに足らざる者を罷免し、また盡く十郡の下郡(郡長ニ當ル)を黜け、且つ地方の豪農にして、永く無税を以て公田を買ひ或は財貨を以て級を買ひ俸を得たる者は、悉くこれを奪ひて藩府に沒收し、以てその驕奢を挫きたり。加ふるに民間負ふ所の諸債は、其の時期の新古を問はず、其の債



額の多少を論ぜず、全くこれを除放す。また田租一步八厘を増し、更に陸田の租を増せり。是に於て嘗て與みし易しと思へる輩、懼然として戰慄し、闔國爲に肅然たり。

明和四年十二月七日、天隆院に代りて不昧新に封を襲ふや、老侯積年の志を成さんために、群臣の俸祿を増して舊制に復せしむ。蓋し藩の舊制に依れば、米四十五石を以て全邑百石とせり。然るに國用常に不足なるを以て、三十石を以て全邑となし荒木三斗俵の譏を受くるに至りしが、これ老侯の志にあらず、老侯夙にこれを恥ぢ、その治世中復舊に力めたりと雖も、水蝗相踵ぎ公役ごも興り、遷延の已むを得ざりしものなり。今新侯不昧入國の當初に際し、丹波の改革と同時に老侯の宿志を遂ぐるを得しめ、而も新制の全邑、舊に比して多かりしを以て、群臣皆歡喜して老侯の慈に謝し、新侯の恩に謝し、而して丹波の功に感謝せり。

是より先き、公の世子として入國するや、丹波茂保を居室に召し、入國の祝儀として手づから拾一着を與へ、その子千助に上下一具を與ふ。越えて明和四年の正月十八日、公親しく茂保の宅に臨み、近習頭をして奉書を以て肴一種を與へしめ、且つ茂保を近く召して上下一具、木綿綿入を與ふ。嫡子千助、次男捨三郎にも調を賜ひ、且つ茂保の妻にも目錄五百疋を授け、その孫女に至るまで一家悉く恩寵に浴せしむ。公がかくの如く國老を愛撫せるは、父侯の訓戒に由るとはいへ、また茂保の忠誠を嘉みし、なほ國政に盡瘁する處あらしめんとの志に出づ。朝日父子の家譜を閲するに、爾後公親らその宅に臨みて

家人に物を賜ひ、或ひはその響應を受けたること前後幾回なるを知らず。誠に君臣水魚の交にて、治國の基談笑の間に成る。朝日父子たるもの、豈にこの君恩に感激せざるべけんや。丹波國相となりてより、僅々數年を出ずして雲藩大に治る。この間明和六年九月幕府西丸大奥向普請の公役あり、安永二年四月公妹五百姫、淀侯稻葉正謙に嫁するあり。同年十二月仙臺侯伊達宗村の息女彰姫、公の夫人として入興、夫人の爲に新殿を造營し婚儀の盛典を擧ぐる事あり。これらの費目頗る巨額なりしに拘はらず、秋毫も民に徴する所なかりしを以て、國民悦服して、治績を謳歌するに至れるは、偏に丹波の功に歸すべし。丹波の經濟政策は農業本位にして、商賈の勢力を抑へんことに力めたり。彼の論ずる所は、農夫は力耕して年穀熟する時は米を得れども、凶年には米を得ず、隨て米價騰貴する時は利を得れども、低廉なる時は利を失ふ。然るに商賈は貨物を交易し、價賤き時は買ひ貴き時は賣り、米穀貨物すべて人の乏しきを待つて之を賣り、人の困窮に乗じ價を増して暴利を得るが故に、豊年にも凶年にも利を得ずといふ事なし。故に大智の人と雖も、商賈と利を争ふ時は畢竟彼等に敗を取る。この故に政法を以て之を制馭するにあらざれば、農民皆去りて商賈に赴くは自然の趨勢なり。されば商賈の數を省き、利權を上に取りて奸計の路を塞ぎ、物價の平均を保たざるべからずとす。かくの如き政策の下に、彼は斷々乎として郷中の町にて京店物を賣る事を禁じ、城下に遠き所にては唯杵築、今市、安來の三ヶ所に於てこれを許し、また民間の酒店を減じ、往來の茶店を廢滅に歸せしめたり。



既に農本主義に因りて米穀の産額を富裕ならしむるに力むと雖も、之を販賣するに當りて、即ち商業政策の方針を確立せざるべからず。彼は數十年來國政疲弊の原因を講究し、茲に平糶の方法を確立せり。即ち米價賤き時と雖も、獨り商賈に利を占めらるゝことなく、士農共に利する所あらしめんとす。例へば米價四斗依にて、大阪の相場文銀十七八匁なる時、出雲は地僻にして廻漕の便備はらざるを以て、その價銅錢一貫文に過ぎず。假に大阪の相場十七八匁として、運賃諸雜費を減する時は、國にての價は一貫文も相當の價なれば、如何ともすべからずと爲し、執政の人また疑を容れざるが故に、商賈利益を獨占して、士農大に窮す。これ積年の弊害なり。因てまづ米價を藩にて定め、年の模様を考へて、四斗依に付文銀二十一匁或は二十二匁或は二十三匁とし、清廉なる商人を選びて取扱はしめ、口錢以外に利潤を與へず、家中の賣米も、買手少なき時は口錢のみを與へて之を買はしむ。例へば上の直段二十一匁なる時は、買米二十匁と定むるが如し。乃ち約千貫目の資本を以て、利權を取るべき準備金となし、國米の出來榮えを量り、國內にて消費すべき飯料を豫測し、その餘を計上して他國に輸出し、國內の米高を減じて、利權を收むるを本則とす。凡そ雲國にて、歲末及び翌春の二季渡しの際、定府勤番の渡し米并びに家中の賣米、凡そ三四萬俵なるべし。この時商賈に買ひ占められざるために、準備金を以て速に買上げ、以て利權を商家の手に移さざらしむ。若し準備金不足なる時は、商賈直ちに之を看破して利權を奪はんとす。一たび之を奪はるればまた挽回すること難し。抑も諸國より大阪に出來多き時は、大阪の

米價賤き時あり、或ひは國內米高不足にして、大阪より更に逆輸入を仰がざるべからざる時あり。藩の公定相場を立つること、決して容易の業にあらず。然るに茂保の新政以來、常に大阪の相場と暗合せりといふ。彼は治國譜に於て、「年の考へによることなれば、空理を以て紙上に著し難し」と云へり。

この商業政策に對しては商賈の不平少からず。即ち彼等の不服を唱ふる所は、國內の米に運賃を添へて他國に輸出し、廉價にて賣拂ひ、國內の米を耗してその餘の價を貴くす、これ藩府の占賣にして、商工を苦しむること甚だその理を得ず、商工といへども藩民なり、何ぞ士農にのみ厚くして商工に酷なるや、といふにあり。然れども、彼は泰然自若として曰く「米價を商人に委せば、商は唯自己を利し、その餘財を以て田地を買ふと雖も、農に利なければ、田地荒廢して國家貧弱となる。それ商工を悦ばしむる時は士農に不利なり、士農不利なれば政道素れ、倉廩虚し、かくの如くして仁義ありと雖も、また施す所なし。凡そ米は四民の食なり、國家の本とする所以なり。孔子も足食足兵民信之といへり。古來商賈志を得るによりて、國家衰微せざるはなし。決してその覆轍に倣ふべからず」と。彼は徹頭徹尾奸商の權力を抑へんために、全力を用ひたり。かの御國寶鈔を製して銀札と名づけ、文目を六十錢の定價にて、銅錢の代りに用ひしが、惡紙幣の流行盛んなるに隨ひ、國家の財政紊亂するを嘆き、斷乎としてこの銀札を全廢せり。治國譜に曰く

空札を出して國寶を増し、國中の財を浮立しめて、其中に居て、人の有を取て吾が無を補ひ、無涯の



費用に備へんとして、商賈と利を争ふといへども、商賈の利に鋭きこと、誠に神の如し。是を以て札座の元備の有無を計りて、銀札に私の價を立て、一文目は或る時は五十錢とし、或る時は四十、或る時は三十、或る時は二十と見て、貨物を賣買す。商賈の利に走ることを、飛矢よりも速かなり。依之一國中の人、忠信の志を失ひて、驕奢の風俗に移り、四民共に困窮す。相公新政の初に、札座の役所を廢ち、銀札の取遣りを禁じ、銅錢を以て通用せしめ、不實の媒を退けたまふ。蓋し一國中の忠信の道を啓きたまふか。

抑もこの銀札は、往年藩の困窮に由りて發行したる一種の惡紙幣に外ならず。當時公定價格は一文目六十錢なるに、民間にて正銀一匁を百八十二錢内外にて銀札と交換せるを以て、子錢家の利を貪る者は銀一貫目を銀札約三貫目に賣り、而して之を貸すときは、銀札一匁を六十錢として券書を取るが故に、百八十貫文の元金となり、之に利息を加ふれば元利還倍し、債務者は還済の途なくして、遂に産を破るに至る。然れどもこの際急に銀札を廢して銅錢となす時は、國民十中の八九は山林田畑を失ひ、一時に多數の窮民を生ずる恐れあるを以て、茂保は新政の初に於て先づ民間負債の償を永く闕年となし、之を返辨するを嚴禁せり。是に於て債主も濫に債責するを得ず、たま／＼愚民にして闕年の債を以て訴ふる者あれば、法令違犯を以て之を罰せり。是に於て債權者は之を責むるの不可なるを知り、債務者は擔保となせる田地を失ふを免れ、改めて土地を拜領したるの感をなし、全國の民新なる國に入りたる如き悦

びをなせりといふ。蓋し經濟上の窮策たるを免れずと雖も、一時の急を救ふの效なかりしにあらず。彼は此の政策を實行せんがために、まづ藩邸の費を削減し、有祿の冗員を淘汰し、以て自ら消極的に勤儉主義を標榜し、更に進んで積極的に治水工事に腐心して新田の増加を謀り、また民間に散在せる義田及び免許地を沒收して公米を裕かならしめ、或ひは常平倉及び義倉法を再興して貯米を豊富にし、或ひは廻船の制を定めて米穀運輸の便を謀る所あらしめたり。

かくの如く堂々たる施政の方針、經濟の基本、理財の根柢は、今日のいはゆる理財學經濟學の如き科學的根據あるにあらず。然れども今日の經濟學は會計の學なり。彼及び當時施政の人のいはゆる經濟は經世済民の本義にして、多年の實地經驗を基礎とし、之を確實ならしむるに荀子を讀み、孟子を講じ、或ひは春秋左氏傳に鑑み、或ひは論語に則り、尙書・易經に考へ、所謂治國平天下の儒學を以て原則とし、之を實地に應用して、かくの如き顯著なる治績を擧ぐるを得たるなり。殊に彼が初に荀子に私淑し、次に孟子を精讀せるは、儒臣桃源藏が治國譜の序文に明記する所に由りて知るを得べし。彼はまた勸學の必要を説き、禮儀廉恥を以て國の四維とし、倉廩實而知榮辱、衣食足而知禮節の義を知らしめ、無恒産者無恒心の理を悟らしめ、量入而制出の法を習はしめ、有治人無治法の理を解せしむるは、一に皆經學の力に俟つべきを勸め、諸士を促して明教館内儒臣の講筵に赴かしむ。彼は實に自ら身を以て衆を率ゐ、活眼を開いて活書を讀みたる良相といふべし。丹波は明和四年六十七歳にして再び執



政となり、數年を出でずして如上の治績を擧げ、明和七年四月公が國侯として初めて國內を巡視せし時に當り、行列の完備、施與の金品等、苟くも公の威信を保つ上に、缺くる所なからしめたり。

翌年十月四日天隆院逝くや、丹波深く之を悼み慟哭禁せず。その翌年即ち天明三年四月十日に至り、遂に瞑す、時に年七十九。法名、披雲院殿妙應日節居士といふ。墓は松江慈雲寺に在り。丹波容貌魁梧ならずと雖も、濃眉にして巨眼、威儀自ら備る。新政改刷の際に於ける反對家、頻に不平を唱へて彼に肉迫したる時、巨眼炬光を放ちて睥睨し、一言以て之を挫く、一座爲に戰慄せりといふ。彼儉素にして屋宇を飾らず、公の國に在るや、必ず毎年その宅に臨むを例とせるが、宅地狹隘にして從衛を容るゝに足らざりき。また志立の地を賜ひしに、彼は其處に山莊を建つるや、皆松材を用ひて之を造りたれば、宛然野人の廬に異らざりき。公親ら屢々こゝに臨み、却てその質素なるを嘆美せりとぞ。山莊の眺、遠く出雲富士を雲霞の裡に眺め、近く白帆を田疇の中に望むべし。時に老相自ら栽培する所の野菜を上げば、公は悦んで之を享く、君臣の親交、誠に美仰すべし。儒臣桃源藏また深く丹波を徳とし、彼が歿後長文を草し、故國相朝日大夫紀功碑を志立山上に建て、その功績を貞珉に刻して後昆に傳ふ。その碑今は松江月照寺不昧公の廟下に移建す。大正四年十一月十日御即位の大典を行はせ給ふに當り、公に從三位を贈らせ給ふと共に、丹波の功績もまた天聽に達し、從五位を追贈せられたり。優渥なる聖恩、この布衣の枯骨に及び、不昧と共に不朽の人となれり。彼また地下に感泣せるなるべし。その著治國譜は

法學博士瀧本誠一氏編日本經濟叢書に收められたり。

朝日丹波は天隆院と不昧との二代に仕へ、子千助は不昧及び月潭の二代に仕へ、共に執政として國主の寵遇を蒙り、國人皆之を榮とす。而して丹波は不昧の治世中、十五年間國政に參與し、致仕後三年にして歿し、千助は公の治世中二十二年間國政に與り、致仕後十年の間なほ新侯を補佐し、前後三十二年間不昧の寵を受けた。抑も父丹波は創業の國相にして、子千助は守成の國相たり。前者の功績赫々たるものあるに比して、後者の敢て顯はれざるは自然のことなれども、その守成の功績また没すべからず。

## 二 國內の巡視

明和三年八月二十八日公年十六にして初めて出雲に入るや、九月七日群臣を引見し、十月一日更にその謝恩禮を受け、十一月に及び、國內を巡視せんとし、同月五日松江を發し、路を宍道湖の北岸に取り、佐陀川を渡り、秋鹿郡を過ぎ、楯縫郡平田木佐邸に至りて一宿し、翌六日同郡川下村より不老山鰯淵寺に詣づ。同夜また平田の本陣木佐邸に歸りて更に一宿し、翌七日出雲大社に賽せんとす。途に美談の里鏡川の堤上御杖櫻の下にて水政右衛門(代藏の裔)に謁を許す。抑も御杖櫻は、藩祖高眞院巡國に際し、



水傳藏の請に由り、川筋を傳藏宅の所より南灘分方面に曲げられんことを請ふ。これ傳藏一身のためにあらず、國富村、平田町、其他灘分の一部、檜山村以下數ヶ村落が川底と化し去らんとするを防止せんがためなり。高眞院之を諾し、杖を堤上に樹て、川筋を變更せしむ。後その跡に櫻樹を植ゑて記念とす。世俗高眞院の御杖が遂に根を生じ花を開くに至れるを以て、この名ありといふは、高眞院の威徳を誇張したるに過ぎず。水傳藏は常に高眞院の鷹野に陪し、頗る信任を得たり。今水家に傳ふる所の高眞院着用の黒羽二重紋付服は、傳藏が高眞院を負ひ奉りて川を渉る時、傳藏の服の濡れたるを憐み、代りに之を賜へりと云ひ傳ふ。また高眞院歸國の途、根雨の館にて疾危篤の報を聞き、傳藏晝夜兼行走せて根雨に至りしが遂に薨ぜらる。乃ち公の靈柩に従ひて歸る。高眞院御傳記にはこの事を記せず、蓋し重態のまゝ松江城に歸り、初めて喪を發せるが故なり。士臣皆傳藏の忠誠を感じ、高眞院の野位牌を賜ふ。之がために、代々の國主巡國の際、水家に立寄りて拜せらるゝを例とす。今水家に於ては庭園に祠を建て、この野位牌を安置す。而して高眞院の御杖は、不昧時代には失はれたるものと見えて、寛政七年十月十二日公が水家に臨み、高眞院の靈位を拜するの序を以て御杖の存否を尋ねしとき、當主忠兵衛恐懼措く所を知らざりしが、公は出立の際門前に立ち、亭主々々と呼び、自ら携ふ所の杖を與へて御杖櫻の代りにせよと命ず。その杖今なほ水家に珍藏す。御杖櫻の代りとなりし不昧の杖は、肉縮りたる竹にて全長四尺三寸、十節あり、節目毎に漆を塗り、石衝一寸三分、眞鍮にて造る。杖頭の握は木製黒塗にて高さ

一寸、その下に滋藤卷朱塗の所二寸八分あり。この杖の箱裏書は、當時の事情を審にすると共に、公の仁慈の程を察するに足る。その文次の如し。

寛政七年乙卯十月、御殿様御鷹野に御出郷爲遊、同十三日暮六ツ時、神門郡より平田へ被爲入候節、俄被爲懸御腰、御杖櫻並家筋之儀被爲遊、御尋、御位牌御拜禮被爲遊、御襟垢付御小袖御上覽被爲遊候。且又御杖櫻之儀に付、御書付共所持罷在候哉と、御尋被爲遊候に付、三十年以前戊年、下郡庄右衛門より被爲差出候演說書之寫、並其節御目見御免被爲仰付候御差紙差出候得者、御上覽被爲遊候。猶又御杖櫻之御杖を所持罷在候哉と御尋被爲遊。當時者所持不仕段言上仕候。御立前に相成候と相見え、御側様より被仰候者、上下着用仕自分之紋付之灯燈を明し、門前迄御見送りに罷在候様被仰付、門口の出懸候處、無程被爲遊、御立、御下駄に御杖を御突被爲遊、庭前二二三間程御出被爲遊、亭主々々と御召被爲遊候得者、恐入御答も不申上候に付、頻に御召被爲遊、乍恐這戻り候得者、亭主は其方かと御意被爲遊候に付、平伏仕罷在候得者、此御杖に而御杖櫻之御杖に相成候旨、無勿體も御直に奉蒙御意、御手かづら御杖を被爲下置、重々難有頂戴之。

附四歳に相成候悴磯次郎儀、被爲遊、御腰候哉否、御召被爲遊、名並歳杯御問被爲遊候得者、速に言上仕候に付、御譽被爲遊、御菓子等被爲下置、難有仕合奉存候。

當家十四代目

水忠兵衛厚遠 (花押)



同月廿二日、爲御禮出府仕、御次頭脇坂十郎兵衛様え罷出候得者、先祖之名に相成候様御沙汰有之候間、改號仕候様被仰付、傳藏と御改被下候。

右のこと明和三年第一回の巡國には關係なけれども、御杖櫻の由來としてこゝにこれを掲げたるなり。高眞院の御杖櫻を失へるを咎めず、却て公自ら携ふる所の竹杖を與へ、更に四歳の悴を愛撫し、更に水家の通稱傳藏を公稱するを許せるなど、公の至仁至愛の誠情、今なほ親睹するが如し。因にいふ、水家には前述公の竹杖を藏する外に、公の一行書「遊山玩水」の幅と、公が立寄られし時に供せりといふ素焼の火鉢を藏す。高七寸八分、口徑五寸六分、瓶子形中締り底張る。底に深草一平の刻印あり。象耳にて全體ちゞみ皺黒色赤味を帯び、口わき藥袋紙色、底縁朱塗なり。

さて公は更に駕を進めて簸川の廣野を見渡しつゝ、杵築に至りて大社を拜し、同夜今市村(當時未だ町を成さず)の本陣別館に一宿し、翌八日神西湖にて村民の漁獵を見る。今なほ湖畔風光佳絶の處を「御上覽の場所」と云ふ。翌九日、立久惠の奇勝を探り、十日歸城せり。

明和七年四月、公は襲封後初めて公然たる國侯として國內を巡視せんとす。二十一日を以て松江城を發し、家老朝日丹波、中老脇坂十郎兵衛以下之に扈從す。この日午刻秋鹿郡大野村の富豪金坂屋柳右衛門の宅に小憩し、當夜榎縫郡平田町の素封家儀滿屋覺三郎の家に宿す。翌二十二日四ツ時平田を發し、武志の茶屋に過ぎりて、農民の千鉢打を見る。是より先き杵築に於ては十六日以來、六箇村の民を徵發

して迎駕の準備をなさしめ、本陣の設備、供奉の宿制、沿道の灑掃に至るまで一として遺漏なからしむ大鳥居前にて千家北島兩國造の使、上番所山田皆右衛門、絆にて出迎ふ。乙名橋より千家筑後の使者先導す。具足箱二行、先挾箱、長刀、鏡、籠、挾箱を先とし、前驅の衆に續ぎて公駕來り、侍士之に従ひ、次に近習頭脇坂十郎兵衛扈從し、家老朝日丹波之が殿をなす。各、籠道具振立て、徒士之に次ぎ、肅々として七ツ過ぎ、千家筑後の宅に入る。兩國造より見舞として、かやの實一箱、釣柿一箱、大鯛五枚を獻す。翌二十三日朝六ツ時參社を報す。月番國造北島、非番國造千家昇殿して神拜を終へ、本陣に來りて案内す。公乃ち本陣を出でて參社せんとするや、侍者公のために傘を翳し、草履取白丁にて供奉す。社奉行櫻井武太夫社衾にて金鳥居前に出迎へ、國造千家筑後先導す。公は水屋の脇にて乗物を棄て、徒歩にて樓門に進み、樓門の階下にて手洗ひ口漱ぐ。尋で上官相圖として鰐口を撃つ。是に於て公は大床に立ち、兩國造に導かれ上段に着坐して拜禮す。次に國造、祝詞を読み、神主別火、祝詞幣を取る。公之を拜戴す。月番國造北島直孝、神劍を取る、公また之を拜戴す。次に別火之を請取り、側家老順次に拜戴す。次に神酒三獻、肴臺千家筑後、杯臺向掃部、雜肴平岡内匠、吸物赤塚采女、長柄北島將曹加へ、佐草豊後、之を掌る。月番北島國造酌を取り、千家國造肴を奉る。尋で膳部を撤す。公は寶物として、衛府太刀、弓、箆、烏丸太刀、文昭院筆、大闇の太刀を上る。次に公神殿を降りて上段に座す。俗人五常樂・甘州の雅樂を奏舞す。尋で公は廳舎に於て雅樂青海波を聞き、馬屋に至りて馬を覽、駕籠會



所に入りて、衣を社袴に改め、こゝに參社の式を畢ふ。

次に行列を改めて直ちに日ノ御崎に詣り、午ノ刻古莊右膳宅に憩ひ、日沈宮及び素盞鳴尊宮を拜し、申ノ刻再び千家筑後の宅に歸館せり。この日日ノ御崎に通ずる山路、杵築の海濱に、湯茶酒等を備へ置きて一行を饗したるを以て、上下共に歡娛せりといふ。また杵築の濱に於て引網漁獵を公覽に供せりと雖も、風波荒くして漁獲少かりき。翌二十四日朝五ツ過ぎ、杵築を發す。この日今市別館に於て午餐を喫し、其夜木次町に宿する豫定なりしが、神西湖の引網を上覽に供せんと村民の懇望を容れて、知井宮村の富豪山本仁兵衛宅にて午餐を喫し、今市別館に宿せり。當時の記録に據るに、公の豫定を變更して今市に駕を駐むるに當り、用人・郡奉行等急激に命を傳へ、輿頭・足輕の輩、各々早打にて東西に奔走し、歡呼の聲晝夜を徹せりといふ。この日郡中に八百十貫文の惠恤あり、各町村とも宗門帳と引合せ、貧民一人につき凡そ十三文づつの賑恤を受けしむ。また大社神領の畑に、麥二穗三穗相生したるを豐年の祥瑞として公に獻するあり。凶歉相續ぎ、國民嗟愁の聲絶えざりしに、今新に國侯を迎ふるの初に當りて、この吉兆を得たるは誠に慶賀すべしとして、上下愁眉を開き、歡天喜地の悦をなせり。

二十五日辰ノ刻公駕今市を發し、晝三刀屋村の民宮内屋市兵衛宅に憩ひ、之より崎嶇たる山路を經過し、吉田村田部長右衛門の鐵山を覽て、その夜こゝに一宿し、翌二十六日松笠の瀑を見て再び長右衛門宅に歸宿す。二十七日巳ノ刻吉田を發し、多久和村坂屋源四郎宅に憩ひ、午過ぎ木次町の木村次郎右衛

門宅に臨み、小憩の後申ノ刻加茂に至り、木村彌三左衛門宅に宿す。翌二十八日加茂を發し、辰ノ刻六道別館に憩ひ、來待の山王祠に詣づ。祠は近江日吉神社の分靈を勸請したるものにて、藩祖高眞院の再建せるものとす。江戸藩邸の氏神は山王祠なるを以て、之を准氏神となし、代々の國主之が崇敬を怠らず。依て公もまた賽せるなり。この時公の授けし「春日多佳氣」の眞蹟は、今なほ社司遠藤家に藏す。四月二十八日恙なく國內巡視を畢へて歸城す。この巡視に際して、公は殊に救恤金三千三百貫文を下し、その中三千貫は國中の十郡に、三百貫は松江城下に賜ふ。また發するに先立ちて赦を行ひ、囚人を解放し、諸社の神領及び諸寺の領田を有する神官僧侶に、神田券或ひは佛田券を賜ひ、また月照寺以下の寺主に膳部を賜ふ。

公が國侯として國內を巡視せるに當り、各地到る處の富豪、公の宿館または小憩所に充てらるゝを以て無上の光榮となし、公の乘輿の過ぐる處、老若男女土下座をなしてこれを拜せり。高年の翁媪もしくは貧窮の者、皆惠恤に與りて感泣し、公の治世を祝福せざるはなし。公の巡視後或る年の如きは、三日の間松江の獄舎に一人の囚徒を見ず、爲に諸臣に祝宴を賜へることありき。凡そ國侯巡國の際、旅館の食事全部は皆膳部方にて調製す。但しその地の名産にして殊に美味なるものは、魚鳥野菜を問はず獻上を願ひ出で、多く調理を施さず、原料のままにて膳部方に差出すを例とす。而して富豪の家の之に充てらるゝものは、豫て御成門かきかたを設けて、こゝより直ちに便室に入るべく築造し、その亭主は謁見を賜ひ、家



人は國侯出發の際、御成門の側に並列して謁見をたまふを以て無上の光榮とせり。途中小憩所にも使用の膳・椀・煙草盆もしくは手拭及び手拭懸など記念として賜ふことあり。これ皆家寶として子孫に傳へ以て誇となす。公の國內巡視の際に於ける大野村の金坂、平田町の木佐及び儀滿、知井宮村の山本、三刀屋村の宮内、吉田村の田部、多久和村の坂屋、木次町の木村、加茂町の木村の諸家がこの光榮に浴せり。當時今市は村落にして未だ市街を成さず、旅館にあつべき富豪もなかりしを以て、別館即ち「御茶屋」を建てて本陣とせり。當時の本陣は今の遠藤家の存する邊に建てられたりといふ。因にいふ、今市明願寺の住職は、公に扈從せる村田青山とは縁戚の間なるを以て、公が今市別館にありし頃、額面「藤城山」の揮毫を請ひ得て、今なほ同寺に寶藏す。有名なる伊呂波寺神門寺の額も公の筆なり。今の今市町の北數町の處には、鷹野の料地數町歩ありきとぞ。天隆院の巡國の時は、宍道の木幡氏に宿せしが、公の巡國の際には、別館を設けたりと見ゆ。

公が國侯として國內を巡視したるは、治世四十年間前後二回とす。然れども公の國に在るや、暇あれば神社佛閣に詣で、その舊跡を復し、或ひは鷹野に托して、廣く國內を巡察し、具に民の疾苦を訪うて治績を擧げたり。(後章參照)「佐陀大社舊記」に依るに「寛政四子二月殿様之思召にて舊跡空しく爲不相成、御石碑御建立、文は大野舍人殿、手跡は海野辰五郎云々」とあり、その文に曰く、  
いさなきやいなさみ池のおし鳥は萬こもの上にひとりこそすめ

此池由來ある池なりしに、星霜を經、舊跡の空しく埋れんとす。しかるに寛政四のとし、太守治郷公當社に詣で玉ひし時、この池の埋れんとするを御覽じ玉ひ、石をたて、後世に残すべきよし命じたまふ云々。

佐陀神社に、社境の竹を以て公自作の竹花入銘蛙聲を始め、公の夫人彰樂院寄附の近江八景折本、公の舍弟雪川寄進の野太刀あり。安永二年四月及び文化四年三月兩度、造營遷宮式を行ふ、前者は公の治世中、後者は致仕後なれど、創始はなほ公の治世中に屬す。

### 三 神門郡の防沙工事

抑も出雲の富は所謂神門十萬石に依つて大をなせりと稱せらる。而もこの神門の沃野は、決して初より然りしものにあらず。古昔郡の中央高濱村附近は茫々たる沙漠にして、嘗て出雲大川が西流して川跡をそこに留めてより以來、高濱山の一大砂丘は突兀として聳え、一たび西風の日本海より吹き來るや、沙塵濛々として天日爲に暗く、近く砂丘を各所に作り、遠く良田に沙塵を運ぶ。明和元年儒臣桃源藏が大野舍人等と共に立久恵に遊ばんとせる途中の記事に、「遙望荒木黃砂堆、蜿々如游龍」といへるは、



眞によく其光景を敘せるものなり。想ふに高濱山それ自身も、亦風と沙との産兒に外ならざるべし。

井上惠助 は享保六年を以て今の高松村大字高濱村に生る。彼が祖先は實に同村移住民の先驅たりしなり。初代次郎兵衛は、この沙漠の開墾のために防風林を起し、二代半兵衛またその遺緒を繼ぎて富を致せるが、三代仙右衛門以降家政漸く衰へ、惠助に至りて殆ど窮す。彼誓つて父祖の業を興し家名を揚げんと、夫婦相携へて松江城下に出で、知人を介して藩士某の許に仕へ、孜々精勵他念なかりき。當時天隆院の治世にして、藩吏頻に植林開墾に盡す處ありと雖も更に其の效なかりき。一日客あり、主家に來りて植林失策の顛末を語る。主人之を惠助に告げて曰く「汝高濱村の産、且つ奇智に富む、植林の策なかるべからず」と。惠助發憤息まず、乃ち主人と協議し、寶曆六年を以て主家を辭し、奮然故郷高濱村に歸り、植林の設計に従事するに至れり。彼は過去の失敗に徴して、移植せる松苗はその根淺く、且つ夏期雨降らざる間に水氣缺乏して枯死するものなるを知れり。因て自ら山より松苗を掘り來りて、深く沙中に植ゑ、炎暑を厭はず水桶を擔ひ、夜を以て日に繼ぎ、營々として之に水注ぐと雖も、廣野に散在する數千の松苗は固より盆栽の比にあらず、疲勞困憊して手の下すべきを知らざりしが、遂に一計を按じ、藻粕を持ち來りてその根に培ひ、こゝに初めて松苗の枯損を防ぎ、松苗年と共に生長して、漸く防沙工事成功の曙光を見るに至れり。是に於て、彼は植林成功の確信を得て、大々的作業を開始せんとす。然れども先だつものは資本なるを以て、彼は富籤興行に依りて其資を得んとし、松江なる舊主家の斡旋に

よりて、許可を得んと勉めたり。抑も富籤は、梓葉大社の外決して他に許さざりしものにて、往年大隈七兵衛が荒木村を拓殖し、神西湖を排整して馬木岩樋を通じ、且つ十間川を開墾して曠世の土木工事に盡せる處ありしに拘はらず、富籤の興行は遂に許されざりしなり。然るに惠助の熱誠は遂に貫徹して寶曆十一年の春、初回富籤興行を開始するを得たり。その法、まづ籤一箇の價を三百文とし、總數三萬箇を限り、毎年三月、十月の兩度に行ひ、籤票は大社の桐製柱状を避けて檀製半面形となし、總數三萬箇を歩一として控除し、其餘七割を當籤者に配當することとせり。この方法果して能く資本を收むることを得、事業漸次擴張すると共に、籤數五萬箇に増加するを請うて復た許さる。而して松苗の掘取は藩の特許に因り、掘取人夫は皆惠助の證印を帯びて、北山・南山到る處自由に之を掘取るを得たり。

惠助はこれに益々力を得て渾身の精力を振ひ、寶曆七年試植を行ひてより安永七年に至るまで、二十二年の間、殆ど寢食を忘れて斯業に盡瘁せり。彼は毎朝丘上に登り、竹法螺を連吹して人夫の出勤を促すを常とせしが、其の聲嘯唳として山野に響き亘り、懦夫をして自ら奮起せしめ、人夫の群衆之を聞くや、各々勇み立ちて早朝より作業に従事せり。時に暴風雨襲來の虞あるに當りてや、晝夜を別たさず、例の竹法螺を吹奏して人夫を招集し、或は土俵を以て土沙の崩壞を防ぎ、或ひは藁藎を以て地上に縫留め、またかの藻粕を施すの外に、白茅（のまじ）、小笹（したは）、秋頰子（あきまがら）、合歡木（あいの木）、濱萩（はまはぎ）、柳等を移植して、松苗の枯渴を防ぎ刻苦精勵寸時も怠らず、試植後二十二年の長星霜、絶倫の努力を以て殆ど不可抗の天然力と闘ひ、遂に



凱歌を奏して高濱の植林は、千古の翠を疊むに至れり。今簸川堤上に立ちて遙に西顧すれば、神門の沃野遠く拓けて日本海に連り、中に松林の亭々として空を摩するを見ん。これ實に彼が偉大の功績を語るものなり。抑もこの偉業は、惠助滿腔の精力と犠牲的精神とに由ると雖も、天隆院及び不昧の治世に於ける藩政の保護恩澤に因るもの、また尠しとせず。惠助は、公の治世中寛政六年二月六日を以て歿す。時に年七十四。墓は嘗て彼が苦心慘憺の跡を留めたる高濱山林の中に存す。今その丘側に井上惠助紀念碑の七大字を刻せる自然石を建つ。このあたり風景佳絶、いはゆる神門十萬石の沃野を一時の下に收め、人をして坐に老農の偉績を偲ばしむ。

#### 四 出雲大川の治水工事

文明は河川の賜なり、河川の流域は沃野なり、農産物の寶庫なり。農民こゝに集り、都會こゝに生ず。出雲國の文明また實に出雲大川即ち簸川の川に基す。雲藩の實收二十七萬石の大半は、全くこの河川の賜なり。出雲・楯縫・神門の舊三郡、即ち今の簸川郡は、南山と北山とを連絡し、宍道湖と日本海とを填塞したる一大沃野なり。試に簸川平原の眺望に最も適せる旅伏山に登りて之を瞰んか、雲國唯一の富源

地たる大平原一時の下に收まり、山陰山陽の脊梁山脈は重疊起伏して南方一帯の天を摩し、東に宍道湖の盤水を隔て、出雲富士の天を衝くあり。西に神西湖の盆水を隔て、三瓶山の高く聳ゆるあり。而して萬重の山また山の間より簸川蜿蜒々として流れ來り、その支流は仁多郡・飯石郡・大原郡の沃野を作り、その本流は簸川郡に注ぎ、大津街頭に至り俄に東折し、數多の三角洲を形成して宍道湖に注ぐ。更に眼を放つて左顧右盼すれば、平田・大津・今市・杵築・直江・庄原等の諸市街、各所に點在するを見るべし。殊に最も奇觀なるは茫々たる田圃、滿面悉く松樹を三面に圍繞せる農家を以て充たさる。日本三景の一なる松島は、泥海の中に松樹の茂生せる數千の奇島を見ると雖も、これは滿目黃波の田疇に數千の民屋を點綴す。かくの如く壯絶なる光景は、恐らくはわが日本全國殆ど觀るべからざる農村の大觀たらん。而してこは皆簸川が作れる沖積土の展開したる大盤溪の沃土なり。

この川平時は茫々たる沙漠の一帯を爲して、沃野の間に眠りつゝ、灌溉用水を供給して、幾千萬町の良田を養ふと雖も、一たび霖雨に際會して長夜の眠より醒むる時は、怒號濁流を漲らし、奔々滔々として宍道湖に直瀉し、餘勢松江市街を襲ひ、沿岸の居村を漲らし、田疇を破壊し去らすんば熄まず。さればその堤防は小丘の如くに高く築かれ、添ふるに段堤を以てし、堤上の人馬、遙に民屋の上を行くの奇觀を呈す。この大川は、一面出雲の恩惠者なりと雖も、時としてはその破壊者たり。雲國の豊凶、藩民の死命は一にかゝつてこの川にありといふも不可なし、これ古來この川の治水工事が、治者の、最も苦



心焦慮せるところとなれる所以なり。而して朝日丹波は能くこの難事業に成功せり。  
 當時この事業に反対せるもの、之を難じて曰く、「大川の中島を掻立て、砂を流さんとしたりとて、澤山なる砂なれば、十分が一にも矣道湖へは流れ出でず、そのまゝ大川の中に留まる。されば、一所に集りたる島を平等にならしたるばかりにて、川の底は島ありし時よりも却て高くなり、川浚の詮はなく、人夫賃莫大にて、民の憂となる」と。丹波之を辯駁して曰く「年來の困難は大川の水の吐け口悪くて、洪水頻りに起りて民の憂となるにあり。然れども川普請の手當なくして、久しく年を経たり。我新政の初に、莫大の費用をも頼みず、まづ第一にこの害を除きたるは、全くこの困難を一掃するにあり。それ立派の初に、銀札を一時に廢したるために、農民俄に融通に窮したるもあるべく、是に於て、川普請を起し、一は以て水田の増加を謀り、一は以て工賃を得せしめて、家族を養ふの資たらしむ。凡そ川普請は、満水の憂を除くにあり、満水の際川中に島ありては、水行を害し、堤防を傷ひ、田地を潰し、御成稼を耗し、國土の費を生じ、民力を害す。かの川中に島ありし時より、却て川底高くなりしなどいふは、兒戯の空言、殆ど論辯に及ばず」と。これ「新政辨疑」に説く所なり。當時議者目前の利害に汲々として、丹波の大々的治水計畫を非議せるに拘らず、夙に水理に於て非凡なる識見を有せる彼は、公の深厚なる信任を負ひ、斷々乎としてその所信を斷行し、これらの浮説邪論を排除したるなり。この治水工事は、明和七年秋八月より着手し、大川の中島を除去すること百餘ヶ所、大川の排水口に於て碓島の一郷

を除き、また大橋下の新田を棄て、簸川の堤防を堅固ならしむるために、神門郡石塚村より栢縫郡平田灘分まで、二里餘に亘りて幅三間づつの壇土手を築かしむ。而してこの工事は、殆ど三年の歳月を費し一年間に平均約三十餘萬の人夫を徵發し、一人一日の平均賃金百餘錢にして、總計一百萬餘の人夫を使役せりといふ。治水の事を記せる書に木工記と題するものありて、繩墨・制禁・職役・小人・出夫・材木・諸器・代銀・俗談・丁場・教閱の目を設け、詳かに當時の治水の方法を説明せり。

この書中、また簸川の末流屢々川違ありしことを述ぶ。凡そ河口の川違を考ふるに、寛永七八年頃に川違ありしもの、如く、寶曆九年卯歳の川違を距ること一百二十年なり。また貞享四年平田川違はそれより四十八年後にして、享保八年の川違は更に三十七年後なり。其後寶曆九年に至る間、三十七年を経過せしが、川底大に埋れり。是に於て天明五年三步市の川違あり。實に享保八年の川違より六十三年を経過せり。天明五年の川違は、即ち朝日丹波の手に成り、三步市村字劔先より新に川幅百間の支流を開鑿し、而して簸川の流末をして黒目村、三步市村の界に向はしむ。今の二十間川と稱するもの、これなり。この書また出雲全國の諸川、及びその流域村、またはその川の總間數及び堤の長さを記載せり、今これを統計表に作りて示せば、次の如し。

郡	川	村	川	堤
飯石郡	數	數	長	長
	三	八	七九一〇	八四四二



神門郡	一九	二七	三三二七二	四三三〇四
桶縫郡	八	一五	一三一八一	一四九一〇
出雲郡	一	一三	一〇五八七	一〇三二七
大原郡	一六	三六	二六一二二	三九〇〇八
意宇郡	九	二一	二〇四四八	二二二九七
能義郡	五	二四	一三二二〇	二四四六四
秋鹿郡	一	二	一一二四〇	一一二四〇
仁多郡	一	〇	〇	〇
島根郡	〇	〇	〇	〇
合計	六三	一四六	一二五七八〇	一六四九八二

即ち出雲全國に亘りて、土工を要する川流總計六十三流にして、その川長の總間數を換算せば五十八里八町二〇間となり、堤長は七十六里十三町四十二間となる。而してその中簸川の本流支流最大部を占むと雖も、能義郡の河川五流に對して堤長の二萬四千四百六十四間は最も注意すべきこととす。これ富田川、飯梨川の如き大河が中ノ海に注ぐに當りて、沿岸の諸村に水害を見舞ふものなるを知るべし。之と同時に、この兩川がその排水口に於て中海に泥砂を流し、爲に新田を増加せること、簸川の宍道湖に於けるの次位を占むるを知るべし。其他宍道湖と中海との間に於ける沖積土も、また新田を増加して、雲國の豊饒を來したるものなるを忘るべからず。(後章參照)

之を要するに、公の時代に於ける財政整理の根底は農本主義なるを以て、防砂工事の如き、治水工事の如き、最も鋭意これが成功を期せしなり。幸ひにして公の時代には父天隆院の時代の如き天災も比較的少く、加ふるに朝日丹波の如き良相を得て、著々この種の工事の成績を擧ぐるに至りたるを以て、公の世に當り雲藩史中最も誇るに足るべき黄金時代を現出せるなり。

### 五 佐陀川の開鑿

松江城を距ること西方約一里、宍道湖の北岸に濱佐陀の低地あり、佐陀川之に注ぐ。古圖を按ずるに、多久川、杵川の兩川東西より流れ來りて相合し、佐陀神社の東を流れ、その宍道湖に注ぐに當りて佐陀の大海となり、湖口の處相窄りて、こゝに一橋を架す。即ち瀉の内と稱するもの、これなり。このあたり往時沼澤多く、蘆荻茂生し、泥濘脛を沒せり。一朝霖雨に際會すれば湖水氾濫して瀉の内に溢れ、餘勢松江城下を襲うて、洪水の憂絶ゆる年なかりき。さればこの濱佐陀の湖沼を疏して運河を造り、之を日本海に放水することを得ば、濕潤の低地は漸次に田圃と化し、松江城下は水災を免れ、且つ舟楫運輸の便を得べく、また當時北邊魯西亞の來寇に備ふるための國防上の必要運河ともなるべく、誠に一舉三得



の利を收むることを得べし。是を以て之が開鑿を企てたること古來幾回なりしかを知らず。太閤記には、堀尾氏時代にもこの企てありしことを載せ、佐太文書には、寶曆年中之が開鑿に着手せること見ゆ。然れども、皆不成功に終れり。蓋し經費乏しく、且つ意外の難工事なりしを以てなり。

明和四年公の襲封後約十数年の間は水害少かりしが、安永七年六、七月の洪水には、雲藩の損石二萬四千三百七十七石餘に及び、安永九年には水災と蝗蟲とのために、三萬千四百三十六石餘を失ひ、天明二年には洪水の損害實に四萬九千四百四十四石餘に及び、天明三年に至りて最も甚しく、初春以來氣候不順にして八月に及んで霖雨なほ止まず、雲藩の損害無慮十四萬五千八百八十石餘に達し、隱岐の損穀二千四百九十一石餘に及び、米價昂騰して一升の價百錢に至る。この年淺間嶽噴火し、關東の死傷者三萬五千人と註せられ、暴徒蜂起し、陸奥の大半餓字路に滿ち、生民争うて死骸を食むに至る、所謂天明の大饑饉を現出せる年なり。雲藩の災厄は東北諸藩に比すればや、輕微なりしかど、なほ享保十七年以來の大凶年たり。天明四年に至りても水害はなほ熄まず、六月の洪水に二萬九千九百七十石餘を損じ、八月の烈風水災に五萬三千七百四十石餘を減じたり。翌天明五年に至りて漸く豐熟の秋に會す。たま／＼朝日丹波の手によりて鑿川の流を改め、坂田村より三步一村に通ぜしむるの功成る。國人皆連年の水災に懲りて治水の必要を認め、藩また大いに悟るところあり、即ちこの年の春三月多年の宿望たりし佐陀川開鑿の工事始めて確實に着手せらる。而してこの開鑿の偉功を奏したる人傑は、松江藩士、普請方吟

味役、清原太兵衛其人なり。

清原太兵衛 は、或ひは大藏といふ。正徳元年島根郡白髮城山下の農家に生る。其祖尼子の家臣たりしが、山中鹿之介志を得ずして白髮城の陥落せし後、農民となりてこの地に居住す。父は太右衛門、母は菅田村山本家の女なかといふ。二歳にして父を喪ふ。母時に年二十、太兵衛を携へて實家に歸り遂に再離せず、唯愛兒の教養に心を傾け、常に社寺に詣で、その出世を禱り、屢々松江城下に兒を伴ひ、城闈の壯を示して兒の向上心を惹起せしむ。太兵衛の立志は實にこの慈母の力に負ふ處多しとす。歳十五に達し藩士青沼六左衛門の家に仕ふ、これ太兵衛武家奉公の初なり。寛保二年、家老三谷長遠に知られて松江藩に仕へ、小人より小買物方、小普請方、御堀方等を経て、安永五年格式御徒並びに作事所横目となり、天明二年御徒本格に進み、普請方吟味役を兼ね、後遂に士列に加へられ、十八石五人扶持を給せらるゝに至れり。彼が微賤より身を起してかくの如く累次上進せしは、異數と謂ふべし。彼は土工に長じ兼ねて水理に委しく、治水の術に通じ、佐陀川開鑿を出願すること前後十有二回に及ぶと雖も、敢て聽かれざるを以て空しく腕を撫して不遇を嘆ぜり。たま／＼宍道湖氾濫して松江城を襲ひ、三ノ丸御殿を浸し、國侯將に避難せんとするに及び、宍道湖の排水は實に佐陀川の開鑿にありといふ太兵衛積年の持論は、こゝに始めて採用せられ、三谷權太夫長遠の斡旋によりて、天明五年三月愈々開鑿工事に着手するの氣運に向へり。時に彼年七十有四なりき。



いふまでもなく、運河の工事は先づその計畫に於て完備する所なかるべからず。彼は先づ穴道湖に注ぐ川口を擴張して水勢を緩ならしめ、潟内の湖水と舊佐陀川とを利用し、佐陀の神領を貫通して、日本海側に於て忠太夫川を利用する計畫を立つ。而してこれを實行するに當りては、土地收用の一大難事の前途に横はるあり。彼は晝間よく地形を視察し、夜間竊に標杭を立て、里民の騷擾を避く。古老の口碑に太兵衛蟹と稱するもの、佐太村清水藪より夜竊に出でて泥土を崩壊するを以てこの名ありといふは當時の太兵衛の果斷と苦心とを證するに足る。次に來りし困難は、工事實施後に遭遇せる意外の難工事と、當代に免れ難かりし一種の迷信となり。而もこは實に難中の難たるものなりき。この運河の計畫は穴道湖の水と日本海の水とを會して上古にかへさんとするものなり。川幅三十間、全長三里に涉り、一見何等の險難なきが如くにして、その實大いに然らざるは、沼澤の泥土却つてその崩壊を容易ならしめ數日の採掘土は一夜の間に崩れ、沼水河水一時になだれ落ちて須臾に茫々たる泥海に變ずるにあり。されば彼は一面に於て土豚を以て河水を防ぎ、一面に於て排水の道を開きつゝ、一區一區切落して土工を進めたり。所謂潟の内及び鴉灘の難工事と稱するものこれなり。この工事頗る困難なりしを以て、彼は一たびは素志を翻して川筋を變更し、佐陀社の前岸身澄池の邊より小丘を迂回して沓川の上流に通ぜしめんと考ふるに至れり。然れどもこは距離に於て非常の損失あるのみならず、完成の曉、河川の貫流に不便なる所あるが故に、彼は再び當初の計畫に立ちかへりて、徹頭徹尾初一念を貫徹せんことを誓ひた

り。世人皆曰く、「これ佐陀神社の神領を開墾するを以て神明の怒に觸れ、かくの如き難工事に遭遇せるなり」と。素より百折不撓の彼なれば、土地を沒收せられし里民の不平は敢て意に介せずと雖も、神罰を揚言せらるゝに至りては、心中頗る忸怩たるものなきを得ず。親ら江角浦の海水に浴して齋戒し、三年の間佐陀神社及び朝日山に日參して偏に神慮を慰め、且つ國のため民のため、この擧を敢てするの至誠を訴へて祈願を籠むる所ありき。殊に神領身澄池を川筋に取入るゝに及ぶや、彼はその換地として對岸に一區の清淨地を獻じ、また巨大なる手水鉢を獻じて赤誠を表せり。後者は現に佐陀社境内に存す。縦六尺、横八尺、高五尺、天明六年丙午の銘あり。

剛毅にして堅忍、至誠にして恪勤なる彼の前には、如何なる艱難もその存在を許さず。藩は爲に雲國十郡の人夫數萬人を徵發して彼が指揮の下に従はしむ。鴉灘身澄池の二大工事に際しては、當時の迷信として生理めの犠牲に供せられたる三人の生靈もありたりと云ふ。土凝る冬の夜も、泥煮ゆる夏の日も、彼の事業は着々として行はれ、前後三星霜、老軀を捧げて精勵刻苦せし結果、さしもの難工事たりし運河も、遂に豫期を違へず、天明七年の秋を以て、全く功を奏せり。然れども、彼は多大の心勞と過度の勞役とに疲れて、その年の十二月二十八日、名は佐陀川の水と共に萬世に流ると雖も、身は佐陀の里、神名火山下の露と消えたり。時に年七十六。墓は松江市奥谷町桐岳寺にあり、戒名を積功院忠山良義居士といふ。彼は初より決死の覺悟を以て、この事に當れるなり。故に工事中遺言して曰く、一、國君の恩



を忘るべからず。一、佐陀川工事に従ひし役人及び人夫に對して、それ〴〵恩賞を受くべく取扱ふべし。一、この工事に斃れし不幸の人夫は、永く我家の佛として之を祀るべし。一、我家の子孫は佐陀神社を厚く崇信すべし。一、佐陀神社境内及び川の堤防一帯に櫻樹を植ゑ、一は以て神慮を慰め、一は以て堤防を堅固ならしむべしと。川筋一帯の櫻樹移植を除くの外は、その遺命皆行はれたり。

朝日千助の年譜を按ずるに、天明七年九月十九日千助佐陀川見分役を命ぜられたることあり。想ふにその日は佐陀川の將に開通せんとせし時ならん。この川の開通式は翌年正月十一日を以て行はれたり。當日藩吏の宿舎たりし井上某宅に於て盛んなる祝宴開かれ、この工事に關係せる者は藩侯より各賞賜を受けたりと雖も、當日の主賓たるべき彼が、この盛典に列するを得ざりしは誠に千秋の恨事なりとす。出雲私史に曰く、

(天明)七年作佐陀川。先是出雲國多水害。屢謀作此川。殺水勢而不成。當職三谷長遠。主謀此事。是歲二月。命清原太藏爲普請奉行。又發役夫七萬餘人。起功。至四月而成。秋鹿島根郡塙。本有佐陀湖。湖有二源。東出自講武溪。西出自本郷宮内二村之間。二水合爲湖。引湖爲川。川廣二十間。長二里許。以注北海。船路得便。水害漸除。

この記事に據れば、天明七年二月に起工して四月に竣工したる如くに見ゆると雖も、工事に着手せるは天明五年三月にして、實にその完成までには殆ど三年を費せるなり。然るに僅々二ヶ月を以て完成し

たるが如く書けるは、蓋し當時幕府に對して忌む所ありて然りしか。

太兵衛、資性鋭敏強記、寡言にして思慮周密、嘗て人と争ひたることなく、夙に經濟に通じ、また慈悲の心厚かりき。嘗て勘定所に勤むるや、その屋宇粗野にして、雨漏ると雖も之が修繕費なきを以て、彼は自ら蓄へたる紙屑と下肥との収入を以て屋宇を修繕し、天井を張ることを得たり。世に之を太兵衛の天井と云へり。後人その天井の一隅にこの事を記載せるもの、廢藩當時まで殘存せり。また國主東上の際藩政困難のため調度の不備を訴ふるに當り、葛籠張の如きは素人にも能くなし得べきを以て、自ら家に持歸り、晝夜家人を督して調達せりといふ。また能義郡吉田山は、野山にて樹木なかりしが、彼は巡視の際、その土質を察し、山頂に雜木を植ゑ、山腹より溪谷一帯に杉苗を植ゑしめ、雜木は之を伐りて薪炭とし、安來より水路松江に運び、御手船場の小屋に積み置きて城下に販賣せしめたり。この杉苗は年と共に繁茂し、終に雲國著名の山林となれり。その後、直指庵の時、觀山殿造營の擧あるや、初めてこの山に斧を入れてその材を用ひたり。廢藩の際、同殿の建物、皆臣下に分與せられ、清原氏もまた之に與れり。現住宅五十餘坪のもの、即ちこれなりと云ふ。太兵衛祖先の墓はもと白髮山下常福寺に在りき。寺内に彼の位牌を安置し、今なほ香花を絶たず。蓋し往年水害の爲め寺領の地流失せしを、彼私費を投じて之が復舊工事を行へるを徳とせるなり。太兵衛の後、第二代、第三代、皆他家より入りて家を繼ぎ、二人とも若くして江戸に客死す。第四代、第五代、皆次男にして家を嗣ぐ。第六代は即ち清原



正郡氏なり。

佐陀川の開鑿後は藩より監視者を附して、土礫を川中に投ずるを嚴禁せり。千助の年譜に由るに、寛政元年九月二十二日と寛政十年九月二十二日と、兩度佐陀川見分の事あり。再度とも二十二日なるは何故なるかを知るに由なければ、藩の保護監視を怠らざりしを知るべし。然るに其後年と共にその禁も弛み、川底埋れて舟の通じ難き所あるに至る。明治に至り、代々の縣知事之が浚渫もしくは擴大を以て雲國の利益たるを説かざるはなく、また日露戰役前、海軍省より人を派してこの開鑿を企て、川幅を廣くして水雷艇隊の潜伏所たらしめんとすと傳へられたりと雖も、遂にその實行を見るに至らず。太兵衛の開鑿以來百四十有餘年の今日、川は益々荒廢して僅に原形を存し、徒らに昔を偲ぶの種となるのみ。唯川口六道湖に接するあたり、田圃遠く拓けて稻波秋風に揚り、轉た彼の偉功を追想せしむるものあり。(清原氏記録及び鳥根縣舊藩美蹟に據る)

## 六 殖産工藝

公の世に及びて、雲藩が前古無比の富國となりたるは、前記治水策と共に實に殖産の奨勵、工藝の發

達に負ふ所尠しとせず。而して人蔘畑の創設、木蠟の製造、畜産の發達、製紙の進歩、鐵山の保護をはじめ、木工及び漆工、窯業などに於て名工輩出し、美術工藝の著しき發達を來せるも公の治世中の事に屬す。

(い) 人蔘畑 出雲人蔘の起原は實に公の世に屬す。妹尾謙三郎の書せる人蔘の畫贊に曰く

我雲慶局之開、於今五十年許矣。中間迭有盛衰。而及君幹勝田君總局務、培養益得其方。種大繁衍、十郡之地、殆乎無遺利。衆皆賴之。云々

安政三年陽月

妹尾謙辭

安政三年を距ること五十年ばかりとすれば、公の治世、文化の初に該當す。而して勝田君幹は通稱爲三郎と稱し、禾城と號せしものにして人蔘畑の奉行たり。右の書は妹尾謙三郎の筆に成り、人蔘の畫は三増文莊の描けるものに係る。一説に出雲人蔘の濫觴は、天隆院の世に屬し、寶曆十年の八月御側役藤江八郎兵衛といふもの、天隆院の旨を承け江戸青山藩邸に於て、御次御内用小坊主小村新藏にその下取引を兼務せしめ、之を試作せるに始まるといふ。然れども天隆院の世に人蔘を試作したりといふことに關しては文獻の徵すべきものなし。普通に傳ふる所に據れば、出雲の地に於て人蔘畑を初めて開きたるは、實に公の二十三歳の時、即ち安永二年の事にして、意宇郡東津田村に於て之を試作せるなり。當時小村新藏、年老いて國に在りしに、命じて人蔘畑御番とし之が培養に力めしむ。翌三年に至り、藩は松



江城内木苗方に於て人蔘畑を起し、新藏をこゝに轉住せしめ、津田畑は伊原甚右衛門に任せ、兩處にて栽培せしむ。然るに津田畑は漸次不結果に陥りしを以て、遂に木苗方に隸屬せしめ、なほ之が培養に精勵する處ありと雖も、格段の收穫もなきのみならず、寛政十一年に至り新藏病死したれば、人蔘畑の事業も一時中止するの已むなきに至れり。抑も人蔘は古來朝鮮の名産なるが、我國にては三代將軍家光公の時に、彼の地より種子を求めて日光に移植せしむ。その後、會津藩は日光より種子を得て之を栽培し、御種人蔘と稱して盛に栽培するに至れり。而して日光人蔘は幕府の公營專賣にして、その培養製造の秘法は得て之を知るべからず。雲藩先に小村新藏をして試作せしめられたれども、その収益を見るに至らざりしは、全くその栽培の秘法を知らざりしに由る。新藏の子茂重（一に茂十に作る）に命じて、なほ之が栽培に力を盡さしめられたれども、成績父の時に劣り、人蔘の苗は腐敗してその畑は徒らに雜草の生ずるのみにて、遂にこの事業を中止せざるべからざる悲境に陥れり。

小村茂重 乃ち慨然として志を立て、原産地日光に赴きて栽培の秘法を習得せんとし、文化元年江戸に出でて藩邸に到りぬ。實に父新藏の死歿によりて人蔘畑の事業を中止せしより八年目に當る。この年公は二月二十四日を以て松江を發し、三月二十一日江戸に著す。越後流の師役用人横田新兵衛また隨ふ。茂重乃ち新兵衛に決心を告げ、その添狀を申受けて九月二十六日、日光に在る藩の宿坊實教院に赴き、身上稼ぎとなりて逗留することとなりしが、元來鋭敏なるが上に多藝なりければ、院主の寵愛も淺からず。

たま／＼開坊年忌に際し、庭上の老松に手入して頼る院主の感賞を受け、汝の望むものは何なりとも叶ひ得させんとの言葉に、茂重は好機逸すべからずと、乃ち人蔘培養の法を傳習せんことを求む。院主因て福田屋庄兵衛を招きて之に委託せり。茂重輒ち就てその栽培の秘法を學び、更に庄兵衛の紹介にて所野村の老農團番といふものに就きて、實地之が培養の方法を習得せり。茂重こゝに初めて積年の宿志を遂げ、機を見て歸國の途に就かんとす。茂重かねて猿田彦命を信仰せしが、一夜夢に一匹の猿、枕頭にあらはれて疾く／＼と呼ぶ。茂重醒めて以爲らく、これ猿田彦命の我が歸國を促さるゝ託宣なるべしと、因て歸郷の旨を院主に告ぐ。院主ために祖道の宴を設け贈るに人蔘種及び生人蔘を以てせり。同年十二月十九日國に歸り、意宇郡古志原の地、日光の地質に似たるを見立て、試作せしに、翌春果してよく發芽し、人蔘栽培の事業こゝに始めて其功を奏するに至れり。彼深く猿田彦命の神助に因るものとなし、その神像を刻みて、人蔘方構内に一小祠を立て、之を祭れり。その社今なほ松本龍三氏の邸内に存すといふ。（鳥根縣舊藩美蹟に據る）

一説に、小村茂重は雜賀町の足輕なりしが、或る時單身飄然として松江を出で、江戸藩邸に至り、兩刀を脱して邸門に預け置き、一農夫の姿に變じて日光に赴き、人蔘製造家の日傭に雇はれ、次第に信用を得て製造の手傳役を申付けられしが、なほこの地方人の信用を得んがためにそこにて妻を娶り子をも設けて、十一年の長き歳月を経、遂に全くその栽培製造の秘法を習得せり。一日買物に行くと稱し、妻



子を振捨て、家を出で、江戸藩邸に立寄り、先年預け置きたる兩刀を受取りて歸國の途に就けり。日光にては、茂重の行方不明となりしを以て追手を出して捕へんとせしが、はや箱根の關も越えしなるべし、追手を差出すも及ぶべからずとて、そのまゝにせり。茂重歸國して日光傳の人蔘試作の事を用人役に申出でしに、それは容易ならぬことなりとて、許されざりしかば、雜賀町の野々村某と謀りて古志原に二畑地を卜し、こゝに種植せしに遂に功を奏し、年を追うて増殖せり。是に於て長崎に持行き、會津人蔘と交せて長崎奉行の手を経て支那人に賣り、巨額の利を占むるに至れり。後藩の事業となり、人蔘方と稱する役所を特設し、茂重は功勞に因りて代々譜代組より下らざる家格に申付けられたり。或る年奥祕の製法を施さざる品を賣捌きしに、翌年支那人來り、昨年の人蔘製法不備なれば價を減ぜよといへり。奥祕の術は茂重の外に知るものなかりきとぞ。而して人蔘は十五本二十本もしくは三十本を以て一斤とし、大小に因て差あり。長崎送は五十貫入箱を四箱馬に附く。船送は嚴禁せられたり。また藩吏の長崎に行くを一ト所務と稱す。一ト所務の利益約二萬兩にして、當時江戸參觀片道中の費用を償ひ得て餘りありき。公の時代には不傳流の師役稻生田武右衛門奉行たり。後には勝田爲三郎等も奉行を勤めしことあり。下役人には宮次郡藏、並河權七等、この役所の恪勤者なりきといふ。産地は大原郡大東・加茂、仁多郡阿井を上等とし、意宇郡(今の八束郡)古志原、大根島の如きは下等に屬せりとぞ。後代に至り製造高愈々増加して、利益も七萬乃至九萬兩に達せり。當時藩内の製造費は、藩の紙幣を以て支拂ひ、人蔘の代

金は正金にて收得せるが故に優に十萬兩以上の利益に當れりといふ。(黒川正健覺書に據る)

小村茂重が文化元年に歸國せりとすれば、公が致仕の前三年なり。而して文化三年に一般農民に作り習はせたりとすれば、實に公の致仕の年にして、人蔘栽培の最も盛大となりて巨利を博するに至りしは、公の致仕後月潭院の時代より公の歿後に至る。然れども人蔘畑の初めて成功せるは公の治世中にして、雲國富裕の基礎は公に因りて築かれたりといふべし。想ふに小村茂重が初めて江戸藩邸に出でたる時は公も江戸に留まれる時なれば、彼が日光に赴けることも或ひは公の耳に入りたるべし。而して人蔘を支那人に賣りて利益あることは、或ひは公の最も親交ありし島津榮翁侯などより聞きて、長崎に販路を開きしにはあらずやと想はる。而して盛に人蔘を栽培せんとする時に當りて、公は致仕の身となり、江戸にありて何かと便宜を與へしにあらずやとも思はる。

(ろ) 木實方うのみかた 元祿十五年の春大石良雄愈々切腹と定まるや、その介錯人安場一平、「何か遺言は候はずや」といひしに、良雄は從容として「何も申すことなし。唯一つ貴殿に御話申して置きたきことは、薩摩の國にては、檀の木實より蠟を製して、國益多しと聞く。我もかねて赤穂藩に之を試みるとせしが、遂にこの不幸を見るに至りて志を果すを得ず。貴國肥後は薩州に程近く、氣候も地味も大差なければ、その種を取寄せて御領地に植付けられ、國益を謀らるべし」と曰へりとぞ。是に由りて觀れば、元祿の頃は木蠟のこと猶未だ世に普及せざりしを知るべし。然るに雲藩にては、その年代は詳ならずと雖も、松



江大橋架換のため、美濃國の大工三右衛門といふもの松江に來りて、瀧川傳右衛門方に淹留し、櫓の實より蠟を取るの法を語りしより、傳右衛門藩廳に注進して、櫓の實を美濃より取寄せたるに始まるといふ。而して「郷方覺書」に據れば、元祿四年の頃、神門郡の山中に櫓の大木あまたあるを發見せり。また石見にはその樹最も多ければ、そこに近き久保田村に、生蠟方役所を設け、蠟を絞ることを創めたり。寶永五年松江に細工所を置き、藩命によりて諸山及び川堤に櫓樹を植うることを獎勵し、漆の實、馬白の實などより生蠟を製す。寛延元年琉球馬白漆の實を植付けしめ、毎年之を藩に買上げ、盛に蠟燭を製して、上下共に巨多の利を得るに至り、寶曆中木實方と稱する役所を設け、愈々この事業に當らしむ。「烈士錄」中、勝田理右衛門(百石組付)の條下に、

寶永二年、父次郎左衛門、工面を以て琉球櫓の實取寄居り、屋敷の内へ種植の處生出に付、御許申上、就右其苗意宇郡西津田村へ移植、夫より島根郡西尾村へ植置被<sub>レ</sub>仰付、追々種植夥しく、苗出來に付、同村且東津田村御立山、その外西津田村移植被<sub>レ</sub>仰付候處、父次郎左衛門へ御用差添、仍御雇被<sub>レ</sub>仰付。と、以て櫓樹移植の起原を知るべし。公の世に及びてこの事業は愈々盛大となれり。殊に公の親交ありし薩州侯より櫓の栽培、生蠟の製法等に就て傳授せられしこともあるべく、その業益々發達して大いに國益となりしが如し。惜しいかな、公の治世に於けるこれらの事蹟の徵すべき資料に乏しく、その詳細を記述する能はず。たゞ文化九年七月に、稻生田武右衛門木實方添奉行に任ぜられ、同十年十一月更に

奉行となれること見ゆ。

(は) 畜産 徳川の世、泰平の裡にも武門の習、乘馬は苟且にすべからざることとて、諸藩争うて良馬を飼養せるが、雲藩も馬政に關して頗る見るべきものあり。殊に公は父侯に似て馬を好みたれば、公の代に駿馬の生じたるもの少しとせず。公の秘藏せし八雲・有明・雲井の三駿馬の中、その二は出雲産なりき。今年譜に由りて、公が幕府に獻上せし駿馬を列記すれば次の如し。

明和三年十二月十九日。神門産の駿馬、齒三歳、長け四尺五寸、青毛を獻す。

安永三年 九月十日。鹿毛馬一匹を獻す。

安永七年十月二十三日。鹿毛馬四寸五分、三歳の馬を獻す。

天明二年十二月十八日。青毛、齒三歳、長け六寸の馬を獻す。

天明六年十一月二日。楯縫産の駿馬、青毛、齒四歳、長け四尺五寸九分、蓋し驛馬を獻す。

天明六年十二月九日。楯縫産、栗毛星、齒四歳、長け四尺四寸七分を獻す。

寛政二年 十月十一日。神門産、齒四歳、長け四尺四寸五分、月毛星の馬を獻す。

寛政六年 十月五日。島根産、齒四歳、長け三寸五分、月毛馬を獻す。

寛政十年九月二十五日。秋鹿産、齒四歳、長け五寸、栗毛馬を獻す。

享和二年九月二十九日。意宇産、齒四歳、長け四尺三寸、鹿毛の駿馬を獻す。



出雲古來駿馬を産せしこと史に見ゆ。建武二年鹽冶高貞が、能義郡富田産の千里の馬を後醍醐天皇に獻じたるは、太平記の語る所なり。降て京極氏の代となり、嘉吉三年京極持高が將軍足利義勝に駿馬を獻じて、その歡心を得たることあり。尋で藩祖高眞院の時に至り、奥州産の良馬を輸入して大いに馬匹の改良を謀りし以來、世々の藩主皆馬政に心を留めたり。殊に公の代に至り、夫人彰樂院の仙臺より入興せるあり。而して仙臺は、藩祖伊達政宗密に外國よりアラビヤ馬を輸入したりと傳ふる程にて逸物多かりしが、他藩には之を分つことを惜しみたり。然るに雲藩のみ容易に之を得しは、全く公が仙臺侯の女婿たりし賜といふべし。親交ありし薩州侯よりも良馬をも得たるべきか。要するに種々の方法を以て、良馬の種を父馬として藩廳に備へ、そのやゝ年老いたるを民間に下して良馬の繁殖を謀り、いはゆる馬匹改良に關して、最善の方策を取りたり。

雲藩の馬政に外厩及び内厩の制あり。前者は松江南殿町大手前、即ち今の市役所、經濟會議所の構内にありて、厩舎數棟及び馬乘馬場もありき。後者は城内三の丸、即ち今の松江圖書館の所在地に、藩主直隸の厩舎ありて、藩主乗用の良馬を畜ふ。また預け馬に年番預け及び草代預けの二種あり。前者は郷方の豪農に命じて半ば義務的に飼養せしめしものをいひ、後者は草代即ち飼料を藩より支給して民間の有志者に預けたるものを云ふ。但し大抵松江近在に預けたれば、之を一近在預け」といふ。藩吏屢々巡視して飼養法を檢查し、懈怠せるものは處罰するが如きことありしかど、當時人蔘畑栽培のため馬糞の

價貴かりければ、人々争うて藩馬を預りたりといふ。凡そ藩よりさげ渡す父馬は、外厩の馬と預け馬との二種中より選抜し、毎年初午の頃より五月の季節に種付せしむ。かくして産れたる駒は、その二歳になれる春三月の頃、濱佐陀・秋鹿・平田・大津・三刀屋・三成・大東・湯町等に牽出して荒調べをなし、良種を選抜し、その餘を宗門附とし、翌四月に藩吏立會の上にて、宗門附の馬をば湯町及び大津に牽出して再検査を行ふ。丈四尺以上の馬には、一寸毎に一貫文の特別賞金を與ふ。八月に至り之を外厩に牽出して、乗方役總立會にて嚴密なる検査を行ひ、最も逸物を選び取りて「御留め」とし、その餘は「御廢り」とす。「御廢り」は飼主の手に返し、「御留め」は九月より駒乗役人之に乗りて、郡部を乗りまはして乗附をなし、十一月に至り再び外厩にて精選し、餘を「御廢り」とし、翌年三月更に三歳駒の大選擇を行ひ、翌四月十三日より十五日まで松江橋南「横濱」に牽出して、一番・二番の等級を定む、之を横濱の駒市と稱す。凡そ昨年春各地より牽出せる馬は千頭餘なるが、再三再四選定の結果、最後の横濱駒市に於て藩に買ひ上げらるゝものは、十一頭乃至十三頭に過ぎざりき、之を「御繋ぎ」といふ。この價格一番にて三百五十貫、二番にて三百三十貫の割合なりき。既に「御繋ぎ」となれば葵御紋の油筆を懸け、一頭毎に目明一人、同心一人、前後に附添ひ、威風堂々として外厩に牽かれ行くとき、馬の得意は嘶く聲にあらはれて、飼主の榮譽もまた無上のものありき。

公の治世、大原郡蟠屋村の與頭木村文十といふものゝ願ひにより、寛政十一年より十二年の二年間は



無利子据置とし、翌享和元年より向ふ八ヶ年の間に返済上納すべきこと、定め、全く無利息にて、三千貫文の藩金を牛馬買入代として貸付けたることもあり。因に云ふ、文十は前後四十年間、村務に盡す處あり、且つ性至孝にして藩より生涯皆具木綿合羽御免となり、また屢々褒賞に與れり。公も出郷の際、その家に少憩し、今に當時の手植の木ありといふ。子太郎左衛門は藩の人蔘畑に力を致せり。月潭院阿井村猿政紅葉賞覽の途少憩して煙草盆、刀掛、手拭を與ふ。

(に) 製紙 抑も出雲に於ける製紙の紀元を尋ぬるに、藩祖高直院未だ越前に在りし時、及び信州松本に封を移されし時より、中條善左衛門といふもの製紙のことを命ぜられ、寛永十五年出雲を所領とするに及び、善左衛門は紙漉師匠役として松江に來り、意宇郡野白にて紙漉場並びに居宅を賜はり、製紙に従事せしに始まるといふ。その後弟子東川傳三郎といふものに悉く製紙の方法を傳授したれば、善左衛門は故郷越前に歸らんことを乞ひしかど許されず、給米三十俵、並びに紙漉扶持方、月々三俵をたまひ、また毎年夏、貸米五俵一斗二升を給せられたり。その後代々善左衛門といひしが、當今中條寛之助といふはその十三代目なりとぞ。この外舊藩の紙漉二人あり、皆中條の弟子より取立られたるものにて、その中の一人は初代野津甚七とて延享三年紙漉を命ぜられ、當代は野津清秀といふ。他の一人は初代を野津儀右衛門といひ、天明二年の頃紙漉を命ぜられたり。これ即ち公の時代に於ける紙漉師なり。當代は野津壽一郎といふ。

野白にて製せし紙の種類は頗る多し。大廣撰紙、大奉書、中奉書、小奉書、大延紙、上々大形紙、御連書封紙、幅廣封紙、越前小奉書、野白上開似合紙、箱折紙、中折紙、はし折紙、程村紙、中高引合紙、厚口上帳紙、三間障子紙、二間障子紙、奉書白形紙、八雲鳥子紙、墨流紙、美濃障子紙、色土佐紙、色奉書、屏風鳥子紙、加茂間似合紙、西の内紙、大鷹紙、小鷹紙、薄口大廣御書紙、上連子紙、五雲箋、大形箱折紙、紅流紙、玉形紙、中様子、小菊紙、同小形、三極小菊、大連子紙、御好封紙、ちり紙、鼠色巻紙なり。これら各種類の紙は、毎年藩にて前年入用の例に因り、何種何程漉くべしと命じ、その資本としては、現金の代りに原料楮を渡し、別に入費引當として現米を給せり。例へば大廣撰紙一束は二百八十枚にて、之に要する楮十二釜一步、一釜につき現米一斗二升一合とす。その他の紙また之に准ず。之を要するに、雲州紙は越前傳來のものにして、藩廳に於て楮及び三極苗を栽培し各所に移植せしむるなど、全くその保護の下に發達せるなり。高直院は殊に紙漉を好み、野白には茶屋もありて、折々來臨せしことありといふ。天隆院の年譜にも、延享四年十月七日牛尾温泉に湯治し、歸城の途野白に臨みしことを載す。公の年譜には、野白の記事見えざれども、父に似て書道に堪能なりしが上に、古今名物類聚の如き美術的の著作もありしことなれば、製紙は殊に奨勵せられたるなるべし。公の遺墨として現存せる書翰類の奉書は、何れも皆公の鑑賞にかゝる上質のものにて、野白にて製せりといふ。古今名物類聚の料紙も、恐らくはこの地の産ならんか。野白紙の外に馬馳紙または祖父谷紙、唐紙紙等の類あり



き。馬馳は仁多郡の地名、祖父谷は廣瀬の地名、俗に大地谷また訛りて氏谷といふ。されば野白の外に仁多及び廣瀬にても紙を製せるなり。藩士及び扶持人に至るまで廉價を以て配分を受け、その餘は全藩民に及び、更に他國に輸出して利益を博したりといふ。

(ほ) 鐵山 藩の保護の下に發達せし事業の中にて、鐵山の如きは殊に顯著なるものとす。人蔘畑及び木實方の如きは藩の公營なりしかど、鐵山は全く民業保護に屬す。凡そ斯業の目的は唯鐵を製して利益を收むるを主とするにあらず。寧ろ森林を整理し、以て耕地の隱濕と野生獸畜の繁殖とを防ぎ、併せて耕地少くして農業に従事し難き無職の農民に職業を與へんがためなりき。是を以て代々國主の保護も周到なるものあり。即ちその營業區域内に居住する稼人に對しては、或る程度まで司法行政の權利を分與し、戸籍をも司掌せしめ、藩より鐵師の請ふがまゝに年々幾千俵或ひは幾百俵の現米を貸與し、翌年代金を以て返納せしめたり。鐵山の事業に關係せるものは神門郡田儀村にて櫻井運右衛門、飯石郡吉田村にて田部長右衛門、仁多郡阿井村にて櫻井三郎右衛門、同郡雨川村にて絲原權造、同郡竹崎村下藏甚兵衛、同じく野土左衛門等なりき。その中田部、兩櫻井及び絲原は廢藩の頃まで新番組士の資格を有し、田部及び仁多の櫻井の二氏は鐵師の頭取にして代々の國主之を任命せり。而し神門の櫻井、仁多の卜藏、野土は、皆明治維新後廢業せり。公の年譜によれば、明和元年夏四月國內巡視の際、吉田に至りて鍛冶を見、その宅に二宿せること見ゆ。想ふに公は斯業獎勵のため、殊に駕をこの山地に枉げ、親し

く鍛冶の實況を觀て、斯業に従事するものを獎勵せしならん。

出雲鐵山の起原は詳ならず。今「金屋子神」の軸物として、斯業者の崇敬するものを見るに、露天に土釜を築き、その兩側に竈各二臺を据付け、「吹差し」と稱する職工一人づつ兩側にありて之を運轉しつ送風し、以て木炭を燒き、砂鐵を溶解して鉄鐵を作りしもの、如し。かくの如く作業の幼稚なりしを見れば、その起源も遠き昔にありしならん。仁多郡阿井村の櫻井氏の祖は、今を距ること約二百七十餘年前、即ち正保元年に、備後よりこの地に來り鐵山を開けりといふ。當時製鐵の法頗る幼稚にして、鋼を製することを知らず、鋸または鋼と稱するものは凡て之を遺棄せり。然るに今より約百四十年前に、仁多郡三成守根爐に於て鉄鐵を鍛鍊したる目方三十五六貫



形のもの、即ち鍊鋼を作り、之

に鋼を付け、人夫十人位にて之を振上げ彼の大塊を打ち碎き、その目合の好きものを採擇して鋼と名づけ、始めて之を市場に出せり。その後屢々改良を加へ、或ひは車輪式により、或ひは天秤式に改め、或ひは水車動力を用ふるに至れり。是より先き享保の頃、同業者漸次増加し、原料蒐集上の不便と勞銀の昂騰とは、經營の困難を加へしを以て、享保十年十二月藩主善隆院の命に依りて、製鍊所の數を限り、仁多郡にて鑪五ヶ所、鍛冶場二軒、飯石郡に鑪三ヶ所、鍛冶場一軒、神門郡にて鑪一ヶ所、鍛冶場半軒と定め、原料の價格、勞銀等にも一定の制限を加へ、且つ資金融通の方法として、藩より米穀を貸與することを得せしめ、當業者の出願に應じて勝手方より米手形を發行し、農民は國主に上納すると同一の



規格を以て、當業者に納米せしめたり。是を以て農民は松江に送米するの勞なく、藩はまた收米督促の勞を省き、上下共に利便を感じり。而して製鐵の代金は大阪表にて煉鐵賣却代金を以て藏元に納付せしめ、現金借入に關しては大阪の天王寺屋五平外三名より融通し、鐵師の頭取櫻井源兵衛、田部長右衛門借主となり、藩の重役之を保證せり。今公の治世中に於ける證文の一例を示さん。

一銀壹千百貫目也

但年八朱之制定

右銀被<sub>レ</sub>相渡<sub>ニ</sub>隨<sub>ニ</sub>に受取申候處、實正也。然上者、來四月利銀相渡、元銀成丈相減、殘銀之分證文仕替相渡可<sub>レ</sub>申、爲<sub>ニ</sub>後證<sub>一</sub>仍如<sub>レ</sub>件。

寛政十年四月

可部屋源兵衛

判

綿屋長右衛門

判

天王寺屋五平殿

鴻池榮三郎殿

嵩屋市兵衛殿

泉屋理助殿

本文之趣承届候。相違之儀も御座候はゞ、國元へ引受無<sub>ニ</sub>遲滞<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>差引<sub>一</sub>候、以上。

稻生田 彌太郎

鶴 島 幸 八

後藤 八四郎

鈴 村 祐 平

森 東 藏

(天王寺屋外三名宛)

この借入金は、事業の大小によりて等差を立て、五人の鐵師分借し、各本人の連署を以て更に頭取へ提出する例なりき。かくの如く平素藩の保護厚かりしにより、藩にて公役または臨時入用起れる毎に、鐵師は一言の内諭の下に獻金を辭せず。藩主もその褒賞として、特に名字帯刀を許し格式を昇すなどの優待を與へたり。

出雲鐵山はいづれも巖鐵にあらずして砂鐵なり。故に粉鐵を砂と共に打崩し、これを谷川に流し、砂と粉鐵とを選び分くるを例とし、これを鉋かたといふ。かくして鉋を流し取りたる後の小砂は諸所の川々より流下して、簸の川の河底を高くし水害を多からしめしが、之がために宍道湖水は晝夜間斷なく埋りて多くの水代みづしろを作り新田を増加するの利益をも生じ、沿岸の居民、また自由に砂を得るの便益を得たり。かくて製鐵は大阪に賣りて現金を國に入れ、無職の民は之がために職を得たれば、鐵山事業のもたらし



たる利益は顯著なるものなりき。由來山陰地方には到る處に鐵山ありしかども、雲藩の如く國侯の保護厚からざりしため、出雲鐵のみ獨り盛名を擅にするに至れるなり。維新後藩の保護を受くる事能はざるに及びて、斯業も一旦衰頽に傾きしが、日露戰役當時、多大の需用を生じ、一時最盛の狀況を呈せしかど、其後輸入外鐵の壓迫を受け價格暴落して、現時は僅に一縷の命脈を保つに過ぎず。

(へ) 諸工藝 雲藩に於て工藝美術の發達を來たせること、古來公の時に如くものあらず。公の治世は實に雲藩に於ける東山時代なり。

〔木工〕 公の盛時に當り木工の名手輩出せるもの多きが、小林如泥の如き、實に代表的の名工とす。

小林如泥 本名は安左衛門、寶曆三年を以て松江白瀧大工町に生る。祖は大工にて藩祖高眞院に従ひ、信州松本より來れるもの。父安左衛門は安永八年より寛政二年まで、給銀三百七十五匁、三人扶持にて公に仕へたり。如泥、性酒を嗜む、嘗て公に従つて他出せしとき、泥酔して士人に衝突し、將に斬捨に遭はんとせしが、公救解して曰く、彼泥の如きもの、請ふこれを許せと、幸ひにして免る。因て如泥の名を賜ふといふ。公の書に「三百六十日々醉如泥斗門書」とあり。斗門は公の少年時の雅號なり。抑も泥は泥土にあらず、支那に泥と稱する髓あり、軟柔泥土の如しといふより出でたる語なりと云ふ。天明三年七月奥納戸用則ち建盡天目茶碗箱を造りて賞を受け、同五年十二月江戸勤番を命ぜられ、同六年十二月出精の廉を以て奥納戸より金二百疋を受く。天明八年八月、寛政二年三月の二度にそれ／＼金壹兩を

賜ふ。同年十一月親安左衛門の跡を襲ひ、給銀三百七十五匁、三人扶持を給せらる。同年十二月及び翌年十一月の兩度に、また出精を賞せられて金壹兩を賜ふ。寛政三年江戸に上り、歸國後茶屋狹間透彫、翌年轆轤細工及び楊弓製作に従事し、翌五年には公用の棚、煙草盆、手箒箒を納む。寛政九年剃髮を許され、給米十石三人扶持を賜ひ、如泥と改號す。翌年江戸にて桐厚板を以て煙草盆及び桐袋棚を造る。翌十一年樺板を以て公の好模様五七の桐紋、影日向にして浮彫透を命ぜられ、寛政十二年十月完成して江戸に送る。享和元年には公用の茶棚、茶入箱、駕籠用茶棚、大黒像三體、釣瓶水指等を造る。翌年十二月書院欄間用白杉板、江戸より來る模様地麻の葉透、菊に薄の浮彫下繪を命ぜらる。また唐桑の煙草盆を納む。文化三年七月十八日欄間完成したりしかば之を携へて東上し、公の閱覽を経て、直ちに欄間に仕組む。また大崎稻荷社の狐二匹、杉赤身を以て之を造り、白木入眼のもの、及び書院明り床の上の欄間、模様麻の葉地にして飄箒に浮彫透のものを國許にて造るべきの命を受く。文化五年二月二十一日右欄間完成して之を納む。之と同時に樺板を以て地麻の葉透、上面より右の板、花籠、牡丹、兩面浮彫透にして左の板、花籠、秋草、兩面浮彫透のものを造るべきを命ぜらる。文化五年五月六日狐出來、上納せしが頗る公の意に適ひ、賞金二百疋を賜ふ。文化七年二月利休形茶箱、けんどん蓋にして、野白杉板を以て弦月入木にして、左右輪違を造るを命ぜられ、直ちに製作して之を納む。また紫檀の棚一枚には達磨、一枚には風車、兩様とも浮彫を造る。文化七年公の机に七寶の浮彫を施す。文化十年四月欄間を携へて東



上し、書院に仕込む。五月二十四日、江戸を發し、六月十八日國に歸り、同年十月二十七日を以て病歿す。年六十一、蓮眞院如泥日歡靈といふ。墓は松江市寺町常教寺に在り。大正元年十一月二十四日、松江にて彼がために一百年忌を營み、一代の遺作を陳列し、また常教寺前に、加賀浦産の瓢箪形自然石を建て之を表彰す。當時の東京美術學校々長正木直彦氏之に題して『如泥之蹟百年忌建之』の九字を刻す。子右助後を襲ひ、如泥の殘せる細工物及び繪圖面等を納戸に獻す。文化十三年には唐船番、旗揃、兵糧方仰付られしが、後文政二年仕を致さしめ、嘉永三年給米七石、二人扶持にて再び召抱へらる。孫清八後を襲ひ、曾孫小林一雄現存す。

如泥常に工に就くや、決して人の見るを許さず、その成るを待つて之が製作に使用せし諸道具を破棄せりと云ふ。故に門人と稱すべきものなし。たゞ批評を需めしものあるに過ぎず。されば彼に親炙せしものと雖も、その妙技を傳習することを得ざりき、然れども、強ひて彼が工作の系統を示せば、大工町の安達小治郎は如泥の直系にして、それより和田見町の福島彌藏に傳へ、更に横濱町の荒川重之輔(龜齋)に及べり。別に大原郡東谷の人梶谷東谷といふもの、一刀彫を如泥に學び、彼が舊師意宇郡大森の祠官宍道石見に傳ふ。石見また之をその子幸男(筆者の母方の祖父)に傳ふ。幸男好んで一刀彫大黒尊像を刻み、これを「大圓庵御好み一刀彫」と稱す。東谷の傳審かならざりしが、偶々涇北夜譚を見るに次の文あり。

東谷軒、梶谷姓、逸其名、大原郡屋裏村東谷人、因以爲號。(中略)爲人、洒脫淡名利、常衣弊裘、起臥斗室中、塵埃堆積、衣物碗碟狼藉于左右、故有奇人之目。其室緊閉、唯東壁穿一孔、以容曦光、就明彫刻、日高乃止、以爲常。遠近聞其名、來求者相踵。直指公命使依藩重員陶山勝寂所、圖刻百濟酒君像、已成、面目如生、巧緻精妙、大勝圖本、公嘆稱、賞賜甚厚。一夕被蓑笠、穿鞋、爲行旅裝、投井而死、預以長繩繫足、使可曳出死屍。人以爲不負奇人之死也。時嘉永六年四月七日、年五十餘。無妻子。

如泥の最も得意とせるは麻の葉の彫刻にして、これには陰彫と陽彫とあり。前者は葉莖のみを彫り、後者は葉脈のみ殘して他の場所を彫るなり。如泥は最も陰彫に長じ、表裏の別なきが如くにす。且つ蠹蝕を防ぐために彫目全體に燒鏝を加ふ。機械鋸ある今日に於ては容易なれども、舊時の鋸及び鑿を以てして彼の如く精巧なる彫刻を施せるは、驚くべき絶技といはざるべからず。彼に關して趣味ある逸話甚だ少からず。左にその二三を掲げん。

如泥は常に貧に甘じ、技術に對しては滿腔の熱誠を籠め、暇あれば酒を嗜むのみ。盆節季の拂には吟の中に錢を容れ置き、債主をして任意に取去らしむ。後れて來るものには來年來るべしと告ぐ。世にこれを傳へて如泥拂といふ。或る時酒を買ふべき錢なかりければ、小龜の彫刻物を酒屋に持ち行かして酒代に換へしが、度重なるにつれて酒商之を拒みしかば、彼曰く、我が彫刻は拙劣なるものにあらず、



酒を與へざれば龜を返せ、これを疑はゞ我が龜を大盥に放ち見よ、水中に於て游泳自在ならんと。果してその言の如し。酒商依つて人に語りしに、争うてその龜を求むるもの多く、酒代以上の利潤を得たりといふ。また家に妙齡の女あり、簪なきを嘆ぜしかば、竹にて之を作りて與へたり。女、意甚だ平かならざりしが、人之を賞美して銀簪に代へたりとぞ。

或る時諸大名登城の際、溜りの間に於て國自慢の話をなせることありき。秋田侯は曰く、我が藩には落の大なるものありて、降雨の時は、之を傘として四五人その下に匿るべしと。薩州侯は曰く、我が藩には竹の大なるものあり、之を筒切にして風呂桶となすべしと。不昧乃ち曰く、我が藩には名工如泥あり、いかなる細工をも敢て辭せずと。薩州侯乃ち問うて曰く、然らばその名工、この瓢箪の中に紙を貼ることを得べきかと。負けぬ氣の不昧は言下に能くなすべきを應へ、薩州侯より瓢を受取りて持ち歸り直ちに如泥を召してこの事を告げしに、如泥命を拜して速かに歸國し、野白の紙漉場に持ち行き、同形の瓢を數多集めて、その中に紙の種汁を注ぎ、能く打振りて之を乾かし、首尾よく紙を貼ることを得たれば、之を携へて公に呈せり。公や、之を疑ふ。如泥即ち瓢を破りて内部を示せば、公はその妙技には感服しつゝも、他人の愛玩器を打破るとは申譯なきことなりと叱責せしかば、如泥はいやとよ、そは實際用に作りたるものにて、薩州侯より預れる品はこゝに候とて、懷中より出して還したりといふ。

公が玉造に入湯せる折、鼠の彫刻物を獻ぜしものあり、その作頗る巧妙なり。公、如泥を召して曰く、

汝もまたこれを作る手腕ありやと。如泥直ちに之を彫りて公に獻す。その巧妙なる、殆ど前者と優劣を判すべからず、乃ち猫を捕へ來りて、之を判ぜしめんことを請ふ。猫入り來るや、速に如泥作のものをくはへ去れり。蓋し鏝節を以て刻みたるなりとぞ。或ひは云ふ、このこと玉造にあらず、江戸藩邸に於ける時のことなりと。されど彼はもと寫生的彫刻に長ぜず、彼の得意とせしところは實に指物的、幾何學的、建築的彫刻にあり。故にこの命あるや、彼頓智を以て猫の判定を請へるならん。もし果してこのことありしとせば、瓢箪紙貼りの一事と同じく彼の頓智的苦作のみ。

幕府作事の時、各藩選抜の大工相集りて、その技の巧拙を角することありき。偶々十四間の長椽板を截るに當り、いづれの大工も躊躇せしが、如泥命を受け、十四間の長椽を截るに一度も腰をのすことなく截りおほせたり。蓋し一たび腰を伸ばす時は、手に狂ひを生ずるを以てなり。これより雲州の大工如泥の名、全國に知らる。また一尺角の椽を鋸るに當り、常に一たびも手を息めず、一氣呵成に截りおとせりといへば、その事に當るや、必ず渾身の精力を集中したるものなるべし。

公嘗て如泥に命じ、楨（或はいふ桑）の木の皮あるものを以て、弓形の窓を作らしむ。如泥苦心三年、その間何人も工場に入らしめず、乃ち安部楨の皮を剥ぎ取り、三年の間に之を藤の大木に附着せしめ、眞物に酷似するやう作りあげたりとぞ。

如泥また嘗て公の命により、三組の木盃を作る。彼夙に轆轤細工に長じたれば、乃ち櫻木を以て之を



造りしに、一見たゞ一箇の木杯の如し。公怪んで詰りしに、彼乃ち公の面前に於て、分ちて三組の木杯となす。満座皆その技巧に感嘆せりといふ。而もこの木杯眞圓形にあらず、聊か歪みあり、到底轆轤を以て作り得べきにあらず、更に彼が苦心の作たるを驚嘆せしめたり。

如泥常に自ら酒舗に至りて酒を購ふ時、四枚の杉板を懐にす。その一枚を抽けば直に一升樽となり、更に酒滴の漏洩することなかりき。また或る時士人のために刀掛を造りしが、全體何處となく搖ぎて締りなく、士人の意に満たざりしかど、刀を掛ければ、直ちにその重みに因りて堅く締りたりといふ。また一日或る人螺旋状の木を持ち至りて、その中に孔を貫通すべきを乞ふ。彼乃ち熊蟻の強壯なるを捕へ、之に絲を附け、木その他端に砂糖を塗り、熊蟻のその甘味を慕ひて木の一端より他端に向ひ、木髓を噛みつゝ行くに隨ひて、事もなく螺旋状の木に孔を穿つを得たりとぞ。かくの如き彼に關する名人談甚だ多けれど、後人の假作もあるべければ、眞偽は固より保すべからず。

公嘗て如泥に、汝が望何なりと叶ひ得せんと曰ふに、彼は、我家より直ちに杵築を見るに得べきを請ふ。これ固より不可能のことなれど、せめては座敷より宍道湖を一時の中に收めしめんとて、近隣の家を取拂ひて小路を作らしめ、之を小林小路といふ、今訛りて麴屋小路といふ。之がため水際に石臼の如きものを數多く竝べ、湖水の侵入を防げり。之を「まのうち」といひ、今なほ其名残りりとぞ。また如泥灘といふは、その昔松江の富豪岡崎氏の所有地、宍道湖に臨みて空地の存せるに、貧民如泥に請ひ

てこゝに畑を作る。蓋し如泥の畑は免租となるを以てなり。岡崎氏曰く我に告げずして濫に他人の所有地を使用するの不法を咎むれば、彼は曰く、貧民は憐むべきもの、畑作も永くはあるまじ、寛恕せられよと。岡崎氏また遂に之を默許せりといふ。彼が仁侠の一端を知るべし。

如泥作として今世に傳ふるものは、東京帝室博物館所藏の覆輪浮上陰陽麻葉透袖垣、松江城内稻荷社の杉の赤身、木目利用の狐（大崎園内の稻荷社にありしものと同じと云ふ）東京芝紅葉館内、明り床の彫刻（もと大崎の御茶屋にありしもの）松江白濁大工町藏徳神の宮（或る時この宮を組直す事ありしに、數多の木材残りて、如何にしても舊の如く組立られざりきといふ）同じ宮の中に在る大根の彫物、舊御殿二の丸の物見櫓（如泥意匠）松江天神社境内の辨天祠、同春日神社の隨身門、同米子町の自性院の門、八束郡川津村推惠神社の龍の彫物、松江和田見町の賣布神社幣殿脇の雲龍の彫物、東京安井泉氏藏の寄木硯箱、松江佐藤喜八郎氏の茶室（用材悉く節あるものを巧みに利用せり）同鹽津親次氏藏の唐桑机及び炬燵櫓（桐製、圓形、三脚、蓋板凸狀十三箇の小穴を設く）松江奈倉軍太郎氏藏の釘無し机（横三尺五寸、中央に一ヶ抽匣あり、裏面の仕組に由て開閉す、其左右は引戸を用ふ）及び竹の硯箱（銘「ちとせ」は公の筆、地如泥作、塗は漆壺齋）同倉崎金之助氏藏の刀掛（上部松皮菱模様、腰模様、柳に牧童の絲透）同長田惣太郎氏藏の重箱（二重周圍の透彫は波に曳、桐、牡丹、鷺、河骨、底の中央は外方に向つてやゝ凸出す、裏蓋に天明二如泥作の銘あり）同中島得四郎氏藏の七福神（各身長凡二分位精巧なるもの）同岩城信助氏藏の大黒天、同清原正郡氏藏の木製曲尺（如泥使用）同福山金逸氏



藏の糸巻(内に押厘針入りあり)同織原萬次郎氏藏の煙草盆(手提、桐製、圓形蓋の透あり)同佐藤喜八郎氏藏の煙草盆(手提、桑製、銀糸止、持手は銀止、上部圓形、下部四角形)川津村有澤昇氏藏の煙草盆(手提、澤栗製、透模様長方形)篠川郡江角柳四郎氏藏の箱火鉢、松江清原宗太郎氏藏の煙草盆(桐陰陽透模様)安來並河理二郎氏藏の菓子器(釣銀止、角形、脚付)松江大谷忠次郎氏藏の桐板透彫(覆輪浮上陰陽七寶透)同藤井善太郎氏藏の薄板透彫二枚(一は老松、一は富士の絲透)同山本信太郎氏藏の煙草盆一對(手提、櫻製、長方形の春慶塗、釣は桑製、一は中央を結び止め銀なし、一は拵り止め、銀を用ふ)同白石伊藏氏藏の硯箱(被蓋、蓋板を重ねて龍虎を彫る)同井上重次郎氏藏の疊枕(木地澤栗)同原文平氏藏の疊枕(疊みて板狀をなす)八束郡大庭三島與三右衛門氏藏の刀掛、松江古津元市氏藏の香箱及び香盆、八束郡伊野佐藤源次郎氏藏の煙草盆、同津田永井冽氏の白木野立箱、松江長田惣太郎氏藏の香合(直徑一寸二分、唐桑製、表金蒔繪胡蝶、裏に夢の字を表す)同小村喜代之助氏藏の公の好一重切、竹の花入(傳如泥作)等とす。

如泥はその名の如く酒を嗜みしと雖も、彼の遺作を見るに、到底醉餘の業に成るべきものにあらす。浮上陰陽透彫の精緻巧妙なるはいふに及ばず。かの炬燵櫓の桐を丸く曲ぐる如き、或ひは唐桑三分板を香合に曲ぐる如き、或ひは一分板の箱に五寸釘を打込みて、木理の裂けずして膨らみたるが如き、或ひは竹の花入を荒鋸にて挽きて、竹の皮にひびの入らざる如き、僅かの作にも微細なる技巧を施すあたり到底後人の模擬し難きものあり。彼が一意専心工夫を凝らすに當りて、悶々の情誠に堪へ難きものあ

り、乃ち酒に由りて暫く心機を一轉し、天來の意匠一たび腦裡にひらめくや、杯を擲ちて直ちに工作に従事せしものならん。世人彼が酒を嗜むの癖を知りて、その隠れたる苦心焦慮のいかに多大なりしかを閑却するは惜しむべし。安井泉氏藏の寄木硯箱を見れば、如泥が江戸に往返する際、箱根邊の寄木細工に心を留めしを思ふべし。而も彼地の作以上に自家の創意を加へをれり。彼は到る處、見るもの聞くもの、すべて作品の資料となせしなり。實に彼は製作の前に自我を没却して、一生を工藝三昧に暮らしたるなり。後人をして讚嘆措かざらしむるもの、豈偶然ならんや。

〔漆工〕公の代に漆工の名匠として知られたるは、漆壺齋小島清兵衛なり。その祖先は堀尾山城守の家臣にして、富田城より松江に移り來れるものとす。五代目の孫を小島清兵衛といふ。實に初代漆壺齋なり。漆壺齋は公の命名に係る。漆工の餘、俳諧を嗜み、俳名を北湖と稱す。桃源藏の「孝子理兵衛傳」に依るに、清兵衛は實にその孝子理兵衛の子なり。清兵衛は棗、香合の漆業に長じ、殊に棗の蓋の合ふ具合は全く他人の追隨を許さざるものあり。公の命に由りて、棗及び香合、もしくは挽家茶箱の類を作れるもの頗る多し。文政十三年七月二十一日歿す、年七十位。法名覺岸宗本信士。二代漆壺齋は弘化三年六月十五日歿す、年三十七。三代漆壺齋は明治十五年七月一日歿す、年六十五。今五代目にしてなほ漆工に従事す。漆壺齋代々の墓は、松江市堅町信樂寺にあり。

この他江戸の漆工に蒔繪の名匠原羊遊齋あり。また指物師には江戸に玉川又徹あり、茶箱諸具を造る



に長じ、公は彼がために大崎下屋敷内に住宅を與へて細工場を設けしめ、屢々臨みて作品を命じたることありといふ。凡そ工藝を以て公に仕へしものは、いづれも皆競うて公の嗜好に應ぜんとし、刻苦精勵おのづから妙技の進境を導くに至りしなり。

〔陶器〕 出雲焼と稱するものに二あり。一を樂山燒がくざんやきまた御山燒といひ、一を布志名燒ふしなやきといふ。樂山は松江城の東、川津村に在り、俗にラクザンといへど、本來論語の「仁者樂山」といふ義によりて命名したるものなれば、ゲウザンと訓むを正しとす。その創始の年代詳ならざれど、慶安の頃、即ち藩祖高眞院の時、こゝに窯を開けたりと傳ふ。二代の國主寶山院綱隆の時、延寶五年、長州萩より坂高麗左衛門の門人倉崎權兵衛といふものを聘して樂山燒を改良せしめ、こゝに始めて名世に顯はるゝに至れり。權兵衛は粗作を世に遺すまじとて、茶碗百箇も焼きたる中にて僅に會心の作二三を留めて、他は皆破棄せりと傳ふ。天和三年九月、島根郡熊野神社に彼が造れる花瓶を奉納す。銘に、倉崎權兵衛重由とあり。元祿七年二月二十四日歿す。即ち窯業を以て仕へたるは十八年間とす。世に出雲燒を權兵衛燒と云ふはこの人ありしがためなり。因に云ふ桑原羊次郎氏著出雲陶窯には、權兵衛入國は三代の國主隆元院綱道公の時なりとあり。

權兵衛子ありしかど幼少にして陶業に従事すること能はず、因て彼が俱に率ゐ來りし門人加田半六を以てその業を繼がしむ、これを第二代とす。尙ほ名工たるを失はざりき。世に半六燒といふのは、多く

この人の手に成れりと云ふ。三代半六陶技や、劣り、四代半六に至りて、技甚だ拙なかりしかば、人呼んで下手半六はたらくといふ。且つ立山奉行小田熊右衛門に窯業の術を傳へざりしを以て出仕を停めらる。五代加田半六は即ち不昧に仕へし陶工なるが、技拙にして布志名より來りし長岡住右衛門貞政の弟子となる。四代下手半六の弟に加田半四郎あり、子小三郎、孫文三郎、皆公の時代に在りて陶業に従事せしが、いづれも皆平凡なる陶工にして、住右衛門の名ひとり天下に顯はれたり。今茶碗燒勤功書に據りて、各工の勤務年代を示さん。

茶碗燒勤功者

安永七戌閏七月二十一日出仕

安永九子三月六日新組に編す

天明五巳十一月二十七日病死

取立者 加田半四郎

安永七戌閏七月二十一日出仕

寛政三亥四月十二日新組に編す

寛政六寅五月二十二日病死

取立者 加田小三郎



天明六年正月二十三日跡式  
寛政八辰三月十八日病死

半四郎跡

取立者

加田半六

天明六年七月二十九日跡式  
天明六年九月二十七日病死

小三郎跡

取立者

加田文三郎

享和元酉十一月十八日出仕  
文化四卯十二月二十五日加増

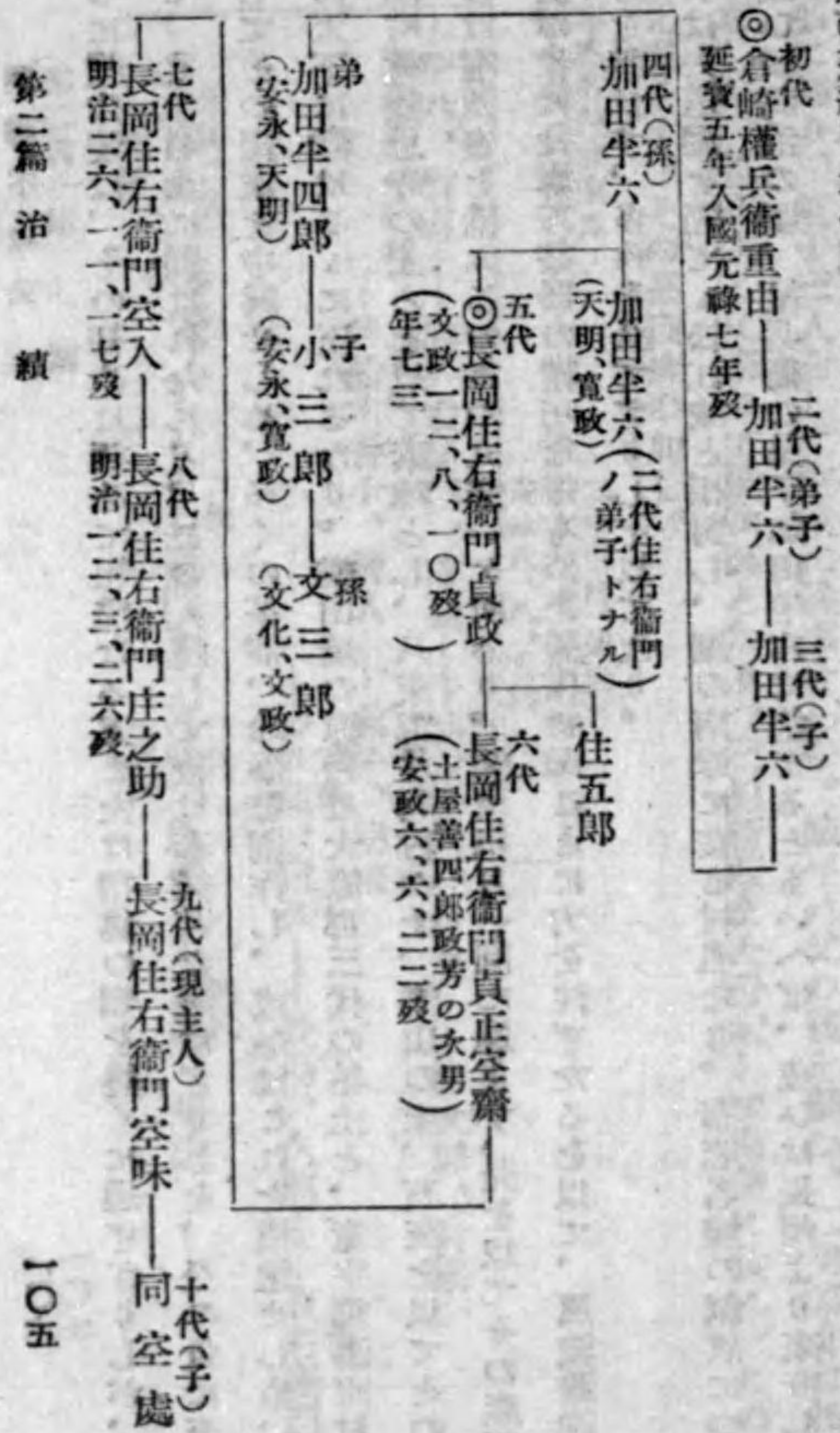
取立者

長岡住右衛門

初代住右衛門は、公の命により出雲樂山窯または大崎の邸に赴き、いはゆる御庭焼を始め伊羅保、御本三島、南登等の寫物を造れりといふ。その技拔群にして作品純良なりしかば、權兵衛の名を襲ひ、權兵衛焼または權兵衛出雲焼の名普く世に知らるゝに至れり。文政十二年歿す。その子住五郎は文化六年二月二十三日帶刀御免となり、同年十一月二日江戸にて病死したれば、公の命により土屋善四郎政芳(雲善)の次男平助を養子となす。これ即ち二代住右衛門空齋と稱する名工なり。空齋は文化十三年親掛申出仕し、公が主造入湯中御庭焼の事に従ふ。文政十年九月十八日帶刀御免となり、給米八俵、二人扶

持を給せらる。安政六年歿す。初め空齋が養子となる時一挿話あり。初代善四郎死去の節、初代住右衛門土屋家に来り、權兵衛以來の製陶法の傳來書を探したることあるを、二代善四郎深く恨み、之がために次男平助を長岡住右衛門の養子とするを峻拒せしが、遂に公の命に由りて、已むを得ず承諾せり、これを御上養子といへりとぞ。

樂山焼の系統を示せば次の如し。





要するに樂山燒は、その初めは極めて粗糲なる瓦または摺鉢の類を燒くに過ぎざりしが、權兵衛出るに及びて、その名世に顯はれたれど、この人歿して後は茶微甚だ振はざりしを、公の世に至り長岡住右衛門をしてその窯業を中興せしめ、多くの茶器、珍器を創作し、或ひはこれを模造せしめ、樂山燒の名再び大に天下に顯はるゝに至れるなり。樂山燒の原料は大原郡三代の粘土と、意宇郡湯町村玉造石と、同じく湯町村報恩寺の土とを以て素地とし、八東郡片匂村の土、樂山の土、石灰を以てその釉とす。之を燒くには唯八室を備ふるのみの丸窯一ヶ所あり。窯出毎月一回に過ぎず、是を以てその産額多からず。これ、公の世には専ら茶器の精巧なるものを製作せんことに力を注ぎたるを以て、風流雅趣を旨とし、敢て時好を追はず、多作を企てざりしを以てなり。

布志名は穴道湖を隔て、松江城と相對し、湖の南岸に在る村名なり。布志名燒の創設につきては確説なし。或ひは萬治の頃、權兵衛の弟子加田半六に創まるともいへば、或ひは長州より來りし陶工與之助の門人利吉及び平八に創まるともいひ、布志名判官家臣の裔船木與次兵衛に創まるともいふ。始め因幡の浪人にて一條來翁といふもの松江に來り、片原町にて醫を業とせしが、後意宇郡乃木村(故乃木大將祖先の出生地と稱す)に宇賀窯を始め粗陶器を製せしが、暫くして長州萩より細工物師與之助、荒物細工師佐助、荒物師市郎右衛門、土踏徳松の四人を伴ひ來れり。與之助は給金一貫五百目、佐助は一貫目、市郎右衛門は八百目を給せられ、徳松は二人扶持を給せらる。以上四人いづれも給料の外に、髪月代煙草料

を給せられたり。與之助の門人に利吉、平八、和藏、勘次郎、住右衛門の五人あり。利吉、平八の二人初めて布志名窯を創む。時に作事下役山門吉太郎工夫して、やゝ精良なる陶器を燒くに至りしが、其後打絶えたり。加ふるに住右衛門は公の召によりて樂山に赴きたれば、布志名燒は一時殆ど廢滅に歸せんとせり。こゝに布志名判官佐々木高綱の家臣に船木與次兵衛といふものあり。祖先より二十三代に當り意宇郡福富村にて農家に交り、數代天目樂燒に従事せしが、先祖の故墟荒廢せるを慨き、寛永元年戊辰古郷布志名に歸り、實子三人をして陶業に従事せしむ。嫡平八父の後を襲ひ、二男嘉介は松江の人澤某の家を繼ぎしが、後布志名に來りて燒物師となり、三男新藏また分家して斯業に従ふ。この三家を布志名陶造の元祖とす。その系圖次の如し。







澤嘉介は寛政二年に窯を開き、澤藤右衛門は寛政十二年に窯を開く。別に永原與藏順陸といふものあり、享和二年に窯を開き、公より扶持を授けられ帯刀を免ぜらる。子由五郎二代與藏建定その後を襲ひ三代永助他の傭工となる。文化、文政、弘化、文久の頃、船木九藏、福島幸助、船木平兵衛、福島又兵衛等あり、いづれも陶業に従事す。

布志名焼の原料は大原郡三代の粘土及び島根郡手結浦の懸土を以て素地とせり。その後改良を加ふる所あり、明治十年第一回内國博覽會に出品して好評を博し、後島根陶器製造會社若山會社を興せるが暫くにして廢れ、明治三十年に至り手結浦の懸土に代ふるに玉造村大谷産の石を以てし、更に米國陶器に倣ひコバルトを使用し、釉畫を施すことを工夫し、遂に今日の盛況を呈するに至れり。今の布志名焼が殆ど出雲焼の名を獨占するに至れるは、實に名工土屋善四郎が、公の指導獎勵によりて出現したるに職

由するものとす。

善四郎は、松江横濱町の土器師善右衛門の子にして、天性窯業に長じ、夙に樂山に在りてその製作、人の意表に出づ。寶曆六年天隆公に召されて樂山窯を振興し、給米十俵二人扶持帯刀御免、御茶道坊主支配並格となり、更に公の世に至り、公の鑒識に依り、一層の厚遇を受く。公が諸侯に土産物として贈與せしものは、即ちこの工の作なりといふ。二代善四郎また能く父業を繼ぎ、父子兩工共に「うつしもの」に長ぜり。茶碗勤功書によるに、左の記あり。

安永九子四月晦日出仕

天明六年正月十二日病死

取立者 初代 土屋善四郎

文化三寅七月十二日出仕

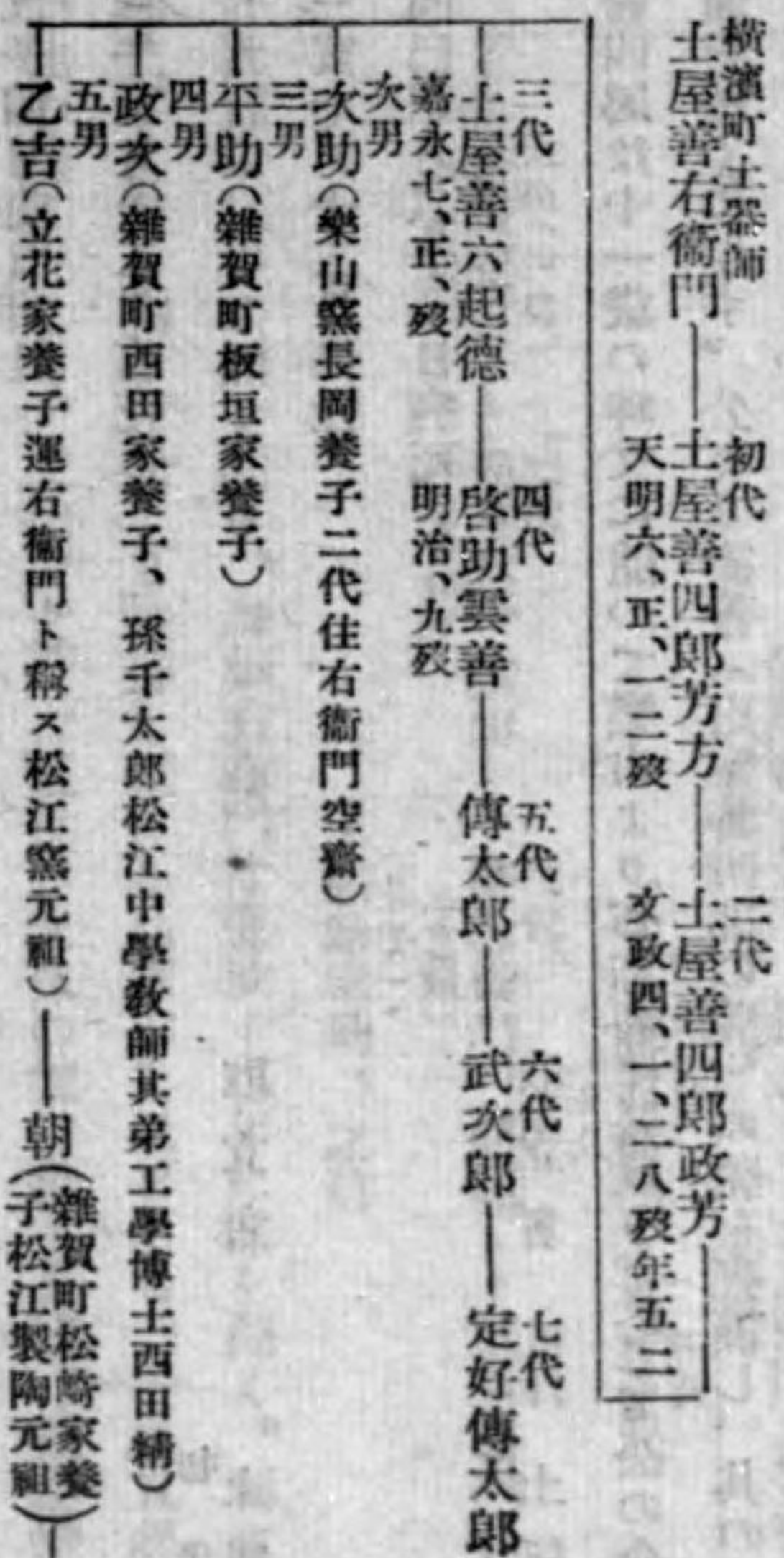
文政四巳正月二十八日病死

取立者 二代 土屋善四郎

二代善四郎は十一歳の時父に随つて樂山より布志名に赴けり。長じて公の命によりて屢々江戸に上る。殊に風爐を燒くに長ず。公より雲善(出雲善四郎の義)の號を拜領し、其の名愈著はる。人となり前額隆起せるを以て、人呼んでデコ善といふ。子、長を善六と云ひ、次を次助といふ。次助は長岡住右衛門



の養子となれり。その系圖次の如し。



二代  
猶一現代陶工(雲善外曾孫)  
弟  
宣之現代陶工(雲善外曾孫)

善四郎父子といひ、住右衛門父子といひ、共に公の特別なる保護を受け、公の非凡なる茶道の趣向に基づき、古茶器の模製に就きて研鑽を重ねること年あり、陶器の製法、爲に一段の進歩を來せり。布志名燒の現に海外にも聞ゆるは、また公の餘澤なりといふべし。

### 七 皇室との關係

公の祖母天岳夫人は、實に伏見宮一品邦永親王殿下の王女なり。されば公は夙に朝廷の尊奉すべき所以について、深甚なる印象をその庭訓に得たる所ありしならん。公が二歳の春、即ち寶曆二年三月七日父天隆院親王を藩邸に饗せらるゝや、公また父侯の側に侍して親王の御手づから偶人一匣を賜はれり。公の六歳の春三月三日、天隆院親王を藩邸に饗せらるゝに當りて、公また謁見、親王自ら申餽を取りて公に與へ、且つ小鞠一匣を賜ふ。天隆院が將軍の命を承けて女御入内を祝するため、親ら江戸より京師に朝して天顏に咫尺し、天盃を賜ひしは實に其前年のことなりとす。

加ふるに公の夫人彰樂院は仙臺の勤王家贈正五位林子平の姪に當る。子平の姉喜與は和歌を能くし、仙臺侯宗村卿に聘せられてその側室となり、彰樂院を生みたるなり。彰樂院の和歌に堪能なりしも偶然ならず。凡そ和歌は我國固有の文學にして、朝廷との因縁淺からず。これに依りて國體の淵源を知り、皇室の尊嚴なるを辨ふるものまた尠しとせず。水戸義公が大日本史を編成せる動機は、史記の伯夷傳に由ると云ひ傳ふれども、實は義公の夫人が京師より來りて敷島の道に深く、夫人の侍女とともに和歌を



詠せる感化大なりしと云ふにあらずや。公の家庭またこれと彷彿するものあるを覺ゆ。公の治世を通じて其の獻芹の誠を輸せること、前後實に十回の多きに及べり。今年譜に據りてその大概を記せん。

(一) 明和八年四月二十四日、後桃園天皇の御即位を祝するため、國相朝日丹波を京師に上らしめ、儀刀一口、白銀二十枚を禁裏に、儀刀一口、銀十枚を仙洞に、白銀五枚を女院に、同じく白銀五枚を准后に獻ぜしむ。時に公は四月二十九日を以て江戸を發し、五月十一日伊勢神宮に賽し、同月二十三日を以て松江に歸り、丹波の宅に臨み、家人等に物を授く。

(二) 安永二年閏三月十八日、後桃園天皇痘瘡の御惱ありて酒湯を灌がせ給ふと聞くや、同年四月十八日公は使者を京師に上して、儀刀一鞘、白銀二十枚を獻じ、恭しく天皇の酒湯を灌がせたまふを賀し奉る。公はこの復命を待ち、同月二十四日江戸を發し、翌月十四日松江に歸れり。

(三) 安永四年五月十一日、後桃園天皇麻疹の御惱みにて酒湯を灌がせたまふを聞き、同月二十九日公江戸より歸りて僅に十五日なりしが、直ちに書を上りて恭しく酒湯を灌がせ給ひしを賀す。

(四) 安永八年十一月九日、後桃園天皇崩御あらせらるや、時に公國に在りて朝すること能はず。當時の例に倣ひてまづ幕府の起居を伺ひ、尋で十二月三日者頭をして泉涌寺に詣で、香銀五枚を獻ぜしめたり。

(五) 安永十年三月十六日、光格天皇の御即位を祝するため、執政三谷權太夫長途を京師に上らしめ

恭しく登祚を賀し、儀刀一口、白銀二十枚を禁裏に、儀刀一口、白銀十枚を仙洞に、白銀五枚を女院、新女院及び大宮に奉らしむ。同月二十一日權太夫は傳奏所に召されて獻物の御答を承り拜辭す。同月二十七日、公また天皇の御即位を祝し奉りて乾鯛一匣及び美酒兩樽を家治將軍に獻す。四月九日三谷權太夫は奉使の事を畢へて目出度江戸に歸り藩邸に復命す。公之を聞いて大に悦び、權太夫を慰勞し同月二十五日江戸を發して松江に歸る。

(六) 天明八年四月七日、光格天皇痘瘡の御惱常に復させ給ふ。時に公國に在り、使を以て江戸の藩邸に命じ、邸吏をして上京せしめ、儀刀及び馬銀を獻ぜしむ。

(七) 寛政六年十一月二十三日、金四百七十八兩三步二朱、銀四錢五分を大阪に輸す。前年皇居炎上し新に御造營の事あり、雲藩一時幕府に借りて九百五十七兩を獻金したりしが、これを以て上納金の返済全く完了を告げたるなり。蓋し幕府五萬石以上の諸侯に命じて各獻金する所あらしめんとせしに、公直ちに之を應じて微忠を表したるなり。

(八) 寛政三年二月十五日、皇居新に成り、光格天皇還幸あらせられたるを祝し、使者中老團仲をして儀刀一鞘、馬代二十兩を奉ぜしむ。同月十八日、團仲傳奏所に詣で勅答を拜承し、即日發程し當時在國中なる公の許に復命す。

(九) 寛政六年三月二十一日、公參觀の途、京師に入り、藩臣參政大野多宮をして儀刀一口、馬金二十



兩を禁裏に、白銀百兩を女御に奉らしむ。女御入内を賀し奉らんがためなり。二十六日多宮は勸修寺前大納言の第に詣で勅答を拜し、即日發程して公を追ひ江戸に赴く。公は二十六日を以て江戸に着せり。この間に於て幕府は女御入内の賀宴を開き、諸侯を列座せしむ。時恰も二十二日にして、公は參觀の途江尻驛にあり、使を幕府に遣して之を賀せしむ。

(十) 寛政六年十二月十六日、幕府諸老中の連署を以て公を召し、從四位下少將に任ずるの旨を傳ふ。公まづ帝鑑間に於て御奏者脇坂淡路守に調してこれを謝し、次で諸老中を歴訪し、改めて二十二日登城して將軍及び儲君に金品を獻す。二十四日諸老中及び京都所司代堀田侯連署し、公を少將に任ずるための口宣案を朝廷に請ふ。翌年正月七日番頭増田伴助を京師に遣はし、少將拜命の天恩を謝せしめ、禁裏に儀刀一鞘、馬代十兩、素光綱十疋、乾鯛一匣、昆布一匣、油魚一匣、清酒兩雙樽を上らしめ、仙洞御所に儀刀一鞘、馬金十兩、素光綱十卷、乾鯛一匣、昆布一匣、清酒兩樽を上らしめ、女御及び女院に緇紗各五卷を上らしむ。二月十一日上京の使者口宣を護して江戸に歸る。當時公藩邸に在りて恭しく之を拜受し、儒臣原田周助をして奉讀せしむ。次で諸老中及び京都所司代堀田侯を歴訪して謝意を表し、十四日明細書を幕府に致せり。公はこの新なる喜悅を以て四月二十二日弟衍親と共に江戸を發し、翌月十六日松江城に入り、盛宴を設けて慶を群臣に頒つ。藩邸また祝賀の宴なくんばあらず、乃ち同年九月二十八日衍親松江を發して十月七日藩邸に至り、諸臣に酒膳を賜ふ。時に公歳四十五なり。

## 八 幕府の公役

徳川幕府の大名に對する政策は頗る嚴肅なるものありて、各藩主一代の中に、必ず藩費を以て幕府の助役を行はしむるを例とす。公もまたこの命を受けしこと前後四回に及べり。江戸城西の丸大奥の助修日光廟の修繕各一回、東海道筋諸川の浚深二回、これなり。

公の襲封の翌年、即ち明和六年春正月十八日襲封後初の歸國の暇を賜はらんことを請ひしに、同月二十八日台命を傳へて曰く、儲將軍のため大奥を助修すべしと。是に於て公はまづこの公役を畢へて後國に就かざるべからず。因て大野舍人を以て助役奉行とし、黒川彌税を以てこれに副たらしむ。この時朝日丹波の手に依りて財政の整理漸く其の緒に就かんとせしかど、未だ窮乏の域を脱するに至らず、助役の命は財政上の大打撃たるを失はざれば、公は憂慮措かず、直ちに朝日丹波に手書を與へ、上下一致、難局に處すべき大覺悟を示す。丹波は深く公の信任の厚きに感じて、一意報效を圖り、群臣をして俸祿を獻じて巨費を補ふの一端に充てしむ。當時儒臣桃源藏は、年祿の半を獻する能はざるを以て、その著「文體明辨」を門人に賣り、その價を獻せんとせしに、明和六年三月下旬に至り群臣俸祿の半を賜ひ、秋



七月再び俸祿の半を賜ひ、源藏も亦著書を賣るに及ばざりしかば、その書を公庫に獻ぜりといふ。この至難の公役も冬十月一日に至りて完了し、十三日將軍板倉佐渡守をして公に歸國の暇を賜ふの趣を傳へしめ、且つ素綱二十卷、白銀三十枚を賜ふ。將軍世子また阿部豊後守を以て素綱十卷を賜へり。十四日公召されて白書院に登る。台命ありて助役の勞を賞し、備前祐光の刀を賜ふ。また御馬及び時服二十領を賜ふの台命あり。十六日公は助修に與りしもの功を賞し、手づから大野舍人に佩刀一鞘、時服二領、社杯一具を、黒川彌税に白銀十枚、時服二領、社杯一具を授く。二十二日幕府また槍ノ間に於て、大野舍人に白銀三十枚、時服三領、羽織一副を、黒川彌税に白銀二十枚、時服三領、對衿衣一副を賜ふ。

公は首尾よく公役を畢へて、十月十九日首途の禮を行はんため、麴町平河天満宮に詣で、二十二日藩邸を發し、十一月十三日松江に入る。大奥助修の功を完うせしは、全く丹波國に在りて理財の績を擧げたるの功に歸すべしとなし、殊に丹波を便室に召し親諭して曰く、「寡人汝の功績を嘉す、宜しく加俸以てその勞に酬ゆべくも、國債未だ盡きざるに獨り屋を潤すは汝の望む所にあらざるべし。故に今敢て食祿を加へず、乃ち寡人の名郷の一字を與へ、郷保と稱すべし」と。かつ金房政次作の佩刀一口を賜ふ。安永八年四月二十八日公江戸を發し、五月十六日公の未だ入國の途に在る時、幕府の老中松平右京大夫藩邸の用人を召して、日光諸社堂の修繕を行ふべきを命ず。天隆院命を拜して直ちに使者を遣はして

公に報す。當時藩政や、富裕なりしと雖も、十月十日に至りて群臣の祿を減じたるを見れば、その經費の巨額なりしを推知すべし。仁多郡糸原家の文書に據るに、この役のために、米七百三十俵神門山田屋祐左衛門、七百三十俵大原遠藤屋惠六、七百俵神門岩島屋佐一郎衛門、六百俵出雲勝部元右衛門、六百俵神門山本屋仁兵衛、六百俵榎縫儀滿屋定三郎、五百俵榎縫木佐屋徳三郎、以下總計一萬二千六百俵を獻納せることを載せたり。

十一月七日工を竣へ遷宮遷座既に畢り、幕府は日光助修のため出資多きを察し、同月二十七日田沼主殿頭をして、助修の功に由りて參觀を免じ、來年七月まで國に在るを許すと命を傳へ、更に翌二十八日母里侯松平兵庫頭公に代りて登城、白書院に於て、將軍賜ふ所の時服を受く。

天明六年十二月六日老中連署を以て召されたれども、公偶々疾にあり、糸魚川侯松平日向守公に代りて登城し、東海道筋及び伊豆國の諸川を疏濬すべきの命を受く。乃ち朝日丹波の子千助を以て助役奉行とし、大野多宮を副奉行とし、留守居布施作左衛門、鶴飼一郎左衛門、湯川勘右衛門、者頭山内藤左衛門、萩野喜内、目附市原次郎左衛門、留守居小倉仙太夫をしてその事に當らしむ。助役金の賦課總て一萬六千六百兩なり。糸原家の文書の記するところは、米七百三十俵遠藤屋惠六、七百俵山本屋仁兵衛、六百五十俵岩崎屋佐一郎衛門、六百俵大津山田屋長藏、五百俵平田木佐屋徳三郎、四百八十俵平田儀滿屋定三郎、三百九十俵宍道葉山屋善右衛門、三百八十俵木村彌三右衛門、三百五十俵勝部本右衛門、以



下總計一萬俵を獻納せることを記す。

三月九日朝日千助以下八人藩邸を發して助役所に至る。十六日疏濬の功を畢へ、二十四日千助以下の諸臣藩邸に歸る。五月一日公白書院に於て、諸川浚濬の功により時服二十領を受け、歸國の暇を許され、素綱二十卷、白銀三百兩を賜ふ。公は五月九日を以て弟衍親と共に江戸を發し、二十日大津より入京して伏見親王に謁し、款待數刻に及ぶ。後服を改めて京都所司代を訪ひ、伏見に歸りて一宿し、二十九日を以て松江に入る。六月二十六日幕府水野老中をして、檜ノ間に於て藩臣九人の諸川助修の事に與る者に、賞を賜はしむ。朝日千助には白銀三十枚、時服三領、對衿衣一領を賜へり。この時千助公に従ひて歸國中なりしかば、三谷半太夫代りて拜受す。次に大野多宮には白銀二十枚、時服三領、對衿衣一領、布施作左衛門、鶴飼一郎左衛門、湯川勘右衛門には各白銀二十枚、時服二領、對衿衣一領づつ、山内藤左衛門、萩野喜内、市原次郎左衛門、小倉仙太夫には各白銀十枚、時服二領、對衿衣一領づつを賜ふ。

七月二十二日公もまた朝日千助の疏濬總奉行として功ありしを賞し、國房作の佩刀を授く。是より先き、幕府のために増上寺救火役を勤めて出費多かりしが上に、いはゆる天明の饑饉に際して多大の損害を被り、また佐陀川開墾費に巨額を要し、加ふるに家治將軍の薨去、家齊公の將軍宣下等ありて内外頗る多事なりければ、諸川疏濬の命を拜して上下の苦心一方ならず。出雲にては藩臣等和田見町の伊勢宮に祈るに至りしが、幸ひに首尾よくその功を竣へ、佐陀川の堀削工事も完成することを得た

り。實に天明七年は全國の大饑饉にして金壹兩に米一斗八升の高價に及び、諸國舉りて疲弊せる夾に、この大役を成就して優に餘裕ありしは、公の治績中特筆大書すべきことに屬す。

寛政六年四月に至り幕府再び關東筋の諸川浚濬の公役を命ず。實に天明六年を距ること僅に七ヶ年なり。五月二日公は家老柳原多四郎兵衛を以て助役總奉行とし、中老平賀主税を以て添奉行とし、留守居布施作左衛門、用人渡邊政右衛門、市原次郎左衛門、者頭萩野喜内、福島才右衛門、横田新兵衛、目附玉木勝之進をして事に當らしむ。國にある藩臣皆争うてその成功を城内の稻荷社に祈れり。この助役に關して雲藩の人民より獻納せる米は、實に一萬百九十俵に上れり。今糸原家の文書によりて、その主な獻納者を列記すれば、米七百三十俵大原遠藤屋惠六、七百俵神門山本屋權市、六百俵神門山田屋又右衛門、五百俵神門岩島屋佐一郎右衛門、五百俵平田木佐屋德三郎、五百俵平田儀滿屋彦三郎、四百俵能義島田村善左衛門、三百九十俵宍道葉山屋善右衛門、三百八十俵木村彌三左衛門、三百八十俵勝部本右衛門、三百八十俵神門稗原村傳吉、三百七十俵木幡屋久右衛門、三百五十俵安來今高屋文兵衛、三百五十俵出雲中原村理右衛門、三百二十俵神門白枝屋此三郎、三百二十俵大原上佐世村善右衛門、三百二十俵川手村定四郎、三百俵神門石橋屋長右衛門、二百六十俵權縫東林木村佐五郎等なり。

冬十月十五日公召されて白書院に登り、老中戸田采女正より關東諸川疏濬の功畢るを賞して時服二十領を受く。また藩臣九人のその事に與る者に賞を賜ふ。即ち柳多四郎兵衛に白銀三十枚、時服三領、對



袴衣一領を、平賀主税に白銀二十枚、時服三領、對袴衣一領を、布施作左衛門に白銀二十枚、時服二領、對袴衣一領を、渡邊政右衛門及び市原次郎左衛門に、各白銀二十枚、時服二領、對袴衣一領を、萩野喜内に白銀十枚、時服二領、對袴衣一領を、福島才右衛門、横田新兵衛及び玉木勝之進に各白銀十枚、時服二領、對袴衣一領づつを賜ふ。

公の代に於ける幕府の公役は、之を以て終とす。この年十二月十六日台命あり、公白書院に登る。老中戸田采女正、少將に任ぜらるべきの旨を傳ふ。因て帝鑑ノ間に於て奏者番脇坂淡路守に謁して恩を謝し、尋で諸相公及び本多彈正大弼、當時在都の京都所司代堀田相模守を歴訪し、二十二日儀刀一鞘、馬金十兩、縮緬五卷を家齊將軍に獻じ、儀刀一鞘、馬金十兩を儲將軍に、白銀五枚を御臺所に獻す。この日藩邸にて臣下に宴を賜ひ、明年正月番頭増田伴助をして禁裏に朝せしめ、少將に拜するの恩を謝し、天皇及び仙洞御所に、各獻品獻金せり。

### 九 武 術 獎 勵

(い) 五流 抑も雲藩の武術に五流あり、即ち劍術に(一)不傳流居合(二)新當流兵法あり。新當

流はもと神刀流といひしが、公之を改めて新當の二字を充つ、蓋し日々新なる義に取れるなりといふ。而して槍術に(三)一指流管槍(四)柏原流鎌鎗あり。柔道に(五)直信流あり。寺田勘右衛門を開祖

とし、段取りの術を主とせず。精神修養を主とするが故に柔術といはず、敢て柔道といふ。また捕手には一覺流拳法、鹿島流棒、寄藤流杖あり。以上不傳流、新當流、一指流、柏原流、直信流を五流と稱し不傳流、一指流を御流儀と稱す。その他の武術もこれなきに非ずと雖も、御流儀以外に屬す。

公は十三歳にして弓及び槍を永田源五兵衛に、射法を脇坂十郎兵衛に、劍術を一川五藏に、管槍を松本理左衛門に學ぶ。明和三年初めて入國の時、大石源内弟子の刀技、井上治部大夫弟子の柔技を見、翌年吉田彌太左衛門弟子の鈎槍技、永野伴太右衛門弟子の管槍技、一川五藏弟子の刀技を見る。明和七年には井上治部大夫が老年に拘はらず、豊饒として柔道を演ずるを賞し、或ひは射術の師役子松源八入道々芥が、其技の神に入るをめでて、臣下の武藝に熟達するを獎勵せり。明和九年に至り脇坂十郎兵衛管槍技の奥秘傳を公に授け、同九年、一川五藏不傳流を公に授く。而して一指流管鎗の師役松本戲齋理左衛門は、鎗術傳九卷に就きて公の直書を得たり。

#### 鎗術傳目錄

從初一句卷  
具眼卷

放行卷  
氣息卷

把住卷  
關曲卷

龍虎卷 二卷  
至極卷



以上九卷

右之外一指流繪術傳書不可有之候。從初一句卷より具眼卷に至る六卷、是を用捨の傳として、初傳へ蘭曲、氣息、至極卷に至る三卷、是を印可傳とす。至極奥の一傳を一子相傳として、他家に不傳、此外當流に於て傳書無之、若此外に一指流繪術傳書など有之とも、皆是偽書にして、不可取用也。只此九卷は、勝負の導にして、終には不立文字、教外別傳也。況や理を以て解し、業を以てなすべきを乎。

享和三癸亥十二月二十九日

源 治 郷 (花押)

松本戲齋どのへ

(印)

公の弓術は神に入り、往々師役をして驚嘆せしむるものあり。安永二年五月公年僅に二十三歳にして一寸的に中つ。因て其的矢を額として松江中原町八幡社に奉納せしむ。儒臣桃源藏命を受けて、その文案を草し、公の校閲を經、然る後公自ら書して社に納む。その文案の如し。

三的最小者爲三寸。象敵入鼻目間。三的之外有二寸的一象敵入一眼。的愈小中愈難。治郷以安永二年五月歸國。得間即與左右近習。以執弓挾矢爲樂。是月二十七日。試設一寸的以射之。侯道十三半弓。與常射無異。意謂若得中之。揭的矢於中原八幡宮。既射。一發而中。乃謹揭其的矢。如是。非敢誇也。聊示好此藝。則有此神之助耳。

出雲侯從四位下行侍從兼羽州刺史源朝臣松平治郷 謹識并書

因に云ふ、中原の八幡社は寛文中鷹匠永井某、天倫寺山にありしを移したるなりとも云ひ、或ひは毛利元就、白髮城攻めの時、天倫寺山より遷せりともいふ。元祿中弓術師雨森某、布施某、喜多村某、神谷某塚を築き、毎年兩度賭的を興行し、爾來その風を傳へたれば、公もまたこの弓矢八幡の神に的的額を奉納したるなり。

不傳流居合の士稻生田武右衛門といふもの、修行未だ足らざる所あり、願くは三週間の公暇を賜り、山籠研鑽せんことを願出でたり。公はその熱誠を嘉し快く許せしかば、武右衛門は枕木山に立籠り、毎日瀧の水を浴びて修業し、三週目にして始めて大悟する所あるを以て、山より下りて刻苦精勵の後、發見したることども巻物に認めてこれを公に獻す。公もまた彼が山籠の間、自ら一室に閉籠り、齋戒沐浴して工夫を凝らし、その發見せしことを同じく巻物に認めしが、武右衛門が研究せし奥祕と全く符節を合するが如くなりき。武右衛門大に敬服して愈々公の聰明なるを畏敬せりといふ。其後彼が認めたる傳書を乾の巻とし、公の認めたる者を坤の巻とし、藩臣の子弟に教授すべき旨申渡したり。この二卷不傳流の居合師役、荒木佐次兵衛の家に傳はる。一説に山籠せしは大石源内なりといへど、源内は新當流の名人なれば、不傳流居合は稻生田武右衛門とするを正しとすべし。公が不傳流の奥祕を極めたること、寛政八年の一川五藏の傳書の末文、公より五藏に與へたる文によりて更に確實なり。



奥祕に至りて得べきもの授くべきもの有りや、是を有とも云ふべし、無とも云ふべし、中とも云ふべし。是非云はんとするときは、有無中の有、有無中の無、有無中の中也と云ふなり。是までにては隨に得心ならず、因て次の一圓相の内<sub>ニ</sub>心の文字を顯はし、其一つを曉す也。

一川五藏(印)

正 鄰(花押)

于時寛政八丙辰年霜月日

これに對して公より一川五藏に與へたるものは、左の如し。

不傳流劍術之卷、兵法目錄、外目錄、眞劍傳、居相許狀、九品傳、指南車、讓狀共七卷者、從古傳所也。奥祕卷者予が正鄰に申て、後人の理不迷爲、眞理を記さしめぬ。又奥々祕々卷、是は予が愚案記、正鄰に見せたり。尤可とあるにまかせて、卷として、奥々祕々と號す。以上當流卷九卷に、事理を盡畢。若し後世に至りて、疑しき書も出來らむ事をかなしみ思ひ、當流こゝに九卷の外無き事を記授者也。

于時寛政八丙辰霜月日

源 治 郷 誌(花押)

一川五藏どのへ

また圓相に關して次の如き公の書卷あり。



一圓相を畫て、奥祕に至りて傳無し。其故は勝を得る所を、此心持の此理のと、種々傳ると云共、全必勝に非ず、こゝのかしこのと云はれるものにてはなし、こゝやかしこと理に述べ業に教ふる所は、至極とは云難し。所謂以心傳心更無別法と如云。仍奥祕圓相をなし傳ふる所の口傳なきものか。世に圓相空を表して、顯したる形にて無形の形を畫にしたるのみ也と見も非也。如此も可有也。猶師の教を仰もの也。

寛政八丙辰冬霜月日

源 治 郷 謹 考(花押)

一川五藏とのへ

右に據つて考ふるに、不傳流居相術を初め公は一川五藏に就てその術を習得し、既に習得して後、改めて奥々祕々の卷物を認めて之を五藏に授けられたるものなれば、居相の精神的極祕に於て、圓相の示すが如き深遠のものなるを示し、茲に五藏は改めて公の弟子となれるなり。この卷物九本は眞塗の重ね箱に納められ、蓋表には公書「四海晏清」の金粉字、蓋裏には、公書金粉字形



雙峰眞禪師僧問寶劍未

磨時如何

峰曰黑

磨後如何

峰云四海晏清

とあり。金粉字形は初代漆壺齋の漆工に係る。今この巻物と箱、並びに金粉字形の公親筆と合せて、松江市中西熊三郎氏の藏となる。

(三) 越後流 雲藩の兵學は、その初め山鹿流を宗とし、公の如きも十五歳の時、明和二年八月二十九日留守居布施源兵衛より、初めて武教全書の講義を聴き、河島仙太夫よりこの兵法を學びたるが、後に横田新兵衛をして、幕府の旗本本多隨翁に就て越後流を學ばしめ、遂に之を以て雲藩の兵學と定めたり。支藩廣瀨第七代直義は甲州流松宮觀山の門人なりしを以て、公との間に意見の衝突もありしが、公は斷乎として所信を曲げず、越後流の道場を母衣町普門院町に設けて大亭館と號し、自ら扁額を書して與へ、専らこの兵學を講究せしめたり。越後流軍學の系統、次の如し。

上杉謙信(永)——加治景英(天)——加治景治(元)——加治景明(正)——澤崎景實(寛)——佐久間景忠(寶)——宮田景興(延)——本多隨翁景亮(寶)——横田新兵衛景義——同景徳

本多隨翁は公と親交あり、(後章参照)公は横田新兵衛と共に隨翁に就きて越後流軍學の奥儀を究め、寛政十年八月十一日、十三日、兩日に涉りて問答せしが、同十二年には正月二十二日、二十五日、二十八日の三日及び二月の十五日に詳しき問答あり。殊に十二月に至りては、十日、十一日、十七日、十九日の四日の問答、最も詳密に互れり。これらのこと、すべて「大圓庵様御直書寫御問答書」といふものに書き傳へられて、今に存す。

今松平家に傳はる「不昧公越後流軍學御發見の御傳」と稱するもの、實に左の如し。

冥

偈 曰

寂正惠日光	照破無明闇	今示現面前	攝志信將衆
修鍊不切刃	斷凶賊根速	無術一張努	不引射差計
五蘆脫底直	蘆芽化鉞實	眞月垂迹前	有自然應化
神團扇堅備	拂先滅異行	照命雖无差	覆載乾緯全
修現瞬走驥	馳萬里不泥	四天護眞皇	己心安安養

冥之偈御得道初之御考

免狀傳に傳授なし、此道理を見るに、我が知れば人も知る、如此と云習有れば、人も知る、習無けれ



ば、我も人も不<sub>レ</sub>知、習無<sub>レ</sub>傳時は、此傳を誰か知る者あらん。無傳所有傳にて、いとなますして證有り、言はずして斷あり、是を軍の必勝と可<sub>レ</sub>云。依て當流無傳冥の偈を以て傳とし、冥の一字を傳ふること、天地の道理にたとへて、巧に不<sub>レ</sub>拵、天然自然の所なれば、人の計ること不<sub>レ</sub>能をこそ可<sub>レ</sub>尊、秘傳也。

大圓庵様御直書頂戴仕候處に、追而御卷物に御認直し被遊候へ共、其趣意御同一意也、後世爲<sub>レ</sub>見合<sub>レ</sub>謹而記<sub>レ</sub>之。

横田新兵衛景義謹而寫<sub>レ</sub>之

これ所謂冥の卷と稱するものにして、實に雲藩軍學秘密の傳書なり。大享館にて越後流軍學皆傳の免許を授くる者には、この冥の卷をも傳授せり。而してその文中「無街一張努。不引射差計」とあるは最も味ふべき所にして、禪道の妙機と合致し、萬法歸一の眞理を含めるものなりといふ。なほ公が越後流の軍學に盡瘁せしことは「三本卷御傳統」の大意に掲げたる文に由りて明白なり。

御隱居様（不昧）こと、御年來御流儀に御志厚く、御力を被<sub>レ</sub>爲入、増書等御熟覽被<sub>レ</sub>遊候處、増書の内、己細玄城切紙、滿字短抄極秘切紙、矩墨決得乾緯切紙、滿字切紙等二、空射圓相卍のこと詳に出でたれども、本多様よりの御口傳も無<sub>レ</sub>之旨、仍て此を惜ませられ、御考被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候處云々。

此一巻は、隨翁様にも御考無<sub>レ</sub>御座候に付、江戸表にても、御沙汰不<sub>レ</sub>申上、御家の御秘事、流儀の傳來に致し、門弟へ相傳可<sub>レ</sub>仕旨、被<sub>レ</sub>仰出候云々。

文政三庚辰三月中旬

横田 相 徳

なほ公が越後流に關して造詣の深かりしことは「大圓庵御口傳内相備」或ひは「大圓庵様御考越後流勝負合」などいふ秘書の現存するを以ても知るべし。その他當流の陣立、兵數等を詳記したるものあれど省略す。

(は) 唐船番 唐船とは外國船をいふ。寛政の頃より露人蝦夷地を窺ふあり、幕府沿海の諸國に令して兵備を整へしむ。雲藩また日本海に瀕し隠岐の島嶼を有するを以て、外寇の何時沿岸乃至島嶼に據らんと圖り難ければ、寛政五年の頃より之が警備をなし、毎年二の丸に於て實地の演習を行はしむ。寛政十一年五月に至り唐船番の組織整頓せるを以て、諸臣に金を賜ひ武器を修繕せしめ、なほ益々之が練習を盛ならしむ。

その配備の大略は、まづ物見役、使番、本役二人、雇三人あり。皆軍學の素養あるものを選びて之に任す。海邊、臺場、砲術方に、玉方四十四人、棒火矢方二十八人、合せて七十二人。次に一番手に屬するものに者頭一人、鐵砲足輕二十二二人、儒者一人、右筆一人、鐵砲師役一人、鐵砲士二十人、捕手頭取一人、捕手の者二十人、徒目付一人、貝、太鼓、徒二人、武者奉行軍用方一人、使徒二人、軍用方足輕



二人、武具方元締一人、宰領、足輕合せて七十七人。二番手に屬するものに、鐵砲師役一人、鐵砲士二十人、棒火矢師役一人、棒火矢士五人、射術師役一人、射術士十人、長柄奉行一人、長柄の者二十人、小頭二人、番頭一人、戰士二十人、目附一人、旗の者小頭一人、旗二本持人六人、貝、太鼓徒二人、使徒二人、添役頭一人、軍用方書役一人、醫師、本道、外科二人、徒目附一人、者頭一人、鐵砲足輕等二人、兵糧方三人、武具方元締一人、宰領、足輕六人、合せて百三十二人。以上一、二番手小人以下、下人持人とも合せて總勢六百七十人の定めなりき。

隱岐の警備に關しては島役、臺場、砲術方六人、初手者頭一人、鐵砲足輕二十二二人、鐵砲師役一人、鐵砲士十人、棒火矢師役一人、棒火矢士十人、徒目付一人、使徒二人、武具方元締一人、同宰領一人、合せて五十六人、外に小人、下人總勢二百三十人を置く。島前またこれと同じく、合算すれば四百六十人となる。以上を初手とす。次に御重手として島後に者頭一人、鐵砲足輕十六人、鐵砲士十六人、棒火矢士四人、合せて三十七人、外に小人、下人とも合せて一百六十二人とす。島前もまた之と同數なれば總勢三百二十四人なり。而して島後に、中老頭、中老一人、貝、太鼓徒二人、使徒二人、軍用方書役一人、右筆一人、醫師二人、兵糧方二人、鐵砲鍛冶一人、軍用小使一人、合せて十三人、外に小人、下人とも合せて四十五人あり。以上初手及び御重手を合算すれば、總勢八百二十九人となる。

寛政五年十月二十九日城内にて唐船番の豫習ありし時の記事を、儒臣桃源藏の公私要録に載せたり。

之に據れば、武具なきものは武具方奉行河島仙太夫、和多田民右衛門に到り、二の丸にて之を受取り、行列人員の整ふを待ちて、一番拍子木にて武器を受取り、各々集場に至りて準備し用方奉行へ届け出づ。次に二番拍子木にて、行列は河島仙太夫の號令の下に立場に行進し、次に三番拍子木にて先手より次第に行進するなり。また寛政六年十月の條を見れば、一番拍子木にて總勢相並び、二番拍子木にて一番手は二の丸御藏の方より、水の手門の所を頭にして行進し、三番拍子木にて二番手のもの、西の門より新番所の邊を頭にして行進し、更に板木の相圖にて總勢本丸北の門より入り、南の門に行進す。この時家老大橋茂右衛門、二丸廣間見分所へ來りて號令す。一番手二番手の士分、甲冑着用の姿にて廣間の庭に出でて公の見分に供す。また源藏寛政八年六月の公私要録、及び黒川正健覺書を對照するに、板木の合圖を以て一番手北の門際まで行進し、次に儒者出でて夷人と筆談する様をなし、右筆、徒目附、捕手の者、小筒、大筒、異風、捕手の者、皆揃ひたる上にて、軍用方にて馬驗を振らせ、筆談畢りて備へ先を開く。但し大筒異風の士、鎧は自分の跡に立置き、其外の下人は備への跡に相集り、一面に立て左右に分れ、「アヤ」千鳥の號令にて、小銃を飛び／＼に放ち、「つるべ」の號令にて、一齊に連發して退く。尋で足輕をして矢を射しむ。かくして侍大將は床几を離れ、采配を揚げて正面に進み、番頭と共に戰士をして槍を揃へて打かゝらしめ、一同「エー」の掛聲を合す。これにて事終り、勢揃して勇しく二の丸殿に凱旋す。すべて行列行進の際は貝を吹き太鼓を撃つなり。その演習するところ、すべて夷人の來寇



を假定し、まづ武備を整へて之を迎へ、初め儒者をしてその來意を筆談せしめ、彼の不遜にして寇略の志ありと見るや、小筒、大筒、弓矢を以て縱横無盡に之を撃退し、凱歌を擧げて歸り來るの狀を爲すなり。凡そこの唐船番の大演習を舉行するに當りては、豫め來る何日より何日までの十日間に於て、臨時に金鼓を打鳴らす時を以て演習日と定むべきを觸れおき、確に何日と指定せず、不意に外寇來襲の狀をなして、曉頃に城頭にて金鼓を打鳴らせば、武士の面々先を争うて集り來るを、公は天守に登りて會心の笑を湛へて聞せりといふ。

右唐船番に於ける筆談とは如何なるものなりしか、知るに由なけれど、異國船が漂着せしとき、かねて筆談すべきものとして、源藏の嗣子義三郎が案文を認めて奉行河島仙太夫に出せるものは、次の文なりとす。

- 一、海舶何邦人有何事故而來耶。通船人口幾名耶。所載何等物件耶。請具報之。
- 二、客實遇颶風至此。請具報其漂流緣由。
- 三、往歲貴邦遣使於長崎請通商也。朝廷不許。敦諭其意。嚴禁再來。客素當聞知。雖遇風至此。宜速歸纜。若稽留觀望。則國有常典。不可悔矣。
- 四、客云遇風而壞船。併缺薪水等件。然則遣吏就船查點。其勿有拒。
- 五、今依其乞。給與米若干薪若干及修船具等件。速爲回國計。

右の文を和譯せるものには、「オロシヤ船より、難風に遇ひ船損じ其上食物等も無之由申出候節の文」と註せり。元來雲國は、日本海に瀕するが故に、朝鮮の漁船漂流するもの古來頗る多く、公の治世中にも、外圍浦、三保關、江角浦、手結浦、久村浦、大池浦等に異國船異國人の漂着せるもの頗る多く、一長崎に回送せること、年譜に散見せり。然れども遂に一回も、露人の來侵するものなく、唐船番の演習も、實地に施すことなくして止みたりと雖も、之がために閩藩の士氣を鼓舞したることは圖り難し。これ公の尙武の賜なりと謂ふべし。

(に) 御旗捕 公は深く時代の趨勢を察し、一藩の兵制を定む。その大要は、一の先、二の見、前、後、左、右、備、旗本、遊軍、小荷駄とて、いはゆる九一の格に倣ひて之を組織し、城下固め一番より四番に至り、四軍を以て城を守らしめ、また沿海の防備には浦手六備と稱するものを組織し、舊式の長柄、旗幟を廢して之に代ふるに大なる鐵砲または棒火矢を以てす。棒火矢とは鐵砲の中に火矢を仕込み毒煙と共に遠距離に放射して、敵艦または敵陣を燒くものとす。唯弓矢劍槍のみを以て武備の用盡せりとせる世に、かくの如き飛道具を採用したるは、當時に在りて頗る進歩的の軍備といふべし。

公の在國中、即ち隔年に一回は、「旗捕」とて、軍旗の下に集りて一の先の備を本丸に於て演習せしむ。この時武士は甲冑かひくしく装ひ、貝鼓を鳴らし、関を作り、殆ど實戰を観るの狀あり。公は惣大將として床几に踞して親しく閱兵し、旗殿を仰いで拜禮すること、現今陸軍にて聯隊旗を拜するが如



くなりき。所謂旗殿は紺地に金の日の丸を公の自ら描きたるものにして、之を掛物となし、二の丸上段の床の間に懸け、かつ藩祖直政の携帶せし采幣螺貝等を飾りたり。これらのこと、皆公の親しく制定したるものなり。旗本備には「文字の旗」と稱する軍旗を調製し、公自ら之に「法身無相法眼無瑕」の八字を四字づつ二行に縦書にして授けたり。この旗は紺地の藍色或ひは紺地に白字を染め貫きにしたるものにして、之を大將の床几の後に捧げ持たしむ。桃源藏の公私要録中、享和二年二月一日公の閱覽に供せし「旗揃」の有様を載す。これ前年江戸よりの公の命に因りて、引續き豫習したるものにて、一讀當時の盛況及び公の威風凜凜たる有様を眼前に睹るの思あらしむるものなれば、これを左に掲げん。

二月初朝六時迄、支度仕舞ひ、二の丸へ罷出、家來どもは下陣小屋に指置き、自身は廣間詰所幕仕切、儒者御軍用方書役、馬醫等の書付有之候處に入り、具足箱を下陣より取寄せ、傍に置き相待候處、四ツ時御菓子被下候旨、御軍用方奉行より挨拶有之、御剛飯、煮染被下、四ツ半時着甲致すべき旨知らせ有之、着甲仕舞ひ、行列場へ出で、九ツ時太鼓に従ひ繰出し、二の御門より西へ通り、北へ廻り、水の手御門より北の御門へ入り、御天守臺御覽場の前を通り、又初の通り、西へ廻り、北の御門より入り、備を立て太鼓に従ひ居敷の處、殿様御上壇より御羽織袴、御大小、竹の子笠にて、御降り、御床机の前にて御刀を下げ紐を以て御帯に御く、り下げ、御股立を取らせられ、御床机に懸けさせられ、御采幣と團扇と左右に御持ち相成り、御係役鹽見主馬殿、太鼓を打たれ候。御右筆屋坂田喜太夫

首帳持出候式あり。惣頭分三人に御目見えの式あり、軍神を送る。七五三の貝を吹き畢つて、殿様又上壇へ入らせられ、おむしの太鼓を打ち候て、又行列して押行き、元の行列立場へ歸り居候へば、殿様御歸殿に付、諸士卒甲を脱し拜伏す。夫より詰所へ歸り、鎧一刀にて幡殿拜禮の式あり。終て甲冑を仕舞ひ、八ツ時過罷歸る。

この日役割に、柔道師役の雨森次左衛門、劍術師役の大石源内、管槍師役の松本理左衛門、居合師役の三田村圓左衛門、鍵鐘師役の小田五郎太夫、弓師役の岡田又市、齋藤又右衛門、木村武兵衛、鐵砲師役の村田斧右衛門、檜崎作左衛門、荒川惠太夫、逸見次郎兵衛、土岐八郎太夫、火業師役即ち合圖の烽火を司るものに林甚右衛門、渡邊仁右衛門、富村吉右衛門、棒火矢師役に牧内金右衛門、萩野喜内、足羽次郎八等の名を載せ、持鐘奉行、持旗奉行、長柄奉行を始め、徒頭、目付、側役、使番その他醫師、馬醫、鍼醫の役割及びその姓名より、茶道の奈倉斗齋、小森玄可までを列記し、一番手の戦士三十一名、二番手の戦士三十二名、三番手近習頭の戦士十六名の姓名をも列記せり。公嘗て曰く、用兵の妙は變化測られざるに在り、常に敵情を察し、時勢を考へて兵制を立つべし。兵制もとより定體あるべきなし、今制する處は、假設の形のみ、是より後敢て執泥して、以て兵體は必ずかくの如しとなす勿れと。

公は致仕の後も、藩の武術に心を寄せ、文化五年の春初めて隠居として歸國せる時にも、越後流横田新兵衛の大亭館はいふまでもなく、一指流の松本理左衛門、柏原流の笠原五郎太夫及び新當流の大石源



内、不傳流居合の荒木圓左衛門、直信流柔道の石原左傳次の演武場に臨みて、親しくその武術を開せり。上に驍將あれば、下に弱卒なく、武道の名士輩出したること、この時を以て雲藩未曾有の盛況とす。即ち以上列記せるもの、外、新當流兵法に大石十太夫、村田勝左衛門あり、直信流柔道に井上次郎太夫、井上九郎右衛門、雨森次右衛門あり、柏原流健鏓に吉田小右衛門、山内臺藏あり、砲術に楢崎作右衛門、島村吉太夫、土岐左衛門、足立左衛門、逸見次郎兵衛、荒木村右衛門、荒川惠太夫、同七郎兵衛あり、棒火矢に林甚右衛門、渡邊仁右衛門、永井磯五郎あり、同家傳に足羽只助、大野嘉右衛門、牧内常左衛門あり、射術に村山猶右衛門、岡田孫三郎、熊野吉郎太、木村武兵衛、篠原武右衛門、同九右衛門等ありき。

唐船番といひ、旗揃といひ、第十代松江院の時代まで絶えず行はれたりしが、西洋兵式を採用するに至つてこのこと竟に止みたり。後の侍講桃節山がその著「警言」に於て、西洋の兵式を採用すべきを痛論したる中に、

實は大圓公の御主意を引立候心得に御座候。公常々の御詞に此様の法を立候は、暫く假りに設けたるなり。若し事に及びては、臨機應變にて、色々一定せざるべし、とか仰せられ候由承居候。此一言誠に難有御主意に御座候。大圓公今の世に御出被成候へば、決して軍法御改革可有之事と奉存候。と説けるは、誠によく公の精神を解せるものといふべし。

(ほ) 其他の武術 公の國に在るや、屢々刀槍、柔道諸師の道場に臨みて得意の技を演ぜしめ、其武技に長けたるものを獎勵し、また屢々大亭館に入りて越後流の兵法を講究せしむ。而して諸士に令して常に節約を以て身を持し、武士のたしなみとして必ず具足一領、槍一筋を所持すべきを諭し、毎年毛附改めと唱へ、武具方と稱する役所に各武具の員數を書き出さしめ、折々は現品を持參せしめて一々點檢せしめたりしといふ。蓋し數多き士臣の中には、世の泰平に狃れて武備を怠り、往々武具を典物となすものもなきにあらねば、その弊害を豫防せしめたるなり。

藩の馬術は八條流にして平井八郎兵衛入道道壽軒を祖とし、公の代に加藤利左衛門あり、其門に森下文太、松井利八、橋本傳右衛門あり。乗方を以て家業とせるものに、橋本三藏、同嚴、同戸内、島田又八、矢島勝五郎、森本平四郎、佐藤九藏等ありき。なほ乗馬の名手矢島金鱗のことは後に述ぶべし。古來有名の武將たるもの、乗馬の術に通ぜざるはなし。公もまた幼時より騎馬を好み、その技に於ても非凡なるものありき。毎年正月、松江に行はるゝ左義長(三稜打の事)の競騎頗る盛なるが、公もまた入國の初より、自ら駿馬に鞭を擧げて城下を馳聘せり。士民皆その勇姿を拜觀し勇氣百倍せりといふ。公の愛弟たる行親に送りし次の書簡の如きは、行文眞率にして豪氣横溢、讀者をして公の凛乎たる風貌を想見せしむ。時これ安永四年十月七日、使者は上田彦十郎なり。

今日風烈に付、御馬御いやのよし。昔信長、鳴海おけはさまにて今川を打し時は大風矢玉を吹返すと



や承り候。武士たる人は風をいとひ、雨を苦み候ては、武道いかで行ふ事も相成不申、誠に婦人小兒の身持と可申候。如此武士は腰ぬけ武士とも、古より申傳候。今日の烈風一段に候、面白可有之候。是非々々御出可被成めでたくかしく。

治郷

衍親殿

(上田耕造氏藏)

右の書幅、今なほ上田家に藏す。その箱裏の書付、次の如し。

出雲國主不昧公之御代、于時安永四未十月七日。上田家之元祖傳兵衛儀、大主江戸御勤番御供、己に貳拾三度に及び、其功に依り、帯刀被差免、御給米拾壹俵、貳人扶持被下置。御同公御湯殿方勤務中、御弟君三助様之津田御馬場へ御乘馬御進之御書翰、御使相勤候所、御覽後、元祖彦十郎被下置、以來上田家永々傳來。外、大黒御畫、猿田彦命御筆は火災。猶品々拜受居。附云、彦十郎は御拜名也。

享和三癸亥十二月吉日

二代目戸主 上田代

箱蓋表には「御大守治郷様御筆」とあり。右の書翰頗る有名のものにて、世に傳ふるものこの外に數通あり、文句各多少の相違あり、筆跡また頗る公に酷似するものあれど、この箱書付あるを以て、右の書翰を正しとすべし。なほ公が馬術の貴ぶべきことを世子月潭に諭したる書翰を見れば、更に一層の感を

深からしむ。

馬に御乗可被成候。傳右衛門参り候ても、御けいこなくてはやくに立不申。馬は火消といふと入用事にて、第一大きにけがをする大事のものに御座候。馬に乗らぬ人は、のろく見ゆるものに御座候。速々しく成候程、馬がこはきものに御座候。度々御乗可有候。

これは公が在國中、江戸なる世子の教育について肝膽を碎き、乗馬の必要を論したるものにして、親子の情誠に濃かなるものあり。この外「弓馬槍劍を第一に尊ぶべきこと、武術の稽古が、とかく世に申す大名藝にならぬやう、怪我をしても仕合を專にすべき云々」など、細々と守役へ言ひ遣りたる書翰あり。(後章参照) 公の寵愛せし三駿馬は飯石郡松笠村字龍上産の八雲、仁多郡八川村字春瀧産の有明、及び遠州濱松産の雲井とす。こは藩士矢島半兵衛(金鱗)公の命を受けて、逸物を各地に探索して得たるものなり。

公はまた砲術を奨勵せり。従來の制によれば、一番小屋に菅谷流鐵砲あり、二番小屋に小谷流鐵砲あり、三番小屋に火戰法鐵砲あり、四番小屋に木戸流鐵砲ありき。而して何れも百目以上の筒は用ひざりしが、公の時に至り更に三百目の大筒を用ひしむ。初め公は火業師浦野城太夫をして旗本佐々木甚三郎に就きて砲術を學ばしめ、之を藩士に傳習せしむ。因て浦野の小屋を俗に大筒小屋と呼べり、即ち五番小屋大筒佐々木鐵砲と稱せしものなり。



(へ) 鷹野 公が鷹狩に熱心なりしことは、次の話に由りても明らかにするを得べし。或る時鷹匠井上某といふもの公に向ひて、鷹合の時に至れば皆失敗して捕へかぬる由を言上せしに、公は「劍道の師範役大石源内に尋ね見よ」と云ふ。井上竊に放鷹を劍術師に訊ぬるの不可なるを怪しみつゝも、公の仰せなれば源内の許に至りて教を請へり。彼曰く「素より異なる道のことなれば、確答は保し難けれど、御意の事なれば私の存じ寄り敢て申し上げんに、そは鷹をつかふ人、何にても捕へさせざるべからずといふ念慮先きになり、肝心の鷹に後れを取らするやうになる故に、捕へざるならんか。爰ぞと思はれたる時思切つて手を放てば、鷹の働きは自在になりて鷹の至き力の出づるならん」と曰へり。其後かくの如くするに、果して能く捕ふるに至れり。公之を聴き「萬法歸一と申すは、この事なり、劍術も鷹合も、其理に於てかはる所あるべからず」と論したりとぞ。

公が在國中鷹狩に赴きし所は、嘗に松江城の近郊のみに止まらず、全国の片田舎にまで歩を運びしなり。今松平家に藏する公の筆、鷹割の巻物を見るに、

十二日 今市 十三日 杵築浦より平田

十四日 黒目 取調濟 今市

十五日 立久恵より知井宮

是より鶴の住郷次第宿付

徒の者刀筒持 二人 鷹匠共力持 二人

合羽籠 一荷 花畑者

とあり。その年號は詳らかならざれど、神門郡及び出雲郡に行き、更に神門郡より鶴の住む所次第、敢て遠きを厭はず、狩り暮らせるを知るべし。また當時公が捕鳥に使用せし愛鶴の名は、大沼、眼鷹、鹿島隼、瀧井袋、臙目、眞板淵、志田崎、白岩、金花山、黒岩、志田崎隼、霞ヶ峯、丸森、島根、大林、志津、御山、堀ヶ森、土俵松、宮古崎、別丹等なり。出雲郡坂田村の富豪勝部家、楯縫郡美談村の屋號御杖櫻、水家など、公が放鷹の際屢々少憩したることを名譽として、書き傳へ語り傳へたり。其他神門の知井宮山本家を始め、尖道湖の南岸及び北岸の道筋にて、豪農の宅に休憩せりといふも、多くは鷹野の際に於けるが如し。美談村水家に傳ふる文書に據れば、水家に立寄りしこと、次の五回なり。

- 一、明和三戌十一月六日 大圓庵様御社参之御杖櫻の下にて御目見被<sub>レ</sub>仰付。
- 一、明和七年寅四月 同上御こしかけ。
- 一、享和元酉十月晦日 大圓庵様神門郡大津より平田町へ被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>入候刻、御小休。
- 一、享和三亥十月六日 大圓庵様出雲郡坂田村より杵築へ被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>入候。御こしかけ。
- 一、寛政七年十月十三日 御腰掛。御杖及御直筆を賜ふ。

公は鷹野に於て公式の巡視以外、民情を視察し下情に精通するの機會を得たること少なからず。或る



寒き朝鷹野に出でしに、古志原の或る鍛冶屋にて熾に火をおこし、その上に自在鐘を吊して鍋を懸け汁を煮るを見て、公は其處に立寄りて之を所望せしに、鍛冶もとより公なりとは知る由もなく、たゞ何となく尊き方のやうに思ひたれば、之は吾々賤しきもの、吸ふべき汁にて候へば、到底御口にはあひ申さざるべしと言ひながら、之を勸めたるに、公は之を取つて賞味し、後日に至り殿中にて、かゝる粗汁を特に作らせて銀冶屋汁と稱したりと傳ふ。また或る時鷹野の途中にて、とある農家に立寄り、老翁のすゝむる除醜酢とびるを喫し、歸館の後爺が酒さけとて、これを傾けたることもありき、といふが如き逸話の一二に徴するも、鷹野の微行委にて下情を察して、治國の資となせるを知るべし。

### 第三篇 茶 道

#### 一 傳 統

抑も喫茶は支那に於て禪僧が醒眠劑として用ひたるに初まり、唐にあつては盧仝、陸羽の茶經となり、理氣性情を尙ぶ宋元の文明は、簡素恬淡を嗜む禪道と融合し、茶禪一味の風尙を生ず。我が奢侈なる東山時代及び華美なる桃山時代に移植せられて、武將富豪の嗜好に投じ、珠光、紹鷗を経て千利休に及び茲に所謂茶道を形成し、茶禪の醍醐味は新に我が武士道の爐上に溶けて、我國特有の民族趣味を煎じ出しぬ。千宗旦出でて茶室の建築、庭園の構造に洒脱清楚の風趣を増し、小堀遠州出でて大和民族の心の聲なる和歌と融合せり。公のために茶道の導引を爲せりと稱せらるゝ正井道有の茶書に、「先づ歌にも如く此教を立つる、高下の隔なく、本朝に翫ぶところの道、茶も亦高下の分を分たず云々」と見え、また片桐石州の手に成れる三百箇條の中に「茶の湯は佛法歌道を兼たるよし申傳候、詠歌大概に情以新爲先



詞以「古可」用とあり「其註解に「古は繪を掛くることなりしが、一休和尚珠光法師に告げて曰く、繪をながめんよりも、善知識の法語を掛け、心法を悟りて然るべし」とて、圓悟禪師の墨蹟を與へられしより墨蹟の法語を専ら用ふる事になりたり、又定家の筆を用ふる事は、詠歌大概の意に倣ひて、茶道も如此事は古きを用ひ趣向は新しくする也とて、小倉の色紙を懸けてよりこのかた、専ら定家を用ふる也云云」とあり。

點茶は既に吉野朝より足利時代に流行せしこと、太平記などを見ても知るべく、而して茶道としての形を具へたるは、東山足利義政に創り、元龜天正の間、兵馬倥傯の際英雄豪傑各これを嗜み、信長秀吉また頗る斯道を嗜みしに因り、徳川泰平の世に及びてもこれを踏襲し、或ひは太平の餘澤に連れて、やや茶道の眞諦を離れて華美驕奢に陥る弊を生じたれど、もとこれ群雄割據の時代に精神修養の具として起れるが故に、おのづから他の風流藝術のみを主とするものとはその趣を異にす。それ日本は君子國たり禮儀國なりといへど、平安朝にありては唐禮の模倣を免れざりき。武家時代に遷りて以來、武人の禮節は堂上貴紳の朝禮と折衷せられて、こゝに伊勢流小笠原流の國禮を作るに至る。然れどもこれ坐作進退の形式に止まり、その主客の禮、飲食の式に至りては、之を茶道に求めざるべからず。實に茶道は、管に知足安分を主義とする精神修養の宗教たるのみならず、和敬清寂を教ふる國民禮節の基礎たり。要するに、茶道は元龜天正の戰國時代に隆盛となり、今また大東亞聖戰の眞最中に茶事の流行するを

想ふに、茶道は元來精神修養の上に、沈着と靜慮とを會得し成就する最上の方便なるが故に、喧噪憂慮の神經戰を餘儀なくせらるゝ戰時下の國民にとりて、まさに一服の清涼劑たること、古今一徹の通義たるべし。

利休に依りて大成せられたる茶道は、其家系に於ては、次子宗淳、孫宗旦を経て、表裏千家其他各流に分れ、また他の門流に於ては、古田織部、桑山左近を経て、遠州流の祖小堀遠江守宗甫政一、石州流の祖片桐石見守宗關貞昌に至りて愈々其の發達を遂げたり。而して露地茶室の構造は千宗旦に及ぶものなく、器物を愛玩し書畫を能くするは小堀宗甫に如くものなく、道を重んじ古法を守ること片桐宗關の右に出づるものなし。もしこの三者を合せて一人とせば、實に理想的の茶博士たること、公自ら之を曰へり。而して公はこの理想を遂行して、終に自ら不昧流の祖となれるなり。

公は幼少の頃、雲州茶道頭正井道有に就きて茶を學ぶ。道有は遠州流不知庵の高弟にして空味と號し享保十六年十二月十二日父宗有の後を繼ぎて、二十五石五人扶持、大番組士たり。同十九年茶道頭となり、天明二年七月四日歿せる人なり。公は其後京都より千家流谷口民之丞を呼び下し、その點て方を見たれど、別に指南は受けざりき。後半寸菴伊佐幸琢の門に入りて、石州流を學ぶ、その傳系次の如し。

珠光—武野紹鷗—千宗易(利休ノ長子)—千道安—桑山左近太夫可齋(洞雲)—片桐石見守貞昌(宗關)—怡溪



和尚(品川東海寺中)—一代伊佐幸琢(半々)—二代伊佐幸琢(半提)—三代伊佐幸琢(半寸)—不昧(高源院開祖)

故に系圖の上より見れば、公は利休の直系石州流不昧派と稱すべし。雲州侯たるが故に、雲州流とも稱し、出雲にありては御流儀または御國流と稱す。當時京都の千家は、表流裏流とも唯形式にのみ拘泥し、祕事祕傳を以て多額の料金を貪り、頗る專横の風ありき。これに反抗して川上小白は、千家より見て外道たりし江戸千家の名を以て簡便に祕傳を授けたれば、その勢江戸を風靡し、門前市を成すの觀あり。利休の直傳なる南坊流、三齋流、有樂流、織部流、遠州流、藪内流等もまた皆各旗幟を鮮明にして互に相競ふものあり。千家より破門せられたる山田宗偏の流派も侮るべからざる勢あり。而して石州流は、利休直傳の三百箇條を有するものとして、其權威熾盛なるものあり。抑も石州流三百箇條と稱するものは、その初め利休の直門人なる南坊慶首坐頗る記憶に富み、利休のいふところを筆記し、一々利休の奥書を求め、積んで三百箇條に及ぶや、利休曰く、祕事は祕するを以て尊しとす。かくの如きものを後代に残すは害ありて益なし。須らく燒棄すべきものなりとて、之を墨引して南坊に返したり。南坊乃ち歸りて之を燒棄てんとせしが、さて思ふやう、かくまで苦心して筆記せるものを燒棄するは勿體なし、敢て他人に示さざれば可なりとて、深く篋底に藏せり。然るに貞享元祿の頃、この祕書筑前黒田家の家臣立花實山の發見するところとなり、相傳へて片桐石州に及ぶといふ。石州流の中に、下條信隆の石州

別派、大西閑齋の大西派、松浦鎮信侯の鎮信派、石州の家老たりし藤林宗源の宗源派等あり。而して石州より品川東海寺の怡溪和尚に傳りたるを其の正統とす。怡溪は同門弟なる桑山下總守可齋(宗仙の孫)と謀り、かの三百箇條を註解して世に傳ふ。今、世に存するもの、即ちこれなり。怡溪派は石州流の神髓を傳へ、道安流にしてまた利休の本傳たり。而して怡溪門半寸庵伊佐幸琢は、當時の幕府茶道數寄屋頭にして、茶道に關する實權を掌握したるものなれば、公は乃ちこの門に入れるならん。

なほ公が石州流を選びたる所以は、次に掲ぐる思召書と稱するものに由りて明らかに之を知り得べし。

不昧公石州流思召書

石州茶の湯

石州流とは、片桐石見守源貞昌字宗關浮瓢軒と號し、千道安及桑山左近太夫の流儀に入り、茶の湯大成したる將軍家六宗匠の一人なり。此門に入りて、後一家を成したるは、松浦鎮信、清水道閑、高源院怡溪和尚なり。是が神髓形體ともに能傳習し相繼ぎあるもの、則怡溪流ならざる可からず。鎮信、道閑二流の如き、一時は古田織部を頼みしより、自然所作の上に於て差異を顯はしある所以なるか。而して予が點茶儀を稽古しつゝあるは、専ら石州流祖に基き、兼て怡溪和尚の所作をも重んじ居れり。然し茶儀殊に他の茶の湯を主とするも、皆其源は利休居士の高風を慕ひ、それを奉行するに因り、敢て他を貶する意なきなり。所説の本流に傾くことあらん而已。